

くしては恐らく突破し得ないであらう。凡ゆるブルジョア軍隊において戦車に關し特に注意を傾注しをる所以も之がためであり、又外國軍隊が各種型戦車の技術的及作戦的性能の研究に大々的工作を惜まないのも亦之がためである。

吾々が幸に手に入れた之等ルノー、リカード及其他型戦車は總て戦闘用武器として全然その用をなさざる廢物であつた。吾らは一九二七年自國製戦車の設計に成功したけれども、不幸にして該戦車の戦闘能力は舊式ルノーにさへ遙かに及ばなかつた。茲に於て何等かの非常手段を講ずるの必要に迫つたが、その最も困難とする所は一九二八年まで我國に自動車工業もトラクター工業もなかつたことであつた。従て吾らはサヴェート戦車文化を成長させ得る如何なる幹部をも有せざりし關係上、外國型獲得の道程に向て蹶起しなければならなかつた。而して事態は極めて順調に進んだ。斯くて吾らは大なる努力の結果、我國において現代的戦車を製作し得るに至つた。否單に製作し又戦車生産根據地を創建せるのみならず、該事業においてバルイコフ、レベヂエフ、トースキンその他の有能設計者幹部及労働者の幹部を養成し彼等は期待せる如く既に某外國製のものに劣らざる新機軸の數個の設計を吾らに提供した。今や吾らはこの四ヶ年間に於て生産においても軍隊においても現代的戦車を完全に獲得したと言ふも敢て誇張ではない。

四、航空

我航空は一九二八年に既に貧弱の域を脱してゐた、吾らは航空方面においては裏に頗る多くの業績を残し、第一次五ヶ年計劃開始までには著しき成功を遂げてゐたが而かも飛行機及發動機の性能はその高度、搭載量及行動半径の點において尙ほ世界航空技術より遅れてゐた、即ち茲四ヶ年間に飛行機建造方面では長足の進歩をなし航空工業を創建したけれども航空生産品の質においては未だ現代の世界技術に追蹶し得なかつた。而して發動機製造においては従前の如く未だ一步遅れてゐるが、然しそれは一九二八年のその如く遅れてゐるのでは決してない。現在までに吾々は若干の自國製現代式航空發動機を製作し、その中のあるものは既に大量生産せられつゝある。又我らは航空設計者の非常に堅實にして向上しつゝある幹部を有してゐる。我々は更に第二次五ヶ年計劃においては世界航空技術の水準に進出し、該部門において他を凌駕するための凡ゆる條件を創造するの確信を有してゐる。ツホリヨフ、カリーニンその他の如き我航空設計技師及ミクリン、ナザロフその他の如き發動器設計者は之に對する保證人たる役割をなすものにして彼等は事實を以て本職の言を

裏書するであらう。

五、海軍

五ヶ年計劃が我海軍を度外視せざりしことは勿論にして、茲四ヶ年間に於て全船艦の修理を終り、戦艦を若干近代化し數隻の潜水艇を増加し我沿岸防禦を鞏固にした。又艦隊の兵員は著しく増加し資格づけられ且つ複雑なる海軍技術を獲得し、造船根據地も著しく擴大され、以て我海軍は甚しく強化されたのである。

赤軍の技術的裝備改變に關する該事業總ての容易ならざりしことは獨り我々軍人に取てのみではなく、國家としても該事業のために多額の費用を支出したのである。今生産根據地創建のために支出したる費用を除き勞農赤軍を裝備する技術費に關聯する支出のみを考慮に入れるならば、一九二七—二八年において既に該技術に多額を費し吾人が報告せる軍の裝備改變實行のためには更に多くを費したが、之は我々に赤軍を技術的に再建設し單にボルシェヴィキ精神、團結力及軍紀に依るのみならず、飛行機及戦車の如き複雑なるものを含むサウエート軍事技術によつて我赤軍を強化するの可能性を與へた。

六、幹部養成

最後に残る問題は編成上に關係ある幹部問題である。技術が益々複雑多岐となるに従てその利用は益々複雑化し、技術の指導は益々困難となるものである。従て益々幹部を教育する必要が生じて來る。技術の進歩は我國防を數倍強化するものであるが、技術の完成には軍隊労働者の巨大なる努力を必要とする、即ち新技術は吾々に對し該技術の研究、修得及充分なる習練を要求する。だが然しこの點に關し我國は萬事順調に運んでゐるか、と云ふに、遺憾ながら現在では然りと云ふを得ない状態にある。今我航空を例に取れば、一九三二年の飛行時期の頭初において人間の犠牲と器材の損失を惹起した事故が多かつた。之れ我操縦者が未だ完全に技術を習得せず、技術は頗る複雑化し且つ技術を操縦し得ざる者、技術の習得不十分なる者及技術の利用に冷淡なる者らによつて發生したものである。要するに複雑にして威力ある機械は技術上の知識を有する人の掌中にあつて有效なる武器となるものである。而して今や我が飛行家は緊張し悲惨事は少くなり、作業は順調に進むやうになつた。

戦車においても亦必ずしも良好に進んでをるとは言ひ得ない。戦車に關しては適時講ずる手段により航空におけるが如き過失と失策を避け得る自信を有してをるけれども、此處においても最初に積まるゝ經驗は我々の團結力の如何と該技術獲得の如何によつて少くもなり或は多くもなる無益の支出を伴ふものである。乃ち黨、労働者階級、全労働者に對する吾々の義務は我國に緊要なる新技術を獲得するにあることは今更喋々するの要はない。

然らば吾々は第一次五ヶ年計劃を通じて赤軍幹部養成及完成に關し何を爲したか？ 先づ第一に軍隊は多數の技術者技師及一般高等軍事的教養を有する指揮官を要求し、之等の人々は陸軍大學において養成するのであるが、一九二八年には總ての陸軍大學において三、一九八名の學生を教育し、一九三二年には諸大學を専門化し、その數を増加し之に順じて學生數を増加した。又高等學校に對しては教養あり且つ政治に精通せる教授及講師を以て充實するために必要な手段を講じた。軍隊は近き將來において諸學校の作業の成果を完全に感受するであらう。諸部隊に教養ある技術幹部を充實することは軍隊に入る技術が軍隊内において正しく有効に利用せらるゝための最も主要なる擔保である。然し新に技術的に改變せらるゝ軍隊は單に高級有能者を要求するのみならず、更に中級幹部をも要求せる結果、我陸軍諸學校は五ヶ年計劃に大變更に來し、航空、戦車、工兵、技術學校の如き専門學校が生れた。而して之ら諸學校における教育は單に技術的知識に於てのみならず、階級的黨陶並に黨に對する忠實の意味に於ても眞に良好なる指揮官及技術者を得るために必要な程度に向上することが極めて重要である。

七、軍隊内の社會的編成

五ヶ年計劃期を通じ赤軍はその技術的改變に應じて兵種別分類上に變化があつた、即ち歩兵においては指揮幹部數は若干減少し、騎兵においても亦同様にして、砲兵戰車隊及その他の技術部隊においては之に反し指揮幹部數は増加した。指揮幹部の社會的編成は改善せられ、一九二八年に二〇%なりし労働者數は四〇%に増大し、黨員數は一九二八年の五%より一九三二年には六一%に増大し、高級及上級職における黨員層の成長は特に大である。例へば砲兵の上級指揮幹部における黨員層は一五%より八一%に進み、歩兵においては五四%より八八%に増加し、裝甲戰車隊に至つては上級幹部の黨員層は一〇〇%となつたのである。

勞農赤軍の黨コムソボル組織は歴大なる増加を示し、黨員及コムソボル員數は
一九二八年 軍隊全員に對する割合 三一・六%
一九三三年初 同 上 五九・四%

となつた。又軍隊内における指揮官及政治部員の戰術教育規定が作成せられ、幹部のマルクス・レーニン主義教育の程度が高められた。更に赤軍幹部が社會主義的建設第一次五ヶ年計劃の花々しき完成に當り我黨及労働者階級が軍隊に與へたる技術に適應し得るための凡ゆる條件が創造されたのである。

一〇項 軍人及其家族の特典

サウエート政府はその國防を擔當する赤衛軍を重要視し彼等軍人に對しては各種の特典を附與するのみならず更に軍人の家族に對して種々なる特典を與へてをる。即ち一九三二年サ聯邦國立出版所の發行せる「勞農赤軍軍事務者及義務者並に其家族に對する特典に關する法令」は右特典を規定するものであつて、その内容は以下記す所の如くである。

第一篇 總 則

一條、本法令は勞農赤軍々事務者、義務者及其その家族並に勞農赤軍の兵役を免除せられたる者及其その家族に對する特典を規定す

備考IIサ聯邦「オ・ゲ・ベ・ウ」軍及護送軍隊の勤務者も亦勞農赤軍々事務者と同斷とす

二條、本法令は次の特典を規定す

- (イ) 農村産業部門 (第二篇)
- (ロ) 労働及社會保險部門 (第三篇)
- (ハ) 租税及公課金 (第四篇)
- (ニ) 國家保險 (第五篇)
- (ホ) 住居に關するもの (第六篇)
- (ヘ) 保險部門 (第七篇)
- (ト) 教育部門 (第八篇)
- (チ) 郵便 (第九篇)
- (リ) 鐵道及水運輸送 (第十篇)
- (ヌ) 補助金 (第十一篇)
- (ル) サ聯邦遠隔地方勤務者 (第十二篇)

備考I 赤軍々事務者、義務者並にその家族、勞農赤軍の兵役を免除せられたる者並にその家族に對する國家保障は特別法律に據る。

三條、軍事勤務者及兵役を免除せられたる者の死後、その家族は法令に他の期限明示なき時は向ふ六ヶ月間その舊特權を保持す

四條、軍事勤務者、義務者或は兵役免除者にしてサウエートに對する選舉權を失ひたる場合、之等の者とその家族は特權に關する權利を失ふものとす

同様軍事勤務者、義務者及兵役免除者にして自由、政治權の喪失、裁判上或は行政上の追放處分に處せられたる場合は、その期間特權に關する權利を失ふものとす。その家族亦同じ。但し精神病、被後見者たるの理由を以てサウエート選舉權を失ひし者及赤軍教化隊或は禁錮により自由を失ひたる者は此限りに非ず

五條、軍事勤務者、義務者及兵役免除者の家族にしてサウエート選舉權を失ひし者は特權を失ふものとす

家族の一員にして自由、政治權の喪失、裁判上或は行政上の追放處分に處せられたる場合、軍事勤務者、義務者及兵役免除者の家族は其期間特權を失ふものとす、但し精神病者、被後見者たるの理由、或は禁錮によりサウエート選舉權を喪失したる者は此限りに非ず

六條、脱走中の軍事勤務者及義務者は特權を喪失す、その家族亦同様とす

七條、特權を有する者の法律的利益を侵害されたる場合は地方執行委員會、市町村サウエートは自己の發意或は關係者の歎願により被侵害者の利益擁護のため必要なる手段を執るべき義務を有す。若し之に反する時は責任者は無能或は職務怠慢の科により刑法上の責任を問はるものとす

八條、檢事は若し特權を有する者の法律的利益を侵害したる事實の申告を受けたる時は其申告者の如何なる者たるを問はず直ちにその違反事項を根絶すべき手段を講じ違反者の責任を問ふものとす

九條、特權を有する者には本人の希望に基き陸海軍人民委員部にて制定したる證明書を附與す

證明書は各部隊官衛に於て發給す

證明書は地方執行委員會、市町村サウエートに於ても所要の通牒に基き發給し得るものとす

地方執行委員會、村サウエート、市及労働村落に在りては民警は無料にて該證明書の謄本を證明するの義務を有す、

若し特權が現實に即する時は假令右證明書を缺く場合と雖も之等特權を實施せざる可からざるものとす

一〇條、若し法律に特記なき場合には法令による特權に對する權利を有する軍事勤務者、義務者及兵役免除者は之等特權と同様の種類に該當する勤務者のため設けられたる總ての特權をも併せ利用し得るものとす

一一條、戰時に於ける法令適用の範圍及方法は特別法を以て之を定む

一二條、法令實施のための訓令は陸海軍人民委員部又は各聯邦共和國人民委員部或は各聯邦共和國人民委員、サウエート

附屬陸海軍人民委員部全權と協定の上サ聯邦人民委員會議及各聯邦共和國人民委員部之を發布す

一三條、勞農赤軍豫備役指揮官級軍事勤務者に對しては法令の當該條章に特示せる特令により現役指揮官級軍事勤務者の

ため定められたる特權を適用す

一四條、軍需品製造關係職務にある軍事勤務者に對しては特に法令に該當する條章ある場合に限り特權を適用す

一五條、以下本法令の各條章に現はるべき「召集」(ズボール)なる語句は、再役教育召集、短期召集、檢閱召集、移動

召集、演習召集、其他の教育勤務、動員豫行演習、召集前又は軍事教育準備實施の爲の教練、民兵部隊交代員軍事勤務

者或る場合原隊に召還する場合、等に用ふるものと解釋すべし

一六條、以下本法令に現はるべき「長期休暇」なる語は長期休暇により民兵部隊の交代員に算入せらるものと否とを問

はず現役を離るゝ者を指す

第二篇 農村經濟部門の特典

一七條、コルホーズ納附料として「貧農、購買組合及集團化資金」中よりする貸附金は軍事勤務者出身の小作人及貧農に

對して優先的且つ最長期に貸付くるものとす

一八條、現役兵卒並に指揮官級軍事勤務者(長期休暇者を除く)の加入せる農場に對し信用組合が信用貸付をなすべき場

合は之と同様の資産状態に在る他の農場に比し優先的に行はるゝものとす

一九條、現役兵卒並に指揮官級軍事勤務者(長期休暇者を除く)の加入せる農場にして連續集團化地方以外の耕地少なき

か或は皆無なる場合には國家の豫備地又は土地組合の管下にある空地の貸下げを受くるに方り他の之と同様なる資産状

態にある農場に比し優先権を有するものとす

二〇條、現役兵卒及指揮官級軍事勤務者が勞農赤軍の隊付不在中、之ら軍事勤務者の所屬農場割當土地は保有せらるゝものとす

二一條、現役兵卒並に指揮官級軍事勤務者（長期休暇者を除く）の加入せる農場が播種貸付を受けんとする場合は他の同様の状態に在る農場に比し優先的に且つ有利なる條件を以てその貸付を受けるものとす

二二條、現役兵卒並に指揮官級軍事勤務者（長期休暇者を除く）の加入せる農場の打穀場使用料は割引を受けるものとす

二三條、現役兵卒並に指揮官級軍事勤務者（長期休暇者を除く）の加入せる農場に要する木材類は無料と同様の特典を以て供給せらるゝものとす

右農場に對しては「草刈り」「腐木集め」も亦無料と同様の特典を以て許可せらる

二四條、騎兵兵部隊交代員の加入せる連續集團化地方以外の農場に對しては役馬購入のため特に設けられたる資金中より貸付を受けるものとす

二五條、第十八、十九、廿一、廿二及廿三の各條に指示する特典は勞農赤軍に在りし軍事勤務者除隊の日より六ヶ月間農場のため保有せらるゝものとす

二六條、聯邦移住資金中より特に「赤軍移住民コルホーズ」に對しそのコルホーズの發達が完全に保護せられんがため最も便利なる所要の土地を貸下げらるゝものとす

（備考）赤軍移住民コルホーズとして具備すべき條件左の如し

（イ）コルホーズが勞農赤軍に在りし現役兵卒及指揮官級軍事勤務者にして除隊後一年以内の者、或は民兵部隊交代兵卒及下級指揮官たる軍事勤務者によりて組織せらるゝ場合

（ロ）右の場合これら軍事勤務者がコルホーズ員たる勤勞男子總數の半數以上を占むる場合

二七條、赤軍移住民コルホーズの開拓者たる軍事勤務者には特別休晩を與ふ、休暇附與の方法は陸海軍人民委員部之を定む

二八條、赤軍移住民コルホーズに對し附與せらるゝ貸附金額は他の移住民コルホーズに比し一五%多きものとす

二九條、赤軍移住民コルホーズがトラクター、農業機械、農業及技術専門家、その他肥料、有害者との鬭争材料等の支給配屬を受ける際は優先権を有す

第三篇 勞働及び社會保險部門の特典

第一章 現役勤務に服する者のための勞働及社會保險部門の特典

三〇條、定例召集に方り居住地所在召集委員會に出頭する勤務者は該委員會に出頭する時間中は傭主により勞働を免除せられ且つ該期間中自己の平均勞銀を保證せらるゝものとす

應召者が検査のため病院に差向けらるゝ時も亦その時間中勞働を免除せられ且つ平均勞銀を保證せらるゝものとす、但し季節的及建築勞働に従事する勤勞者、住宅を有する者、臨時勤勞者及小作人にして六日以内勞働したる者の位置及平均勞銀は身體検査間保證せられざるものとす

（備考）「居住地に於ける出頭」とは鐵道により五〇基米、その他の交通機關により二〇基米以内に在る召集委員會に出頭することを意味す

三一條、若し自己の居住地において出頭せし應召者が現役赤軍服務又は軍需品製造勤務を命じたる時は傭主は應召者の申出により平均勞銀額十二日分を一時金として支拂ひ解備す、此保償金中に勞銀を計算す、該勞銀は召集委員會出頭期間

及病院における検査期間應召者のために保證せらるゝ、但し季節的及建築勞働に従事する勤勞者、住宅を有する者、臨時勤勞者及小作人にして僅に六日以内の勤勞に従事せし者には該保證金を支給せざるものとす

若し之等勤勞者が六日以上一ヶ月以内連續勤勞せし時は平均勞銀三日分を、又若し一ヶ月以上勤勞せし場合には六日分を夫々保償金として支拂ふものとす

三二條、定時召集に際し若し勤勞者が自己を居住地以外の召集委員會に出頭するを要する場合には傭主はその出頭前に解備し、勤勞者に對し平均勤勞十二日分を支給するものとす

但し季節的及建築労働に従事する勤勞者、住宅を有する者、臨時勤勞者及小作人にして僅に六日以内の勤勞に従事せし者には該保證金を支給せざるものとす、若し之等勤勞者が六日以上一ヶ月以内連続勤勞せし場合は平均勞銀三日分を又若し一ヶ月以上六ヶ月以内勤勞せし場合は六日分を夫々保償金として支給するものとす

(備考) 居住地以外の出頭とは鐵道により五〇基米以上、その他の交通檢關により二〇基米以上の距離に在る召集委員會に出頭するを意味す

三三條、若し自己の居住地以外の召集委員會に出頭せし應召者が現役赤軍服務或は軍需品製造勤勞を命ぜられざりし時は往復日數を除き委員會より所要の書類を受領せし日より三日の期限内において舊勤務に服歸する權利を有す、此場合既に保償金に含まれ支給せられたる勞銀は重ねて支給せられざるものとす

(備考) 應召者が復歸せし場合備主はその代人として備ひたる勤勞者を解雇するの權利を有す、備主は此旨一日以前に豫告するか或は一日分の平均勞銀を前日に支給するものとす

三四條、勤勞者が志願して赤軍現役定期勤務兵卒級に編入されたる時は備主はその申出により十二日分の平均勞銀を一時金として支給す

軍事學校に入る勤勞者は學校に到り入學考査を受けるに必要なる全期間中その職と平均勞銀とを保有す、軍事學校採用者はその申出により一ヶ月分の平均勞銀に相當する一時金を受けて備主より解雇せらる、此一時金に本人の出頭考査を受けし期間の勞銀を加算す

但し季節的並に建築勤勞者、住宅所有者及小作人にして六日以内勤勞せし者には本條規定の金額は支給されざるものとす、若し之等の者が六日以上一ヶ月以内勤勞したる時は三日分を、又一ヶ月以上六ヶ月以内の時は六日分の金額を支給す、一時的勤勞者は學校出頭並に考査を受けるに要する期間中その職と勞銀とを保證されざるものとす

志願して赤軍現役定期勤務兵卒級(軍事學校を含む)に編入されたる時は一時金は季節労働に従事せし者に對すると同額に支給せらる(一九三〇年八月十三日法令集第四〇、第四二三條)

三五條、赤軍現役又は軍需品製造勤勞を命ぜられし者、最初の二ヶ月以内に之を免ぜられたる場合は途中旅行日數を通算

せず、三日以内に舊勤務に復歸する權利を有す、此場合既に保證金を含まれ支給せられたる勞銀は重ねて支給せられざるものとす

(備考) 應召者が復歸せし場合備主は本人の代人として備ひたる勤勞者を解備するの權利を有す、備主は此旨一日以前に豫告するか或は一日分の平均勞銀を前日に支給するものとす

三六條、常備軍事勤務に召集せらるる場合、舊勤務、勞銀の保證及一時金の支給等の特典及舊位置への復歸權(第三〇―三五條参照)は「製材並に航運勤勞條件」に關する一九二七年十一月二日附サ聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定に該當する勤勞者には賦與せられざるものとす(一九二七年サ聯邦法令集第六二の第六二七條、一九二八年度法令集第二五の第二二七條、一九二九年同第二三の第一九六條)

三七條、赤軍現役に定時應召する勤勞者が勞銀(第三〇條参照)を保證せらるる場合失業手當を受くる失業者は本手當を保證せらるるものとす

備主が勤勞者に對し一時金を支給する場合には(第三一、三二及三四條参照) 保險局は失業手當を受くる失業者に對し失業手當半月分に相當する一時金を支給するものとす

三八條、赤軍現役勤勞を命ぜられたる勤勞者或は失業者の妻にして其良人に對する最後の勞銀或は失業手當支給後一ヶ月以内に出産ありたる時、彼女は保險局より出産並に乳兒哺育に要する補助金を受く、若し右に該當する勤勞者又は失業者の家庭に於てその一ヶ月以内にその扶養に係る家族が死亡せし時は、應召者の家族は保險局より死者埋葬費を受くるものとす

若し同一期間に常備勞農赤軍に召集せられたる勤勞者、失業者本人が死亡し軍隊の費用にて埋葬せられざりし時は家族は保險局より埋葬費を受くるものとす、但し本特典は勞銀の最後の支給日迄に社會保險の總則によりて上記の補助金を受くる權利を有せざりし勤勞者には適用されざるものとす

三九條、失業者集團企業又は一般労働に従事せし失業者にして失業手當を受くる權利を有する者は本手當を受けつゝある失業者と同様の特典を受くるものとす

四〇條、常備軍服務を命ぜられたる勤勞者の家族にして應召者の扶養に係り且つ家族中定業を有する者なき場合は職業紹介所に登録する権利を有す

第二章 民兵部隊三ヶ月教育及召集に應召する者に對する勤勞並に社會保險上の特典

四一條、民兵部隊に派遣せられたる勤勞者は勤勞第一年度に於ける技術的訓練の全期間勞銀を除く勤勞を保證せらる、召集に方り之等應召者は備主より十二日分の平均勞銀を一時金として受領す、該一時金には定時召集の際支拂はれたる金額は除かる

四二條、季節的及建築勞働勤勞者、住宅所有者、一時的勤勞者、小作人に對する民兵部隊交代員三ヶ月教育第一年度召集勤勞の保證及一時金支給は左の條件により行はる

(イ) 六日以内のみ勞働せし者に對しては一時金は全然支給せられず

(ロ) 六日以上一ヶ月以内勞働せし者に對しては一時金として三日分の平均勞銀に相當する金額を支給す

(ハ) 一ヶ月以上六ヶ月以内勞働せし者に對しては一時金として六日分の平均勞銀に相當する金額を支給す

(ニ) 一ヶ月以内の勤續者及勤續と無關係なる勤勞者に對しては三ヶ月教育期間職場は保證せられざるものとす

四三條、「召集前の準備教育」中に在る勤勞者に對する職場並に平均勞銀は其期間保證せられ、「召集前の最高等準備教育」中にある勤勞者に對する職場及平均勞銀は夏季訓練(廠舎召集又は陸軍官衛、學校及企業附として)の全期間保證せらる、若し之等の者が軍部以外の官衛、學校及企業において夏季訓練を受くる場合は職場及當該訓練場に於て受くる給料を差引せし額に相當する平均勞銀の保證を受くるものとす

召集前訓練の代りに民兵部隊第一年度勤勞における軍事訓練を受たる勤勞者は該全期間職場と平均勞銀とを保證せらる(一九三〇年度法令集第四〇の第四二三條)

四四條、民兵部隊交代員兵卒及指揮官級にある勤勞者は全應召期間職場及平均勞銀の三分の二を保證せらるゝものとす、

又初年度赤軍の現役を終へ長期休暇として除隊後民兵部隊に派遣せられたる者は召集期間職場及平均勞銀を保證せらる

四五條、軍隊以外に於て現役に服務する者は召集期間職場と平均勞銀の三分の二を保證せらる

四六條、兵卒及指揮官級にして長期休暇の儘豫備役に編入されたる勤勞者に對する職場及平均勞銀は召集の全期間保證せらるゝものとす

軍事工業勤勞による教育召集を完了したる勤勞者は召集の全期間常勤場所における職を保有す、若し之等の勤勞者が召集の行はるゝ産業企業において常勤場所にて受くる平均勞銀よりも少額を受くる時はその差額は其の常勤場所の企業主或は官廳により支拂はる(一九三〇年度法令集第四〇の第四二三條)

四七條、季節的勤勞者、建築勞働者、住宅所有者、一時的勤勞者及小作人に對する應召中職場及平均勞銀の保證の特典は次の條件を以て行はる

(イ) 六日以内の勤勞者に對しては全然特典を賦與せず

(ロ) 六日以上一ヶ月以内の勤勞者は職場及勞銀を保證せられざるも、三日分の平均勞銀に相當する一時金を受く

(ハ) 一ヶ月以上季節的勞働に、一ヶ月以上六ヶ月迄建築勞働に、夫々従事したる者は召集全期間中(一ヶ月以内に限る)職場及勞働を保證せらる

(ニ) 一ヶ月以上勤勞せし一時的勤勞者は職場及勞銀を保證せられざるも六日分の平均勞銀に相當する一時金を支給せらる、本條件は七日以内の勤勞者には之を適用せず

四八條、召集の期間職場を保證せらるゝ指揮官級(下級指揮官を除く)勤勞者は當該期間次の場合にのみ解備せらるゝことあるべし

(イ) 勤勞場所の全部或は本人の勤勞せし局部が廢止せられたる場合

(ロ) 製造上の關係により一ヶ月以上勞働が停止せられたる場合

四九條、民兵部隊交代員勤勞において三ヶ月教育及召集中職場を保證せらるゝ兵卒並に下級指揮官級にある勤勞者は當該期間次の場合のみ解備せらるゝことあるべし

(イ) 本人の勤勞先なる官衛企業の全部又は一部が廢止されたる場合

(ロ) 製造上の關係により一ヶ月以上勞働停止の場合

(ハ)緊縮の結果當該勤務者の職務が廢止せられたる場合
右の場合同一の若干職務中一部が廢止せられたる際緊縮による斯る免職は調停委員會の假定によりてのみ許容せらるゝものとす

五〇條、民兵部隊交代員第一年度三ヶ月教育召集に際し職場保證及一時金支給の特典及召集に際し職場及勞銀の保證の特典(第四一乃至四八條参照)は製材及航運勞働條件に關する一九二七年十一月二日附サ聯邦中央執行委員會及人民委員會決定該當者に適用せられざるものとす

五一條、失業手當を受領しつゝある失業者民兵交代員の第一年度三ヶ月教育應召に際しては保險局は失業手當半ヶ月分に相當する一時金を支拂ふものとす

失業手當を受領しつゝある失業者は應召の全期間該手當を保證せられざるものとす

五二條、失業手當を受領しつゝある勤勞者或は失業者の妻にして夫が民兵部隊交代員勤務第一年度三ヶ月教育或は召集の應召者自身が死亡し陸軍費にて埋葬せられざりし時はその家族は保險局より埋葬費を受領す、社會保險の總則により上記の手當金保償の權利を有せざる勤勞者に對しては本特典は附與せられざるものとす

五三條、失業者集團企業又は一般勞働に従事する失業者にして失業手當權を有する者は本手當を受けつゝある失業者と同様特典を利用し得るものとす

勤勞者が國防飛行化學建設協會において召集を受くる時は彼等は軍事訓練の日時に相當する自己の平均勞銀を保有す義務的或は任意的に該召集實施上の教官となる勤勞者は同様その平均勞銀を保有す、該召集期間勤勞者は職部の廢止以外事務縮小によりて解職せらるゝことなし、此場合若し或る單獨職務の一部が廢止せらるゝ場合その解職は調停委員會の決定によりてのみ行ふことを得

指揮官級(下級者を除く)の者を事務縮小のため解職するか又は減給位置に轉職するためには右の外「三パーセント幹部決定委員會」及地方勞働機關の同意を得るを要す(一九三〇年度法令集第四〇の第四二三條)

第三章 長期休暇豫備役或は免役者の爲の勞働及社會保險に關する特典

五四條、長期休暇豫備役或は免役となれる現役兵卒及指揮官級の軍事勤務者は未だ會て雇傭せられざりし者と雖も職業紹介所に登録する權利を有す、但し本特典は赤軍々隊附より被免後一年以内に利用するを要す

五五條、總ての國家及組合機關企業及混合株式會社における幹部級の三%は長期休暇豫備役又は免役となりたる中等上級及最高級指揮官級の軍事勤務者により交替せらるゝものとす

右の職場は指揮官級のため最も便利に利用せられ得べきものなるを要す、但し二十人以下の従業員より成る機關及企業においては三%制は適用せられざるものとす

現役滿期後或は服役繼續期間を終りたる兵卒及下級指揮官級にして豫備中等指揮官の階級を得たる者に對しては三%制は適用せられざるものとす

(備考)サ聯邦勞働人民委員會に對しサ聯邦及各聯邦共和國の陸海軍人民委員會及關係各部と協議の上除外すべき三%の人員の所屬機關及企業を規定すべき權利を與へらる

五六條、三%の人員を決定するは該地方執行委員會附屬特別委員會にて行ふ、該委員會には執行委員會議長(委員會議長)及地方軍事部及勞働部の各代表者参加す

該委員會の指導する各聯邦共和國範圍内における事業の統一及監督は各聯邦共和國人民委員會附屬の特別委員會之を行ふ

右事業の一般指導、全サ聯邦に亘る當該職務の調査及聯邦及各地方委員會事業の一般的監督はサ聯邦陸海軍人民委員會と勞働人民委員會との協力によりて行はる

五七條、下記職務に在る者を解雇する時その後任は必ず長期休暇豫備役又は免役者を以て補充するを要す

(イ)勞農赤軍常備兵役に入るため解雇せらるゝ總ての企業機關及農場の勤務者

(ロ)勞農民警(軍警を含む)各機關企業(交通を含む)森林監督、消防等における軍隊化せられたる警戒隊並に留置

場勤務者

(ハ)諸官廳及企業に勤務する建築管理者、監視人、門衛、倉庫番、守衛、邸番、火番、御者、厩番、自動車運轉手、

同助手、自動二輪車手及自轉車手

五八條、長期休暇、豫備或は免役となりたる現役兵卒及下士級指揮官級たる軍事勤務員にして其他の職務に就職する場合（基幹部員を除く）、職業組合員と同様職業紹介所に登録され採用さるゝ、而して長期休暇豫備又は免役となりたる現役中級、上級及高級指揮官級軍事勤務員は他の失業者に比し優先的に採用せらるゝものとす

五九條、高等教育機關又は専門教育機關修了者にして特別法令に基き労働に配置せられたる者に對しては本章第五四乃至五八條に指示せられたる職業紹介所登録並に採用の要領は適用せられざるものとす

六〇條、登録採用に關する總ての特典は長期休暇豫備及免役後最初に就職する場合にのみ適用するものとす、但し一時的又は季節的労働に従事し又は通常の定職と雖も三ヶ月以内労働せし者は二度目の失業の場合本條項を適用せらるゝ、但し自己の希望により或は計画的に責務を遂行せざる者或は犯罪又は役に立たずして解雇せらるゝこと二回に及びし者は該特典を適用されず

六一條、現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務下級指揮官を除く）にして長期休暇又は豫備となりたる者より成る勤務者は緊縮に方り優先的諸條件を享受す

右該當者が緊縮により解雇又は減俸せらるゝは「當該地方三%基幹部員」又は地方労働機關の同意する場合に限る
現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務下級指揮官を除く）にして免役となりたる者より或る勤務者が上記の特典を享受するは免役後最初に就職したる定職に限るものとす

六二條、長期休暇、豫備又は免役となりたる現役兵卒及指揮官級軍事勤務者にして労働登録を受けたる者は總ての他の失業者に比し優先的に共同住宅及失業者のための食堂を利用する權利を有す

六三條、長期休暇、豫備又は免役となりたる現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務下級者を除く）より成る失業者は曾て雇はれたる経験なき者と雖も保險局より失業手當を受くる權利あるものとす

長期休暇、豫備又は免役となりたる現役定期勤務の兵卒及下級指揮官級軍事勤務者（豫備役指揮官に昇進したる定期勤務除隊者を含む）より成る失業者は雇傭期間の長短に拘らず左の條件により保險局より失業手當を受く

(イ) 入營直前彼等が雇傭され居たるか又は職業紹介所に登録されたる場合

(ロ) 學校卒業後現役勤務に就きたるか又は學校入學直前雇傭されたるか或は職業紹介所に登録されたる場合、該特典は除隊後一年以内に登録したる者にのみ適用せらるゝ、該特典は最初の就職まで有効なり、而して失業を繰返したる場合には赤軍除隊後二年以内のみ有効とす

六四條、長期休暇、豫備及免役となり而も雇傭により労働し又は失業による手當を受けつゝある現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務の下級指揮官を除く）の妻は假令夫が曾て雇傭により勤務せざりしと雖も出産時保險局より出産哺育に要する費用を受くる權利を有す

現役指揮官級にして國家保償法により恩給を受くる者の妻に對しては本特典を適用せず
六五條、赤軍々務は現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）にして長期休暇、豫備又は免役となりたる者及除隊延期兵卒級軍事勤務者に對し廢疾老衰及年功による恩給を保險局より受領するに必要なる雇傭労働資格を割賦す

右割賦は當該勤務者が軍務の後に雇傭労働に従事せしか又は軍務の後二年以内の雇傭労働資格を有するや又は軍務の前後に亘る一般的複雑性により行はる

扶養者を喪ひし場合の恩給賦與に際し扶養者の軍務は同様の原則により雇傭労働資格として割賦さる

六六條、職業紹介所登録（第五四條）基幹部員たる職務に任命、職業組合員と同様に他の職務に任命（第五七及五八條）、緊縮の場合現位置に残留する權利（第六一條）、失業者用共同住宅及食堂利用（第六二條）、失業手當受領（第六三條）、等に對する特典は赤軍定限未滿にして除隊せられたる次の諸項該當者に對しても附與せらる

(イ) 陸海軍人民委員部の命令により定限未滿にして長期休暇豫備役に編入せられたる者

(ロ) 軍務遂行の際生じたる不具病氣のため定限未滿にして除隊せし者

(ハ) 軍務遂行の際生じたる不具、病氣には非ざるも赤軍現役定限勤務に一年以上勤続せる者
(ニ) 赤軍現役定限勤務より民兵部隊派遣勤務或は軍隊外勤務に轉じたる者にして一年以上赤軍現役定限勤務に服したる者

(ハ)(ニ)の兩項に記載せられたる者が赤軍現役定限勤務に一年以内勤務せし場合には單に職業紹介所登録(第五四條)及職業組合員と同様勞務を享受(第五八條)するの特典に限り附與せらるゝものとす
 六七條、何等尊敬するに足る理由なくして提供せられたる勞務を拒絶したる者は勞務派遣及失業手当保償に關する特典を喪失し、其妻は出産並に哺育に關する特典を喪失す
 本條適用の方法は陸海軍人民委員部同意の下にサ聯邦勞働人民委員部之を施行す

第四章 軍事勤務者及軍事義務者簡閱點呼の場合の特典

六八條、勤勞者は召集署に登録未召集者、軍事勤務者(軍需品製造勤務を含む)及豫備役の點呼等に關連する要件により出頭するに要する期間備主により勞働を免除せらるゝものとす、但し軍隊手帳紛失盜難に關する事項を除く右の場合當該勤務場所にて出頭する場合は半勞働日分以下に相當する勞働を、又勤務場所以外に出頭する場合は一日分以下に相當する勞銀を支給せらるゝものとす

第四篇 課税に關する特典

第一章 單一農業税に關する特典

六九條、次表に示す單一農業税に關する特典は左の各經濟に附與せらる

- (イ) 現役兵卒及定期又は在營延期下級指揮官級(給與年度の秋季召集せられたるものを含む)
 - (ロ) 現役指揮官級(下級を除く)軍事勤務者及豫備役指揮官級
 - (ハ) 長期休暇中民兵部隊交代員勤務及豫備にある指揮官級(下級を除く)の者にして應召せし者
 - (ニ) 長期休暇中民兵部隊交代員勤務に服務しつゝある下級指揮官級軍事勤務者
 - (ホ)(イ)及(ロ)に記載せられ當該年度の三月一日以後長期休暇豫備及免役となりたる者
 - (備考) 本條(ハ)に記載の者若し一月一日以後召集せられたる場合經濟は當該及次年度特典を享受するものとす
- 七〇條、第六九條に示されたる者は經濟の喫食者中に包含せらる

特 典 表	割 引 率
經濟により免除せらるゝ税金	若し經濟に他の勞働に堪ふる男子ある場合
一〇留以下	一〇〇%
一〇留以上一五留以下	七五%
一五留以上二〇留以下	五〇%
二〇留以上三〇留以下	三五%
三〇留以上五〇留以下	二五%
五〇留以上七五留以下	一五%
七五留以上一〇〇留以下	五%
一〇〇留以上	五%
	若し經濟に他の勞働に堪ふる男子なき場合
	一〇〇%
	九〇%
	七五%
	五〇%
	三五%
	二五%
	一〇%
	五%

七一條、第六九條記載の人員より成るコルホーズにおける收入課税額中より之等人員に課せらるべき收入額は控除せらる
 七二條、コルホーズにして赤軍除隊後一年以内の現役兵卒及指揮官級或は民兵部隊交代員勤務下級指揮官級を採用せし場合は二年間之等軍事勤務者に對する收得税を免除す、但し連續集團耕地々方に在りては本特典は適用されざるものとす
 七三條、騎兵民兵部隊交代員勤務の軍事勤務者が自馬又はコルホーズの馬匹を携行して第一年度勤務或は教育召集に應召する際は之等の馬匹は課税を免除せらる(一九三〇年度法令第四〇の第四二三條)

七四條、教育及召集に應ずる軍事勤務者及豫備役編入者より成る經濟に對しては該應召間納税期に該當する時は納税を該應召者の歸郷後一ヶ月間延期し此期間に對しては延滞金を徴收せざるものとす

七五條、赤軍の勤務により軍事勤務者が受くる總ての給與は課税を免除せらる

第二章 其他の徵税の特典

七六條、赤軍の勤務上軍事勤務者及豫備役編入者が受くる諸給與及軍部以外の各官廳企業より豫備軍人の受くる給與に對しては徵稅せざるものとす

七七條、教育及召集に應ずる軍事勤務者及豫備役編入者に對しては若し所得稅納期中應召せし時は納稅を該應召者の歸郷後一ヶ月間延期し此期間に對して延滞金を徵收せず

七八條、水稅を納入すべき場所に在る赤軍移住民コルホーズ（第二六條參照）は組織後二ヶ年間本稅を免除せらるゝものとす

七九條、左記に該當するものは印紙稅を免除さる

(イ) 政附關係官廳（裁判上の請願をも含む）に對する上申及その回答にして現役兵卒及指揮官級（長期休暇者を除く）の發送するもの

(ロ) 右記軍事勤務者が裁判關係上發行する委任狀

(ハ) 伐木票其他材木支給に關する書類等にして右記の軍事勤務者及其の家族に發給するもの

(ニ) 右記軍事勤務者のため稅關當局が發行する「七千米半國境線地帯」の郷里宛小包證明書及家族のため發行する軍事勤務員宛小包發送證明書

(ホ) 本法令第十篇記載の軍事輸送券による軍事勤務者及其の家族の家財の鐵道並に水運輸送に要する書類

八〇條、本法令第十篇記載の軍事輸送券による鐵道並に水運輸送は輸送教化上の凡ゆる課稅を免除せらる

八一條、本法令第十篇記載の軍事輸送券により鐵道並に水運輸送の軍事勤務者並にその家族の家財は港の貨物稅並に貨物地方稅を免除せらる

八二條、現役並に領土部隊派遣軍勤務者は狩獵稅を免ぜらる

八三條、現役兵卒及定期勤務下級指揮官級は裁判提起に方り凡ゆる課稅公課金を免除せらる

八四條、現役兵卒及定期勤務下級指揮官級は左の場合公證に要する公課を免除せらる

(イ) 裁判及行政官廳に申達すべき委任狀、勞銀及各種郵便物受領のための委任狀證明のため

(ロ) 諸官廳に提出すべき書類寫證明のため

八五條、現役兵卒及指揮官級（長期休暇者を除く）軍事勤務者及其の家族の所有に係る家屋にして事實當該軍事勤務者及家族の居住に供せられ他に賃貸間賃をなし居らざる場合は家屋稅を免ぜらる、本特典は當該軍事勤務員が長期休暇豫備又は免役となりたる場合と雖もその俸給年度末まで保有せらる

八六條、現役兵卒及指揮官級（長期休暇者を除く）軍事勤務者及其の家族の利用に係る左の物件は公課を免除せらる

(イ) 賃貸に非ざる住宅の占用する都會土地

(ロ) 農業機關の所有する都會土地にして雇傭勞働を適用せずして開拓せしもの、且つ單一農業稅を課せられざること

本特典は當該軍事勤務者が長期休暇豫備又は免役となりたる場合と雖もその俸給年度末まで保有せらる

八七條、現役兵卒及指揮官級（長期休暇者を除く）軍事勤務者及其の家族は馬匹一頭、自轉車一臺の運賃を免除せらる、（該馬匹が事實家事用にのみ使用せられをることを要す）

八八條、現役兵卒及指揮官級軍事勤務者（長期休暇者を除く）及其の家族は家畜稅を免除せらる（大一頭、小三頭）

八九條、現役兵卒及指揮官級軍事勤務者（長期休暇者を除く）並にその家族は轉地療養稅（保養稅）を免除せらる

第五篇 國家保險に關する特典

九〇條、定期勤務の兵卒及下級指揮官級軍事勤務者より成る單一經濟機關は絶對俸給保險による支拂納附を完全に免除せらるゝか或は俸給額の三分の一以上の割引を受く

本特典は農事勤務者が長期休暇、豫備又は免役となりたる日より一ヶ年間有效とす

九一條、第一年度三ヶ月教育或は教育召集に際し自己の乘馬を携行して召集されたる騎兵民兵部隊交代員たる兵卒及下級指揮官級軍事勤務者より成る經濟機關は之等馬匹の任意的保險に際し保險評價の三%の範圍の割引保險率を利用し得るものとす

第六篇 住居に關する特典

九二條、現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務の下級指揮官を除く）及在營延期兵卒たる軍事勤務員は自己及自己と同居す

る家族のため労働者と同様所在サウエートの一般住宅資金中より住居を受くる権利を有す、右の外現役指揮官級軍事勤務者（下級を除く）は自己のため及自己と同居する家賃のため所在サウエートの特別住宅資金中より住宅を受くる権利を有す

九三條、現役定期勤務の兵卒級軍事勤務者及軍需品製造勤務に従事する軍事勤務者は勤務當初の三ヶ月間勤務に就く以前住みたる住居を保有するものとす

右軍事勤務者の勤務終了歸還まで之等住居は聯邦共和國法令により所在サウエートの利用に供せらる
勤務終了歸還後右軍事勤務者は舊住居を占有するの権利を有す、其間この住居を占有せし者は二週間以内に之を明渡す義務を有す

右特典は勤務終了後六ヶ月間利用することを得

九四條、家族と同居し居る現役指揮官級（定期勤務の下級を除く）が家族の住居に入りし時は本人は他の住居に比し優先的に明渡されたる住居を受くる権利を有す、若し右記軍事勤務者が長期休暇豫備又は免役となり六ヶ月以内に家族の住居に入る時は前同断を受くる権利を有す

九五條、現役兵卒及指揮官級並に軍需品製造勤務を経たる軍事勤務者、長期休暇豫備或は免役となりたる際は自己及自己と同居する家族のため他の労働者と同様所在サウエート一般住宅資金中より住居を受くる権利を有す

本特典は現役満了後六ヶ月間有効とす

九六條、適法により行政處分として家を立退かされたる現役指揮官級軍事勤務者（定期勤務下級指揮官を除く）、在營延期兵卒級軍事勤務者、軍事製造勤務に従事する軍事勤務者並に之等軍事勤務者の家族並に現役定期勤務の兵卒及指揮官級の家族は次の特典を利用し得

（イ）立退きを命じたる官廳或は企業は被立退人に對し従前と同様に對して衛生的なる住居を與ふる義務あり

（ロ）立退きを命じたる官廳或は企業は被立退人に對し移轉に要する材料を無料にて貸與する義務あり

（ハ）立退きは聯邦共和國法令に規定せられたる時期にのみ行はるものとす

九七條、現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）、在營延期兵卒級者及その扶養に係る家族は家賃において労働者と同等の待遇を受く、この場合家賃は軍事勤務者の俸給の本俸中よりのみ控除するものとす

（備考）本特典を豫備役軍事勤務者並にその家族に適用する場合は家賃は本人の豫備役編入前の官職に基く本俸中より引去らるものとす

九八條、（省略）

九九條、現役定期勤務兵卒及下級指揮官級家族にして定収入を有する者を缺く時は最低月給を有する労働者に倣ひ家賃を支給せらる

一〇〇條、現役指揮官級者（定期勤務下級指揮官を除く）が軍事教育機關に就學のため或は廠舎、長期出張又は演習のため不在なる期間は定住と一時住とに不拘家賃の半額を支拂ふ

本特典は一時住居のため無料にて住居を利用しつゝある軍事勤務者には適用せられざるものとす

一〇一條、第九類に相當する現役指揮官級者、獨立部隊の司令官並にコミッサール、軍事諸學校特殊軍事教官及軍事政治教官は豫備室又は豫備家屋に對する権利を有す

第七篇 保健に関する特典

一〇二條、赤軍勤務者並に軍事義務者にして軍事衛生機關に奉職すべき者は若し該地方に軍事衛生機關なきか或は所要の支部か又は特殊の設備なき場合には保険に加入せる労働者に準じ地方保健機關において凡ゆる醫療を受け投薬を受くることを得

一〇三條、現役指揮官級者（長期休暇者を除く）は無料にて軍隊保養所即ち軍隊病院、サナトリウム出張所、民間温泉場及サナトリウムに於ける軍事衛生部の管下に在る療養室を利用することを得

一〇四條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）は保険に加入せる労働者のため規定せられたる特定割引率により自費を以て民間温泉場及サナトリウムにおいて療養する権利を有す

一〇五條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）の家族は保険に加入せる労働者の家族に準じ民間保險機關におい

て凡ゆる醫療投薬を受け得る権利を有す

本特典は民兵部隊第一年度三ヶ月教育に召集せられたる勤勞者及失業者より成る民兵部隊交代員勤務、軍事勤務者の家族にも適用せらる

一〇六條、現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）の家族及在營延期現役兵卒級勤務者の家族は自費を以て被保險勞働者の家族のため規定せられたる特典條件により民間温泉場及サナトリウムにおいて療養するの権利を有す

一〇七條、現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）の家族及在營延期現役兵卒級者の家族は民間保險機關において醫療を受けること不能なる場合は軍事勤務者と同様所在軍事衛生機關において凡ゆる醫療を受けることを得

一〇八條、前項の家族は軍事温泉所及陸軍病院サナトリウム分院を無料利用することを得

一〇九條、現役指揮官級としての恩給を受つゝある現役指揮官級、軍事勤務出身の免役者並にその家族は被保險勞働者及その家族に準じ民間保健機關において凡ゆる醫療投薬を受ける権利を有す

他の現役兵卒及指揮官級者にして病氣により免役となりたる者はその因をなしたる病氣全快まで並にその保護の必要なきに至るまで同様の特典を享受す

第八篇 教育に関する特典

一一〇條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）の未成年者たる家族は勞働者の子弟と同様無料にて「子供の家」「コロニー」「インテルナート」その他適當なる機關に就學するを得

現役定期勤務に服する兵卒及下級指揮官級者の子弟中、母を喪ひたる者並に之等軍事勤務者の子弟にして完全なる孤兒が他に扶養せらるべき家族を有せざる時は總ての場合において優先的に子供の家、コロニー、インテルナートその他適當の機關に就學することを得

一一一條、豫備指揮官級者（下級者を除く）の子弟及之ら軍事勤務者の扶養に係る他の未成年者たる家族は勞働者の子弟と同様の待遇により勤勞學校、技術學校、職業專門學校その他の適當なる教育機關に收容教育上及その他の補助金を保證せらる

本特典は定期勤務及在營延期の現役兵卒及下級指揮官級者の子女及その他の未成年家族にして本人の扶養下にある者に對しても適用せらるゝものとす

一二條、現役指揮官級（定期勤務の下級指揮官級を除く）及在營延期兵卒級者の子女は勞働者の子女就學規定に準じ高等教育機關に入學することを得

一三條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）は勞働者に準じ高等教育機關、成年者のための學校及勞働大學に入學することを得、而して勞働大學に入學の場合はその赤軍在役年限は筋肉勞働資格に相當するものとす

本特典は長期休暇豫備及免役に入りたる者にも一年間有效なるものとす

一四條、現役兵卒及指揮官級勤務者（長期休暇者を除く）及その子女並に未成年家族は教育期間授業料を免除せらる

右の軍事勤務者の未成年家族（子女を除く）にしてその扶養下にある者、若し該軍事勤務者の月俸が月額百留を超へざる時は授業料を免除せらる

第九篇 郵便に関する特典

一一五條、赤軍兵卒及下級指揮官級者の發送する目方二十グラム以下の通常郵便及葉書を軍隊が纏めて郵便局に差出す場合無料發送せらるゝものとす

本特典は右記の各軍事勤務者が一ヶ月三回まで利用することを得

一六條、所屬部隊號明記の上、勤務先の赤軍兵卒及下級指揮官級軍事勤務者宛發送せらるゝ二十グラム以下の通常郵便物及葉書は其數に制限なく無料送達せらるゝものとす

一七條、入隊後一年間に定期勤務兵卒級軍事勤務者が發送する私物被服補料及靴類入り小包を軍隊が纏めて郵便局に差出す場合無料送達せらるゝものとす

第十篇 鐵道水運輸送に関する特典

第一章 總 則

一一八條、鐵道及水運による割引輸送は左の區別により軍事輸送券を以て行はる

(イ) 陸海軍人民委員部の輸送のため規定されたる賃率により陸海軍人民委員部の費用を以て行はるゝもの

(ロ) 降海軍人民委員部の輸送のため規定されたる賃率により被輸送者個人の費用を以て行はるゝもの

(ハ) 陸海軍人民委員部の輸送のため規定されたる鐵道輸送賃率により被輸送者個人の費用を以て行はるゝもの及水運にありては一般賃率の五割引を以て行はるゝもの

一一九條、割引輸送の特権を有する家族とは次に示すものを指す

(イ) 軍事勤務者の妻

(ロ) 軍事勤務者の子女、兄弟姉妹、兩親、祖父母及軍事勤務者の扶養に係る者の妻(或は軍務に就くまでその扶養に係りし者)

第二章 未召集者及軍役勤務中の者に対する輸送上の特典

一一〇條、召集せられたる未召集者は居住地より三十基米以上の距離に在る訓練地點までを往復するに際し自費を以て鐵道による時は陸海軍人民委員部の輸送のため規定せられたる賃率により又水運による時は一般賃率により五割引にて輸送せらるべき特権を有す

本特権は歸途にありては召集終了後三日間利用することを得

一一一條、現役勤務に召集せらるゝ者は居住地より三〇基米以上の距離にある召集委員會までを往復するに際し自費を以て鐵道によるときは陸海軍人民委員部の輸送のため規定せられたる賃率により又水運による時は一般賃率より五割引にて輸送せらるべき特権を有す

次の場合にありては之等の者は居住地へ歸還に際し同様の特権を有す

(イ) 軍務に不適當と認められ或は召集延期となりたる場合

(ロ) 民兵部隊交代員勤務に編入せられたる場合

(ハ) 軍隊外勤務終了軍事勤務者の類別に編入せられたる場合

(ニ) 軍需品製造勤務に編入せられたる場合

本特典は歸路に方り應召者に對し召集委員會の決定發表後三日間利用するを得

一二二條、軍事教育機關に派遣せらるゝ者、居住地より訓練委員會或は軍事教育機關に至る間、陸海軍人民委員會又は軍事教育機關に至る間、陸海軍人民委員部の費用により或は陸海軍人民委員部の規定したる規則に基き之等の者の輸送上特定されたる賃率により自費を以て輸送せらるゝ特権を有す、若し之らの者が軍事教育機關に採用せられざりし場合は歸路も亦同様の権利を有するものとす

第三章 赤軍現役勤務の終了者の爲の輸送上の特典

一二三條、定期並に在營延期勤務の現役兵卒及下級指揮官級者が彼らのため規定されたる歸休除隊に際しては陸海軍人民委員部の費用により輸送せらるゝ特権を有す

一二四條、軍事學校研究生は教育年度中一回の季節休暇及病氣並に特に尊敬すべき理由による休暇に際し陸海軍人民委員部の費用により往復共輸送せらるゝ権利を有す

右研究生は教育年度中その他の季節休暇に方り陸海軍人民委員部の輸送上規定せられたる賃率により往復共自費を以て輸送せらるゝ権利を有す

學校卒業の時與へらるゝ休暇に際し卒業生は陸海軍人民委員部の費用を以て往復共輸送せらるゝ権利を有す

一二五條、現役指揮官級者(下級者を除く)が病のため軍醫委員會が轉地療養の必要を認めたる場合及遠隔地に於て公務上の定例休暇をとる場合は陸海軍人民委員部の費用により往復共輸送せらるゝ権利を有す

右軍事勤務者は右の外規定の休暇の場合往復共自費にて陸海軍人民委員部の輸送規定賃率により輸送せらるゝ権利を有す

(備考) 公務上遠隔せる幹方に定例休暇をとる場合は豫備軍事勤務者は所屬官廳民間企業の費用により軍事輸送券を以て輸送せらる

一二六條、國費を以て療養所及温泉場に送らるゝ現役兵卒及指揮官級者(長期休暇者を除く)は陸海軍人民委員部の規定せる規則に基き陸海軍人民委員部の費用により往復共輸送せらるゝ権利を有す

二七條、現役指揮官級者（定期勤務下級指揮官を除く）並に在營延期現役兵卒級者が補職、轉任或は六ヶ月以上の連続出張に際し輸送を要する場合及部隊駐屯地移轉の際該軍事勤務者と同居するその家族は夫々新任地域は出張或は部隊の新駐屯地へ移轉に際し陸海軍人民委員部の費用により輸送せらるゝ權助を有す

右の特典は會て同居せざりし家族が部隊の新たなる駐屯地に移轉する場合或は六ヶ月以上連続する出張に際し之等軍事勤務者と同居のため旅行するに際しても利用せらる

右特典は現役兵卒及下級指揮官級の家族が之ら軍事勤務者が在營延期となりたるか又は在營延期満期除隊となりたるに關連し本人と同居のため旅行するに際しても利用せらるるものとす

右の特典は各勤務地或は出張地に唯一回の旅行にのみ利用することを得

（備考）豫備役編入軍事勤務者の家族は該軍事勤務者自身が陸海軍人民委員部より旅費を受領する場合に限り本特典を利用することを得

二八條、現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）の家族及在營延期兵卒の家族は國費によりて療養所及温泉地に赴く場合、陸海軍人民委員會が規定したる規則に基き陸海軍人民委員部の費用によりて往復共輸送せらるゝ權利を有す

右軍事勤務者の家族が國費によらず温泉地、サナトリウム或は保養地に赴く場合軍醫委員會がその必要を承認せし際は陸海軍人民委員部輸送のため規定せられたる賃率により往復共自費を以て輸送せらるゝ權利を有す

二九條、現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）にして遠隔地に勤務する者の家族及在營延期兵卒級者と共にその定例休暇地に行ける場合は陸海軍人民委員部輸送規定の賃率により往復共自費にて輸送せらるゝ權利を有す

三〇條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）及軍事製造勤務者の家族にして不可抗力により貧困のため居住地より彼等の選擇したる地に赴く場合及その歸路は陸海軍人民委員部輸送規定賃率により自費を以て輸送せらるゝ權利を有す

三一條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）及軍事製造勤務者が重病の場合一人の家族は陸海軍人民委員部の輸送規定賃率により自費にて居住地より見舞のため旅行する權利を有す、但し本特典は病氣中一回限利用することを得

三二條、現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）及在營延期兵卒級者の子女にして之等軍事勤務者の住所より遠隔せる學校に就學中の者は一年二回該軍事勤務者の居住地に歸省するため往復共陸海軍人民委員部の費用を以て輸送せらるゝ權利を有す

（備考）豫備役軍事勤務者の子女の歸省は適宜官廳學校及企業の費用を以て軍事輸送券により行はる

三三條、若し軍醫委員會が現役兵卒又は指揮官級者或はその家族を病により休暇或は療養所若くは温泉行又は附添を必要と認めたる時は往復共陸海軍人民委員部の費用を以て、或は陸海軍人民委員部の設けたる規定に基き同人民委員部の輸送規定賃率により該軍事勤務者の自費を以て輸送せらるゝものとす

三四條、補職轉任、六ヶ月以上の出張又は部隊衛戍地の移轉等に伴ふ現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）及在營延期の兵卒級及之ら軍事勤務者の家族の家具の輸送は陸海軍人民委員部の費用を以て行はる、但し本割引輸送は緩速度を以て行はれ且つ軍事勤務者一人に付六五〇基瓦、家族一人に付二〇〇基瓦、合計一、〇〇〇基瓦以下なるを要す

家具輸送は急速度又は貨物となすを得るも此場合の重量は右記標準の二分の一に減せらる、而して貨物となす場合その重量は一般貨物輸送の標準を越ゆることを得ず

本章に示す本條以外の場合右記軍事勤務者及その家族の家財輸送は陸海軍人民委員部の輸送規定賃率により之らの者の自費を以て行はる、但し家具を貨物輸送とする場合は一人宛三十基瓦以下とす

（備考）豫備役軍事勤務者及その家族は本條第一項及三項に示されたる特典を彼等が陸海軍人民委員部より旅費を受くる場合に限り利用することを得

第四章 長期休暇、豫備或は免役となりし者並に其家族及死亡軍事勤務者の家族に對する輸送上の特典

三五條、長期休暇、豫備、免役となりたる現役兵卒及指揮官級者並に軍事製造勤務を終りたる者は除役地よりその選擇する住所に至る間陸海軍人民委員部の費用を以て輸送せらるゝものとす

現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）の家族はその居住地より除役者の選擇したる新居住地に至る間右同様の輸送上の特典を有す、但し右特典は軍事勤務者の除役後三ヶ月有効とす

一三六條、現役兵卒及指揮官級者（長期勤務者を除く）並に軍事製造勤務者の死亡したる場合、その家族は舊居住地より新居住地に至る間を陸海軍人民委員部の費用を以て輸送せらるゝものとす

本特典は該軍事勤務者の死後三ヶ月間有効とす

一三七條、現役兵卒或は指揮官級者（長期勤務者を除く）及軍事製造勤務を終了したる者の死亡したる場合は家族中の一人に限りその居住地より死亡地に至る間、或は死者の所持品の在る地點に至る間往復共陸海軍人民委員部の輸送規定賃率により自費を以て賃送せらるゝものとす

本特典は死亡後三ヶ月間有効とす

一三八條、長期休暇、豫備、免役となりたる現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）並に在營延期兵卒級者及その定族は新にその選擇したる居住地に至る間を陸海軍人民委員部の費用を以て家財を輸送せらる

本輸送割引は緩速度を以て行はれ、軍事勤務者一名に付六五〇基瓦以内、家族一名に付二〇〇基瓦以内、合計一、〇〇〇基瓦以内とす

右同様の特典は死亡したる軍事勤務者の家族、舊居住地より新に選擇したる居住地に至る間にも適用せらる（一三六條参照）家財を急速度或は貨物として輸送する場合、その制限重量は半減せらる、而して貨物となす場合その數量は一般貨物輸送制限を越ゆることを得ず

本特典は該勤務者の除役或は死亡後三ヶ月間有効とす

第五章 特別規定

一三九條、第九類及それ以上に相當する現役指揮官級及第八類に相當する司令官、獨立部隊のコミツサールにして本篇第三及四章規定の場合には一般型軟床車によるを得

その現役勤務者（長期休暇者を除く）、その家族及病人の附添は陸海軍人民委員部特別規定に基き療養所温泉地に赴くに方り一般型軟床車によるを得、本特典は軍醫委員會、之を缺く時は部隊附軍醫が硬床車によること不可能なるを承認することを條件として許與せらる

本條第一項に記載せられたる軍事勤務者の家族が補職、轉任、六ヶ月以上の出張及長期休暇、豫備又は免役編入に方り該勤務者と同行するに際しては一般型軟床車によることを得

本篇の規定に基き軍事輸送券を以て河海船舶により輸送せらるゝ者の船室等級の制定は陸海軍人民委員部之を行ふ

一四〇條、本篇第三及四章記載の場合に於て軍事勤務者及その定族は一般の利用に充てられたる汽車汽船によるを得、而して座席券及急行券に對する支拂は陸海軍人民委員部規定に基き自費又は該人民委員部の費用を以て該人民委員部の輸送規定賃率により行はる

一四一條、現役兵卒及指揮官級者（長期休暇者を除く）及其の家族は特別の事情ある時は本篇第三及四章に該當せざる場合と雖も陸海軍人民委員部の命令により陸海軍人民委員部の計算を以て輸送せらる

第六章 赤軍コルホーズの輸送に關する特典

一四二條、赤軍移住民コルホーズの開拓者及組織者等は移住地まで往復共無賃輸送の權利を有す
之らコルホーズ員にして軍事勤務者出身者なる者及其の家族は無賃家財輸送、極東邊境移住者は移住地まで無賃乗車の權利を有す、本輸送規定は交通人民委員部が聯邦人民委員部及陸海軍人民委員部の同意の下に設けらる

第十一章 補助金

一四三條、現役兵卒及指揮官級（長期休暇者を除く）の公務に基く重病、負傷、不具、廢疾及極度の神經衰弱に陥りし者は陸海軍人民委員部より治療及恢復に要する補助金を支給す、補助金額及支給方法は陸海軍人民委員部において決定す
一四四條、現役指揮官級者（定期勤務下級者を除く）及現役在營延期兵卒勤務者に對してはその赤軍勤続十年後の定期休暇及爾後勤続五年毎に補助金を交付す、その金額は一ヶ月分の本俸及加俸とす

若し該當年度に定例休暇をとる能はざる時は本補助金は次の定例休暇の際交付さる、而して現役中級上級高級及在營延期下級指揮官級軍事勤務者に對しては右年限に本法實施以前の在職年數を加算す

（備考）豫備役指揮官級勤務者のための本條規定補助金は所屬官廳、學校及企業の費用を以て交付せらる、その金額は豫備役編入以前の赤軍在職中の本俸加俸の額とす

一四五條、醫師及獸醫にして任意赤軍現役中級上級及高級軍醫（獸）に任官したる者に對しては本俸及加俸一ヶ月分を一時金として交付す

第十二篇 サ聯邦遠隔地勤務に關する特典

一四六條、特別なる特典に關する權利を與ふべき遠隔地勤務要領は陸海軍人民委員部合同國家保安部（オ・ゲ・ベ・ウ）聯邦財務人民委員部會議の上決定す

一四七條、補職轉任して非遠隔地より遠隔地へ、或は遠隔地相互間を鐵道により千基米以上、他の交通機關により五〇〇基米以上の勤務地に赴任する現役指揮官級者（下級を除く）は日當及新任地における最初の三ヶ月間二倍の獎勵手當及二倍の俸給（本俸及加俸）を受くるものとす

在營延期勤務となり或は在營延期中の者にして他部隊に轉任する現役兵卒及下級指揮官級者も右と同様の條件による同様の特典を受く

若し轉任或は在營延期編入が非遠隔地より遠隔地に向て行はれ、その距離少なる場合は右記勤務者は新任地において最初の三ヶ月間俸給の二倍を受くるのみとす

（備考）一、本條の規定による特典を合同國家保安部軍事勤務者が受くる場合の距離は合同國家保安部之を決定す

同二、豫備役指揮官級勤務者は新たな勤務の最初の三ヶ月間は官廳學校企業等より受くる報酬以外、豫備役編入以前赤軍在官中の本俸及加俸に相當する額を新勤務先より受くるものとす

一四八條、遠隔地に勤務する現役兵卒及下級指揮官級者にして定期勤務終了後引續き同地において在營延期する時は在營延期勤務の最初の三ヶ月乃至六ヶ月間は二倍の俸給を受くるものとす

一四九條、遠隔地において定期勤務を終了し同地において現役中級指揮官に進級する下級指揮官級及兵卒級軍事勤務者は中級指揮官任官後三ヶ月間二倍の俸給を受くるものとす

一五〇條、遠隔地において一年以内勤務せし軍事勤務者にして若し個人的希望により轉職するか又は非遠隔地に轉任するか或は長期休暇、豫備又は免役となりたる場合には既に受領せし第二回獎勵手當、旅行中の第二回の日當及第二回の俸

給を返還するを要す

一五一條、遠隔地に勤務する現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）及在營延期兵卒級軍事勤務者には左の一時手當を支給す

（イ）遠隔地に於て一年間勤務毎に……一ヶ月分俸級額

（ロ）遠隔地に於て三年間勤務毎に……二ヶ月分俸級額（「イ」の支給に關係なく）

右手當は支給當時の本俸加俸の月額により計算せらる

（備考）豫備役指揮官級勤務者に對する一時手當は本人が赤軍在職當時の本俸及加俸金額を現在の勤務先なる官廳、學校、企業より支給す

一五二條、遠隔地に六年間勤務（著しく困難なる條件を伴ふ勤務地に在りては四年）せし現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）及在營延期兵卒級勤務者は自己の選擇により二倍の日當及獎勵手當を受領し他の軍管區に轉任する權利を有す

一五三條、遠隔地にある軍事勤務者が教育訓練上非遠隔地所在軍事教育機關に派遣せられたるときは其期間は第一五一條及一五二條規定の勤務年限に算入せざるものとす

一五四條、第一五一條並に一五二條規定の勤務年限には本法令實施以前遠隔地たる地方に勤務する現役指揮官級（定期勤務下級者を除く）、在營延期兵卒級軍事勤務者の一九二三年一月一日以後の勤務年限を加算するものとす

一五五條、遠隔地における特別年功加俸を受くべき特典は當該勤務に就く以前に該行政管區に三年以上居住せし軍事勤務者には適用せらるゝことなし、然し乍ら若し該管區における以前の居住と勤務との間に一年以内の間隔ある場合にはその特典は保有せらるゝ、而して勞農赤軍現役定期勤務に在りし期間は該管區における居住年限に算入せず

一二項 ゲ・ベ・ウに就て

ゲ・ベ・ウ即ち國家保安隊に就ては赤軍の項下に述ぶべきものではなく、且つそれが演じつゝある重要な役割から見て機構その他の特性を評述すべきであるが、紙面の都合上爰に簡単にゲ・ベ・ウ（以下ゲベウと略稱）とは何である

かを説明し、然る後「ゲベウ通過取締所事務に関する法令」全文を掲げるであらう。通過取締は保安部の最も重要な任務であるから、右法令を通讀すればゲベウの全貌を充分了解し得るであらう。

甲、ゲー・ペー・ウーとは何か ゲベウとは露西亞語のゴスダールストヴエンノエ・ポリツエイスコエ・ウブラヴレニエ（國家保安部）の頭字だけをとつていふ略稱である。サウエート憲法によれば合同國家保安局が政治並に經濟的の革命運動、間諜および匪賊行爲の取締のために、聯邦諸協和國の革命的努力を結合するためサウエート聯邦人民委員會議の附屬機關として設けられ、聯邦最高裁判所の檢事の監督を受けることとなつてゐる。

保安局の局長は人民委員會議の一員として参加し且つ發言し得る權利を有してゐる。

ゲー・ペー・ウーはロシア革命の直後に設けられゼルジンスキーを首班として盛んに活躍したチエカ即ち非常委員會の後身であつて、一九二一年國內戦争が終熄を告げ新經濟政策が樹立されるに及んでゲー・ペー・ウーと改稱され、幾分その權力を制限されたけれども、なほ極めて強力な機關である。即ち反共產主義者に對する探偵機關であるは勿論、苟も社會主義制度の維持に有害なる經濟行爲をなす犯人、例へば、チエルウオネツの不當賣買、物品の密輸入等の如き行爲に對し迅速な處置を要するものに出動するのである。而してこの種行動をとるに必要な軍隊を有してゐる。

ゲー・ペー・ウーの内部組織は極秘に屬し外部から容易に窺知し得ないものであるが、大要としては反革命に對する探偵部、黨内反對派に對する監視部、國外駐劄サ聯邦官吏の監視部等に大別されてゐるものゝ如くである。サ聯邦内部には今日と雖もなほ多くの反革命分子が策動してをり、且つ國外の資本主義國がこれと聯絡し援助を與へんとするものを防止するため、殊に五ヶ年計劃により高等社會主義へ遮二無二突進せんとしつゝある現状においてはゲー・ペー・ウーの使命は一段の重要性を加へられつゝあるのである。

乙、ゲベウの通過取締所事務に関する法令 これはゲー・ペー・ウーの使命を規定する訓令で、長文のものであるけれども、保安部の重要性を説明する貴重な文獻であるから以下その全文を掲げて参考に資するであらう。

該法規は全文

第一章 總 則

第二章 鐵道國境驛における通過取締事務に関する規定
第三章 船舶受入並に發送に對する通過取締所事務に関する規定
第四章 航空路に於ける通過取締所事務に関する規定
第五章 道路に於ける通過取締所事務に関する規定
第六章 書類の種類並に通過取締所に於ける書類の検査に関する規定
第七章 人並に物品の検査に関する規定
第八章 通過取締所の連絡並に報告順序に関する規定
右の八章より成り、一九二九年合同國家政治部制定にかゝるものでゲー・ペー・ウーの外國人、外國船舶及荷物取扱に關する訓令である。

●ゲー・ペー・ウー通過取締所事務に関する訓令

第一章 總 則

第一條 通過取締所は國境の守備機關にして合同國家政治部の命令に依つて設置さるゝものとする

〔註〕 通過取締所は以下訓令原文に於てゲー・ペー・ウーと略稱す

第二條 ゲー・ペー・ウーは外國より「ソ聯邦」に來り又「ソ聯邦」より外國に赴く人々の常に通過する場所及び貨物の常に通過する場所に設置さるゝものとする

〔註〕 ゲー・ペー・ウーの規定以外の人並に貨物の外國に又は外國よりの通過は合同國家政治部の特別の指示及び命令により定められたる順序に於てのみ許可さるゝものとする

第三條 ゲー・ペー・ウーは人の國境通過及び外國より「ソ聯邦」領土内に入國並に「ソ聯邦」より外國へ出國に關する既定規則の實行に對する監督の責に任ずるものとする

第四條 ゲー・ペー・ウーは其の所轄地區内に於ける密輸入を防ぎ之れが取調をなし且必要な場合に於ては外部監視の任務を遂行するものとする

第五條 ゲー・ペー・ウーは其の配屬地の如何に依り適當の分遣隊衛戍司令部又は管區支部の部員に入るものとす

「註」 何れの機關にゲー・ペー・ウーの從屬すべきかは管區に依つて定められ且つ文書に依り通知さるゝものとす

第六條 ゲー・ペー・ウー長官及び其の補佐は一般の權利並に義務關係に於て國境守備勤務臨時規定の適當の條項に定められ居る規則を指導精神とすべきものとす

検査員、全權員、小使、其他のゲー・ペー・ウー部員は本訓令の命する處に基きゲー・ペー・ウー所長の命に依り事務を執るものとす

第七條 簡易通過順序に於て國境を通過する國境住民の通過に對するゲー・ペー・ウーの事務は國境簡易通過に關する適當の規則並に中央（合同國家政治部及び外務人民委員部）の訓令は依りて行はるゝものとす

第八條 貨物輸出地且又木材浮送所に配置されたるゲー・ペー・ウーの事務は上記事業の監視の意味に於て合同國家政治部の裁定に基き合同國家政治部國境取締部に發布さるゝ特別訓令によりて行はるゝものとす

ゲー・ペー・ウーに對して課せられたる任務のゲー・ペー・ウーに依つての實行順序並に規則は本訓令の左記各章に依り定めらるゝものとす

第二章 鐵道國境驛に於ける通過取締事務

（イ）旅客列車の受入並に發送

第九條 外國行列車の國境驛到着前國境驛に列車の進行途中に於て列車を迎へる爲め特に派遣さるゝゲー・ペー・ウーの検査員は旅客より彼等の旅券を取上るものとす、寫真に依り旅券提出者と旅券を對比し検査員は書類の本文に基き簡單なる質問をなし旅券と本人と相違なき事を確め次いで旅券取上げの順序に依り（車輛別に）旅券を特別の鞆に入るゝものとす

それと同時にゲー・ペー・ウー検査員は、禁止國境地帯の入國に關する訓令に基き列車内にある旅客の有する國境地帯入國の證明書及び之に代るべき證明書の正否を確むるものとす、旅客中に此種の書類を有せざるもの發見されたる場合又は彼等の所持する書類中に何等かの不正の發見されたる場合には是等の人々は國境驛に列車の到着後ゲー・ペー・ウー

一、検査員に依り調書作製の爲めゲー・ペー・ウー長官に引渡さるゝものとす

國境驛に列車の到着後検査員は旅券をゲー・ペー・ウー長官又は主任検査員に渡すものとす

「註」 一、列車の運行中に旅券を受くる事が技術的に困難なりし場合には國境驛に於て之れを取上るものとす

二、旅券受取の際に旅客中何人か検査員にとつて不審と思はるゝ者のありたる場合には検査員は書類を受取り別

段何等の手段を講ぜざるものとす（旅客が明白に之れを隠し居る場合以外）但し驛に列車の到着後之れをゲ

ー・ペー・ウー長官に申告するものとす

第十條 驛に列車の到着後旅客は税關吏の命に依り検査を受くるため検査所に赴き且つ検査員は書類を渡すが爲めゲー・

ペー・ウー長官の許に赴き外國行旅客に就いて自己の觀察したる點を口頭にて申告するものとす

「註」 一、税關検査所に旅客の赴く順序は税關との協定に基き土地の事情に應じて定めらるゝものとす

二、検査所の無き驛に於ては税關吏は車内又は構内建物内に於て検査を行ふものとす

第十一條 ゲー・ペー・ウー長官は旅券を受け本訓令第百條に準據し其の正否を確むるものとす

第十二條 第十一條の規定の實行と同時にゲー・ペー・ウー長官は當番驛員に對する「鐵道從業員の通過に關する交通人民

委員會並に外務人民委員會の訓令」に基き彼に提出さるゝ乗務員名簿を検査するものとす而して若し何等故障なき時は

申告済スタンプを押し名簿の一部を乗務員の責任者に渡し一部は自己の許に保存するものとす

第十三條 本訓令第十二條に示されたる簡易法は國境聯絡に勤務する列車並に機關車の乗組員に對してのみ適用さるゝも

のとす

鐵道條約並に聯絡協定の爲め外國に赴く鐵道委員並に從業員は何れも外國旅券を所持すべきものとす鐵道委員會並に從

業員の無旅券國境通過は各個々の場合に於て國境取締部地方支部及び郡國境取締部との共同命令に依つてのみ許可さる

ゝものとす

第十四條 旅客の旅券の検査完了後ゲー・ペー・ウー所長はゲー・ペー・ウーに旅券提示済なる事のスタンプを旅券面に押す

ものとすスタンプは左記の如く明瞭に押さるべきものとす

イ、旅客のゲー・ペー・ウー通過月日が充分明瞭なるべき事

第十五條 旅客は彼等の手荷物が税關の検査を終りたる後に車輛に入る事を許可せられ且つ車輛内に於てゲー・ペー・ウー

所長又は所長の委任者に依つて取調済の旅券を配布さるゝものとす

此の場合改めて寫真と旅券所持者と相違なき事か確めらるゝものとす

第十六條 旅券の検査並に旅客の手荷物の検査中に車輛、機關車及列車の乗務員は税關並に通過取締所に依つて検査さるゝものとす而して後車輛は列車内に且列車より驛に何人も潜入せざる様ゲー・ペー・ウーに依つて監視さるゝものとす

第十七條 旅客は乗車後驛に下車を禁ぜられ且彼等に對し「ソ聯邦」領域内に留まる人々よりの物品(書面記録をも含む)の手渡は其の方法の如何に拘らず一切禁ぜらるゝものとす

「註」一、特殊の場合に限り此種の手渡は許可さるゝ事あるも其の場合には税關の同意を得ゲー・ペー・ウーを経由して

行はるゝものとす

二、驛構内に在る者と出發者との談話は許可さるゝものとす

第十八條 車輛の監視は驛より車輛の出發するに至るまで行はるゝものとす

第十九條 外國に出發の列車はゲー・ペー・ウー検査員に依り聯絡地又は境界線迄送らるゝものとす、此の場合検査員は旅

客中何人も本訓令第十七條に明示され居る順序を破らざる様監視すべきものとす

若し旅客中何人も本訓令に違反したる場合にはゲー・ペー・ウー検査員は國境通過前に彼を列車より下車せしめ事情を具申しゲー・ペー・ウー所長に引渡すものとす

第二十條 外國より來れる列車は聯絡地點又は境界線に於てゲー・ペー・ウー所員に依つて迎へらるゝものとす

第二十一條 ゲー・ペー・ウー員は境界線(又は聯絡地點)より列車の出發の際客車全部の戸及び窓が固く閉鎖され居る様

檢視するものとす

第二十二條 外國より來れる列車の運行中第九條に基きゲー・ペー・ウー員は旅客より旅券を取上げ旅券面の寫真と其の所持者とを對比し人の隠れ得る場所又は物品を隠匿し得る車内の各所を全部検査し且つ列車の驛に到着するまで何人も列車運行中下車し又は列車より何物も車外に放棄せざる様嚴重に監視するものとす

第二十三條 列車運行中旅客中何人も第二十二條に明示され居る順序を破壊したる場合には彼等はゲー・ペー・ウー員に逮捕され検査驛に到着後理由を付しゲー・ペー・ウー所長に引渡さるゝものとす

第二十四條 検査並に監視驛に到着後ゲー・ペー・ウーは本訓令第十一、第十二、第十四條に基き旅客並に列車乗務員の受入に着手すべきものとす

(ロ)貨物列車の受入並に發送

第二十五條 貨物列車の検査は税關に依つて行はるゝものとすゲー・ペー・ウーは車輛の封印の有無の検査に立會ひ第十二條の訓令に基き乗務員名簿を検査し且列車内に乗務員名簿の中に記入無き者の居らざる事を確むるものとす右順序は外國列車にも適用さるゝものとす

第二十六條 外國より「ソ聯邦」に赴く貨物列車は境界線に於てゲー・ペー・ウー検査員に迎へられ其處に於て車輛の大體の検査を受け而して後列車は検査員に伴はれ検査驛に向ふものとす外國行列車は境界線(又は聯絡地點)まで検査員に伴はるゝものとす

第二十七條 貨物の書類又は貨物のゲー・ペー・ウー検査は合同國家政治部又は同部國境取締部の特別命令に依つて行はるゝものとす何れかの貨物又は車輛に對して重大嫌疑の存する場合にはゲー・ペー・ウーは税關に對し其の検査を要求する事を得

第二十八條 若し外國より到着せる列車の車輛中に郵便車の存する場合にはゲー・ペー・ウーは郵便車内の直通郵便物保管所内に存する一切のものを書類即ち差立表と點檢しつゝ右保管場所の嚴重検査を行ふものとす

第三章 船舶の受入並に發送に對する通過取締所事務

(イ)外國航路船舶の受入並に發送

第二十九條 外國より「ソ聯邦」港灣に入港せる軍艦以外の外國船舶は一九二六年十月十二日附第二八七號水路測量局通達中に布告され居る「商船の「ソ聯邦」入港規則」に基きて許可さるゝものとす

第三十條 「ソ聯邦」領海に外國軍艦の入港順序並に「ソ聯邦」港灣に入港の順序は外國軍艦の「ソ聯邦」領海並に港灣訪問の特別規定に依つて定めらるゝものとす規定は別に附録として配布さるゝものとす

第三十一條 港灣に到着せる外國船舶は最初に國境衛生守備機關に依つて既定の順序に基きて受入らるゝものとす

第三十二條 檢疫手續の完了後若し船舶が衛生上別條なき場合には海岸に繫索を許さるゝものとす

第三十三條 外國より來れる船舶は碇泊所（沖の）に碇泊する事なく埠頭に繫索を許さるゝものとす、但左記の場合には是等船舶は碇泊所に碇泊せしめらるべきものとす

(イ) 若し船舶が傳染病地又は危險地帯より來れるか又は是等の地帯に入港せる場合

(ロ) 不正な衛生免許書を有する場合

(ハ) 「ソ聯邦」國境衛生守備規則」に定むる病氣中何れかの發病嫌疑のある場合（ベスト、虎列刺、黃熱、發疹瘰癧、斯又は回歸瘰癧或は天然痘）

(ニ) 船舶内に鼠の多數死亡し居る場合

船舶は若し船舶受入機關が規定の時間の作業機關となり居る場合には日の出前及び日没後に於ても受入らるゝ事を得

「註」 左記港灣に於ては船舶に對し碇泊所（沖の）に碇泊する事なく繫索する事を許さるゝものとす

ムルマン、レーニングラード、オデッサ、セヴァストポリ、フェオドシヤ、ノヴォロシースク、ボチ、スフムトウアブセ、パトウム、バキン、ヴラジオストツク等の諸港

第三十四條 船舶が埠頭に繫船されたる際ゲー・ペー・ウーは船内より何人も上陸し得ず又は船内に入り得ざる方法を講じ而して後ゲー・ペー・ウーは船舶の受入に着手するものとす

「註」埠頭の無き處に於ては碇泊所に於て船舶の受入及び検査が行はるゝものとす

第三十五條 前衛税關機關を經由して「ソ聯邦」港灣に外國より入港する船舶は右機關に於ける税關並にゲー・ペー・ウーの税關上並に政治上の検査を受くべきものとす、但地方的情況に基き適當と認められたる場合には船舶は前衛税關機關に於て検査を受けざる事を得るも到着港に於ては必ず検査を受くるものとす、既に検査済の船舶が外國の港に入港せず同じ海の他の港に到着せる場合には密輸入品の輸送又は「ソ聯邦」に密航せんとする人間に關する報道の存する場合を除き新規の受入並に検査を受けざるものとす、前衛税關機關を経て到着港より外國に赴く船舶は（例せばケルチを經由してマリウポリより）密輸入品の輸送又は外國に密航せんとする者に關する報道の存する場合を除き前衛税關機關に於ける検査を受けざるものとす

第三十六條 ゲー・ペー・ウー員は受入の爲め船舶内に入り船長より旅券及び航海手帳又は夫れに替へるべき書類を受くるものとす、而して税關吏は船長より船荷證券添附の船長報告書、船員名簿並に船客名簿を受け尙旅客名簿は即時適當の検査をなすが爲め税關よりゲー・ペー・ウーに渡さるゝものとす、然る後税關吏は検査に着手するものとす

第三十七條 船員名簿は若し其の中に存する但書並に修正が何れも其の船舶の寄港せる港灣の當該港務官憲（警官又は憲兵）又は船舶が其の航路を辿りたる中間の外國港に於ける船舶旗國の領事館代表に依つて確證され居る場合には整備せるものと認めらるゝものとす「ソ聯邦」港灣に船舶の航行中に於て外國船舶の乗組員中何人かの死亡又は禍災の場合には例外とす

第三十八條 「ソ聯邦」領海内に停泊中に於ける外國船舶の無線電信設備の使用）に關する一九二八年七月二十四日附「ソ聯邦」人民委員會の決定の適用に對する訓令が港務局に於て遵守され居るや否やに關する監督はゲー・ペー・ウーに負はせらるゝものとす

第三十九條 船舶内に存する受信機並に放送機は全部港務局の印に依つて封印（鉛印にて）さるべきものにして之に關しては適當の調書が作製さるゝものとす、無線電信装置に押されたる印（鉛印）が故意に開封されたる事が發覺せる場合にはゲー・ペー・ウーは是等の印の（鉛印）監視責任者を露國社會主義聯邦ソウエト共和國刑法第八十三條並に之れに相當する聯邦協和國刑法の諸條文に基き處罰するものとす

第四十條 無線装置の使用順序に關する訓令第四條に掲ぐる使用の權利に對する許可書の交付順序は港務局長に依つて豫めゲー・ペー・ウーと協定さるべきものとす

第四十一條 難船したる船舶に對しては同船舶が「ソ聯邦」の内海に在る場合と雖も無線装置の使用を許可せらるゝものとす

第四十二條 無線装置の封印の開封は港務局長の委任を受けたる港務局員に依つて行はるゝものとす、港務局長の居らざる港灣にありては無線装置の封印並に開封に關する局長の仕事はゲー・ペー・ウー員に依つて行はるゝものとす

第四十三條 ゲー・ペー・ウーは船客の旅券、乗組員の航海手帳、船員名簿並に船客名簿（船員名簿及び船客名簿は訓令第三十六條に基き税關より受く）を受け最初に船客の旅券を検査するものとす夫れと同時に船客は手荷物の税關検査の爲め下船を許さるゝものとす

旅券は手續完了後検査済の荷物の引渡と同時に旅客に渡さるゝものとす

「註」 旅券の検査は本訓令第百條に基きて行はるゝものとす

第四十四條 船長より旅券を受け船客を上陸せしむる際ゲー・ペー・ウーは旅券面の入國査證の有無を大體調べ尙ほ出來得る限り其處に於て旅券面の寫眞と船客とを對比するものとす

第四十五條 船客の荷物検査終了後且つ検査済の旅券を船客に渡したる後ゲー・ペー・ウーは船内の最も適當の場所に船員を集め船員名簿の記載事項並に航海手帳又は之れに替へるべき書類の報告（例へ寫眞なき者と雖も）と乗組員を照合するものとす

「註」 一、船員集合の際ゲー・ペー・ウーは税關吏及び船長立會の下に出來得るだけ速かに船内に違反者の有無如何を確むるが爲め船内全部の検査を行ふものとす

二、税關の検査が終り且つゲー・ペー・ウー員に依つて船員検査の行はれたる後に於いて密輸入品の輸送並に違反者の存在に關し何等かの報道ありたる場合にはゲー・ペー・ウーは税關に對し荷物並に船舶の再検査を行はしむる權利を有す

第四十六條 船舶内に船員名簿に記入なく且航海手帳（又は之れに替へるべき書類）を有せざる人々（勤務中の船舶乗組員の家族をも含む）の居りたる場合及び「ソ聯邦」に入國の査證を有する外國旅券を提示せざる者の居りたる場合には彼等の上陸は禁止され船舶碇泊中船内に留められ其の船にて歸國せしめらるゝものとす、違反者に就きてはゲー・ペー・ウー代表並に船長署名の調書を二部作成し一部は船長の許に保管さるゝものとす

「註」 船舶内に期限經過の査證を所持せる者の存する場合には（第百九條参照）本人に關し合同國家政治部縣國境取締部に電報照會をなし後者より確答のある迄上陸を禁止さるゝものとす、船舶が「ソ聯邦」港灣より出港の時に至るまで回答なき場合には右の人々は船舶と共に歸國すべきものとす

第四十七條 若し船員の書類報告が乗組員と一致する場合には船員に對して自由が與へらるゝものとす

「註」 船員の上陸順序は本訓令「六十九條」を参照すべし

第四十八條 船客の上陸、船舶の検査、船員の検査等の終りたる後に船舶の荷役が開始さるゝものとす、荷物の積卸に對する一切の仕事はゲー・ペー・ウー員の下に税關機關の許可を得てのみ行はるゝものとす

第四十九條 ゲー・ペー・ウーは特別の理由の存する場合、即ちゲー・ペー・ウーに達したる報告に基き船内に密輸入品又は密航者の存する場合に於てのみ税關に對しゲー・ペー・ウーと共に荷物の再検査及び船舶の検査を（税關検査後）要求する權利を有す

第五十條 船舶の荷役中は税關並にゲー・ペー・ウーの許可なくして之れに他の船舶並に小舟の接近を禁止さるゝものとす

第五十一條 「ソ聯邦」港灣に船舶停泊中船舶の積卸並に各種の人々の船舶出入を監視するが爲め税關に監視を置く

「註」 必要の場合に於てはゲー・ペー・ウーは船舶の出入を監視するが爲め税關の監視と共に監視の爲め部員を任命する事を得

第五十二條 受入の時に至る迄碇泊所（沖の）に碇泊する船舶は船舶内にゲー・ペー・ウー検査員の存在を必要とせざる方法に依つて守備さるゝ事を得、是等船舶の守備の爲には小蒸氣船を遣し又は海岸守備隊其他を利用する事を得るものとす

第五十三條 碇泊所又は埠頭に碇泊中の外國航路の船舶に對しては荷物の積卸が完了し積込の開始さるゝに至るまでゲー

・ペー・ウーの許可なくしては船舶並に小舟の接近を禁止するものとす

第五十四條 外國行船舶の荷物の積込完了後ゲイ・ペー・ウーは船員の書類の検査をなすものとす、之れが爲め船員は一定の場所に集合せしめられ且船長は本章第三十六條に示され居る一切の書類を提示するものとす、加ふるに船員名簿内には該港内に船舶の停泊中に生じたる乗組員の移動が全部記入せらるべきものとす

上記書類に對しては實際の検査の終りたる後ゲイ・ペー・ウーに依つてスタンプが押され且上陸の爲め船員に交附される許可書(訓令第六十八條参照)はゲイ・ペー・ウーに取上らるものとす

第五十五條 ソウエート船員の外國船雇入の際にはゲイ・ペー・ウーは一九二四年九月五日附交通人民委員會の命令に規定され居る雇傭順序が港務局に於て遵守され居るや否やを監視するものとす

外國船にソウエート船員の派遣は水運業組合地方委員會と協定の後左記港灣の港務局に依つてのみ行はるゝ事を得アルハンゲリスク、ムルマンスク、レーニングラード、オデツサ、ニコラーエフ、セヴァストポリ、ノウオロツシースク、トウアブセ、バトウム、タガンローグ、ウラジウオストツク、ニコラエフスク・ナ・アムール

職にある者又は失業者の別なく商船隊の名簿に記入され居るものにして單獨に外國に赴く商船隊の船員に對しては出國に際し裏面に歸國査證の存する添付査證(航海手帳に)を交付するものとす

第五十六條 外國船舶の出港の際「ソ聯邦」人民に屬せざる船員中何人かが見えざる場合には船長はゲイ・ペー・ウーと共に之れに關する調書を作成するものとす

其後ゲイ・ペー・ウーは訓令第七十六條に定めらるゝ順序に依つて行動するものとす

第五十七條 船客の船内受入は船舶の一般検査並に船員の書類検査の完了後行はるゝものとす

第五十八條 旅客の物品の検査並に其の書類検査は船内に於て行はるゝものとす、或は又海岸に特設の建物内に於ても行はるゝ事を得

第五十九條 ゲイ・ペー・ウーは適當の書類を携帯せずしては何人たりとも海岸より船に又は船より海岸に出入せしめざる様極力努力すべきものとす、船客の書類に對しては書類の検査後ゲイ・ペー・ウーに依りてスタンプを押さるゝものとす

「註」 船客の船舶乗込の際にはゲイ・ペー・ウーは訓令第四十四條に基きて行動するものとす

第六十條 外國航路より歸港し又は外國航路に赴くソウエート商船に對しては其の受入、發送並に検査等は何れも本訓令第三十一條乃至第三十七條並に第四十三條乃至第五十九條に示され居る外國商船の受入並に發送に關する一般規則に準

據して行はるゝものとす

(ロ) 沿岸航路船舶の受入並に發送

第六十一條 沿岸航路のソウエート船舶並にソウエート機關の備船せる外國船に對する受入並に検査順序は税關法條二篇

第三章の要求に準據して行はるゝものとす

第六十二條 ゲイ・ペー・ウーは沿岸航路の船舶並に船客が中間港灣に引留めらるゝ事なく尙ほ是等船舶の検査が航海最終

港に於てのみ行はるゝ様監視するものとす(船舶は密告の存する場合に於てのみ検査さるゝものとす)

第六十三條 中間港灣に於ける船舶並に船客の検査は特殊の場合即ち船舶内に政治的又は經濟的密輸入品の存する事に關する確實なる材料の存する場合に於てのみ行はるゝものとす

第六十四條 至急を要する沿岸航路の船舶の運行時間を検査に依りて遅刻せしむる事は禁止さるゝものとす、萬一如何に

しても検査の必要ある場合には航海中に於て之を完了すべきものとす

第六十五條 船内に於ける疑問の封鎖ヶ所を開放する必要ある場合には検査をなす税關吏及ゲイ・ペー・ウー員は船長に對し之れが開放を要求すべきものとす

「註」 開放を拒絶せる場合には調書を作成し尙ほ右拒絶は國境守備員並に税關吏に之れを開封する權利を與ふるものとす、加ふるに其の際生じたる破損に對してはゲイ・ペー・ウー並に税關は一切責任を負はさるものとす

第六十六條 外國航路より歸港するソウエート軍艦に對してはゲイ・ペー・ウーは左記の順序に従ふものとす

一、政治的検査を行はざる事

二、ソウエート軍艦内に於ける密輸入品の摘發及び之れが除去を必要とする場合には其の地に於ける合同國家政治部特別部機關との協定に依つて之れを行ふ事

第六十七條 港灣勤務船（截氷船、碎氷船）税關並に漁業監視船、救助船、浚泥船カラバン（船隊及び個々の船舶の別なく）及び其他の一切の補助船は税關上並に政治上の検査を必要とせず且出漁許可を受くる必要なきものとす
「註」以上の特典は港灣勤務に従事する船舶が商行為をなし又は外國に出港し或は外國より入港せる場合には適用し得ざるものとす（是等の船舶中には極東に活動し得る漁業監視船も含まるゝものとす）

（ハ）港の管理

第六十八條 港灣都市の領域内に外國船舶の船員の上陸は是等船舶の人員調の終りたる後船の舷側に於てゲー・ペー・ウーより交付さるゝ特別許可書に基きて行はるゝものとす

書類（航海手帳又は之に替はるべき書類）は保管の請書を取りゲー・ペー・ウーより船長に返さるゝものとす

第六十九條 外國船舶の船員の上陸並に陸上滞在の許可等に關する規則は一九二六年十一月二十三日附「ソ聯邦」人民委員會の決定に依つて定めらるゝものとす

第七十條 人民委員會の決定第八條の第二節の實施に當り乗組員の外國送還に對するゲー・ペー・ウーの行動は乗組員に對する「ソ聯邦」領土立退の一定期間の提供なるものが如何なる場合に於ても「ソ聯邦」領域より本人の行政追放の性質を帯びざる様行動すべきものとす

此の場合に於けるゲー・ペー・ウーの仕事は本人に對して或る一定期間内に「ソ聯邦」領土の立退に關し「ソ聯邦」地方官憲より命令の發せられたる事に就きての書付を取る事に存するものとす

第七十一條 ゲー・ペー・ウーに依つて交附さるゝ許可書は量と内容に於て左記の形式（量は6×10センチメートル）に一致すべきものとす

形式

許可書第何號

一九二何年何月「何日」迄有效

本許可書を「某船」某職の某「某年」に某港に上陸並に滞在の權利を有するものとして交付す

一九二何年何月「何日」交付

證據書類——航海手帳（又は之に替るべき書類）第何號

某港ゲー・ペー・ウー所長 署 名 印

第七十二條 ゲー・ペー・ウーより交付されたる許可書の未返還に對し外國船舶の船長より徴收すべき十留の罰金徴收方は

「ソ聯邦」人民委員會決定第六條）港務局に一任され同局よりゲー・ペー・ウーに提供さるべきものとす

第七十三條 外國船員の港灣都市内の滞在は第六十八條に示され居る許可書の存する場合に於て許可さるゝものとす、尙ほ船員が一晝夜以上港灣都市内に滞在する場合には彼等は何れも一般市民に共通の規則に基き寄留簿に寄留すべきものとす、規定の許可書を所持せざる船員は寄留を許されざるものとす

「註」一、外國船舶の乗組員は港灣に滞在中何れも「ソ聯邦」領土内に現行の法律並に規則に従ふべきものとす
二、許可書の交付に先立ちてゲー・ペー・ウーは船員に對し彼等の理解し得る言語を以て許可書使用規則「紛失に對する罰金」寄留簿に對する寄留「ソ聯邦」法律の遵守、物品持運の禁止、貨幣に關する規程其他を公示すべきものとす

第七十四條「ソ聯邦」商船隊の船舶乗組員の上陸は一九二七年二月二十五日附交通人民委員會發布の「ソ聯邦」商船隊船舶乗組員の上陸許可規則」に基きて行はるゝものとす

第七十五條「ソ聯邦」の旗の下に渡航する船舶の乗組員になり居る外國人の船員に對しては本章第六十九條に示され居る上陸許可順序を適用さるゝものとす

第七十六條 外國船舶の出港の時に至るまで「ソ聯邦」の市民に屬せざる乗組員中何人かが見えざる場合には船長はゲー・ペー・ウー代表と共に之れに關する特別の調査を作成するものとす

第七十七條 其後に於てゲー・ペー・ウーは左記の行動に出づるものとす、即ち「ソ聯邦」が特別の條約的義務を負ふ國家の船舶に對してはゲー・ペー・ウーは是等の條約に規定され居る順序に基きて行動するものとす

「ソ聯邦」が上記の意味に於ける條約並に義務を負はざる國家の船舶に對しては、ゲー・ペー・ウーは當該地點に領事館代表者の存する場合に於ては船舶の出港後三日間内に於て歸船を遅れたる者を右代表者に渡すものとす
上記三日の期間を経過したる後遅刻者の現れたる場合又は船舶期の所屬國家の領事館代表者或は遲國者の本國の領事館代表者が當該港に存せざる場合に於てはゲー・ペー・ウーは上記の人々に關する件を其の地の行政機關に一任するが爲め之れを渡すものとす

「註」船舶の積込及び積卸の際に於ける個人に對する許可書は税關よりの通知に依りゲー・ペー・ウーより交付さるゝものとす

第七十九條 國境機關、港務局、税關等の勤務員の外國航路船舶に乗船の權利に對してはゲー・ペー・ウーは左記順序に依るものとす

- 一、縣國境取締部並に郷（又は村）國境取締部長其の補佐及び上記縣並に郷國境取締部の支部及び管理部の部長
 - 二、縣運輸部長及同支部長
 - 三、合同國家政治部國境取締部及び其の代理者、同政治部郡國境取締部長、其の補佐及び支部長
 - 四、合同國家政治部管區並に縣の支部長及び其の代理
 - 五、港務局長及び税關長並に其の補佐
 - 六、通過取締所全勤務員
 - 七、國境守備隊長及び其の補佐、國境地區衛戍司令官及び其の補佐
 - 八、衛生検査所並に衛生検査派出所の醫師は本人の身元證明書に依り特別の許可を要せず隨時上船の權利を有す
- 第八十條 第七十九條に列擧されざる合同國家政治部機關の勤務員は外國航路船舶の訪問許可を船舶訪問に對する特別許可書の形に於てゲー・ペー・ウー所長より受くるものとす
- 第八十一條 税關長並に港務局長は税關並に港務局の勤務員に對し上船の權利として寫眞を添付せる左記二種類（異なりたる色）の證明書を交付するものとす

一、船舶の停泊中勤務上船舶訪問の權利を有する人々に對する證明書

二、税關長並に港務局長の特別命令に依り上船の權利を有する人々に對する證明書

證明書の形式並に證明書を受くる人々の名簿は税關並に港務局より参考としてゲー・ペー・ウーに報告さるゝものとす

第八十二條 外國の外交代表者等は、國境衛生守備機關に依りて船舶の受入の行はれたる後外交書類を示し何等許可書を要せず其の本國の船舶に上船することを許さるゝものとす

第四章 航空路に於ける通過取締所事務

第八十三條 税關並に旅券の手續をなすがための飛行機の降下は合同國家政治部及び「ソ聯邦」革命軍事會議と協定せる貿易人民委員部の決定に依り飛行場に於て行はるゝものとす、國境より飛行場に至る飛行機の飛行は確定されたる空路に依つて行はるゝものとす

「註」各個々の航空路に依る飛行機の航空行程は別に定められ且ゲー・ペー・ウーに報道さるゝものとす

偶然的の飛行に關してはゲー・ペー・ウーは別に通知を受くるものとす

第八十四條 「ソ聯邦」領土上の外國飛行機の飛行順序は、民國飛行航路に對して發布せらるゝ法令並に命令に依つて定めらるゝものとす、乗客手荷物、郵便物及び航空輸送貨物の検査に對する税關手續は「ソ聯邦」と外國間に於ける條約並に協定且又外國貿易人民委員部及び「ソ聯邦」革命軍事會議の特別の規則に依りて定めらるゝものとす

第八十五條 乗客及び飛行機にて航空輸送さるゝ貨物は悉くゲー・ペー・ウー並に税關に依つて検査さるゝものとす、飛行機が外國へ出發の際には飛行機の最初の出發飛行場に於て検査され外國より到着の際には國境に最も接近せる飛行場に於て検査さるゝものとす

第八十六條 規定の出入國書類を有する者は何れも外國に又外國より自由に通過し得るものとす、外交傳達特使は本人の送達する「貨物並に手荷物の目録」を添付せる傳達書を二部所持すべきものとす

飛行士並に規定のコースを行ふ機關士は「ソ聯邦」へ入國並に「ソ聯邦」領土よりの出國に對する特別許可書又は定期

査證に相當する一定期間に對する特別許可書を有するべきものとす

第八十七條 外國より到着せる飛行機の降下の後國境飛行場のゲー・ペー・ウー検査員は飛行士並に飛行乗客の書類の検査を行ふものとす、而して此の場合本訓令第百條に準據して之を行ふものとす

第八十八條 國境飛行場のゲー・ペー・ウー検査員は外國より到着せる飛行機の飛行士並に乗客の書類の検査を終り之れにスタンプを押したる後税關と共に特別の調書を三部作成し(第二三號附錄參照)内一部は飛行士に一部は税關に渡し一部は自己の許に保存するものとす、其後に於て國境飛行場より「ソ聯邦」内部に飛行機の飛行に對する相圖を與ふるものとす

第八十九條 航空路の最終點(一例を擧ぐればケーニスベルグよりモスコーに到る)の飛行場に飛行機の到着せる後最終地のゲー・ペー・ウー検査員は書類に基き乗客と飛行士とが調書に示され居る人々と實際に相違なきや否やを確むるものとす、夫れと同時に貨物に對しても同様の事が税關吏に依りて行はるゝものとす、尙ほ本訓令第八十八條に基きて税關並にゲー・ペー・ウーに依つて飛行士に交付されたる調書の一部は飛行士並に乗客の書類と對比したる後検査員に取上られゲー・ペー・ウーに保存さるゝものとす

第九十條 飛行機が外國に出發の際には飛行機の最初の出發飛行場のゲー・ペー・ウー検査員は本訓令第八十七條に従ひ一切の必要な手續を終へ書類に提示済のスタンプを押し調書を作成し(第八十八條參照)然る後に出發に對する相圖を與ふるものとす

第九十一條 外國行の飛行機にて單に國境に最も接近し居る飛行場まで(一例を擧ぐればモスコーよりモレーレンスクに到る)赴かんとする乗客に對しては「ソ聯邦」出國に對する適當の書類を有せずして飛行機に塔乗する事を許さるゝものとす

第九十二條 外國行飛行機が國境に最も近き飛行場に着陸中ゲー・ペー・ウー検査員は本訓令第八十九條に定むる要求に基きて行動するものとす、時間表に規定され居る時間の經過したる後ゲー・ペー・ウー検査員は飛行機の出發に對する相圖を與ふるものとす

「註」 天候の具合に依りて外國に飛行を續け得ざる場合には乗客に對し飛行機より市内に降りる事を許さるゝものとす
此の場合には市内より乗客の歸りたる際市中より乗客の持ち歸りたる物品並に荷物類は當然税關の検査を受くべきものとす

第九十三條 國境飛行場より外國に出發する乗客は本訓令第八十六條乃至八十九條に規定され居る順序に於てゲー・ペー・ウー並に税關の取調及び検査を受くるものとす

第五章 道路に於ける通過取締事務

第九十四條 ゲー・ペー・ウーは貨物並に人々の絶えず往來し且夫等の往來に對する監督上特別機關の設置を必要とする道路に對してのみ設置さるゝものとす

第九十五條 ゲー・ペー・ウーが國境線ならざる地點に配置され居る處に於ては人並に貨物(隊商列を造りたる荷物車其他)の受入は直接國境線に存する前衛國境哨所に依りて行はれ其處より貨物並に人は検査地點まで哨所員に伴はるゝものとす

第九十六條 道路に於けるゲー・ペー・ウー經由の旅客の通過は鐵道國境驛に配置され居るゲー・ペー・ウー經由の通過に對して定められ居る順序に準據して行はるゝものとす

第九十七條 道路に於けるゲー・ペー・ウー經由の貨物通過は本訓令に示され居る範圍内に於てゲー・ペー・ウーの参加の下に税關に依りて行はるゝものとす

第六章 書類の種類並に通過取締所に於ける書類の検査

第九十八條 左記の書類を有するものは何れも自由に外國に赴く事を得

「ソ聯邦」の市民

(イ) 外務人民委員、其の全權代表又は代理者に依り出國査證(附錄第一號及び第二號)と共に交付されたる外交官用及び公用のソヴェト旅券

(ロ) 聯邦共和國內務人民委員部の機關に依り交付されたる一般市民外國旅券(赤表紙)

(ハ) 外交用並に公用旅券に對しては外務人民委員、其の全權代表又は代理者に依り交付されたる定期査證又一般市民用外國旅券に對しては聯邦共和國內務人民委員部機關に依り交付されたる定期査證(國境數次往復に對する)

「註」 外交用及び公務用又は一般市民用外國旅券に對し外國駐在「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依り交付されたる國境數次往復の査證を有する「ソ聯邦」の市民に對しては通過に關し合同國家政治部縣國境取締部外事課の命令の存する場合に於ては出國を許可するものとす

(ニ) 休暇にて「ソ聯邦」に赴く在外「ソ聯邦」通商並に外交代表部勤務員の公用又は一般市民用外國旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部に依り交付されたる入國並に出國(歸國)査證

(ホ) 列車案内者、郵便勤務員、筏夫、隊商々人の證明書に對して聯邦共和國內務人民委員部の機關に依り交付されたる査證
ゲー・ペー・ウーは此種の査證所持者に對し休暇證明書の提示を要求する權利を有す。

「註」 國境の簡易通過の總ゆる形式は合同國家政治部中央部の適當の訓令によりて定めらるゝものとす

外國人
(ヘ) 外國人の本旅券に對し聯邦共和國內務人民委員部の機關又は外務人民委員部、其の全權代表並に代理者に依り交付されたる普通査證

(ト) 外國人の外交用本旅券に對し外務人民委員、其の全權代表又は代理者に依り交付されたる外交査證

(チ) 本旅券に對し外務人民委員、其の全權代表又は代理者に依り交付されたる公用査證

(リ) 聯邦共和國內務人民委員部の機關に依り交付されたる添付査證

(ヌ) 外國人の本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依り交付されたる入國並に「ソ聯邦」よりの出國(歸國に對する)外交査證又は普通査證

(ル) 普通又は外交用本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依り交付されたる普通又は外交通過査證

(ヲ) 外國人の外交用又は公務用の旅券に對し外務人民委員部、其の全權代表又は代理者によりり交付されたる出國及び

「ソ聯邦」へ入國(歸國)に對する外交査證又は勤務査證

(ワ) 聯邦共和國內務人民委員部の機關、外務人民委員部、其の全權代表並に代理者又は在外「ソ聯邦」の外交代表部及び領事館に依り交付されたる國境の數次往復に對する定期査證

(カ) 合同國家政治部の通達第十號に基き本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依り漫遊客ツリヤストに交付されたる査證

「註」 該査證を有する人々は一九二九年三月一日附合同國家政治部通達第一〇四三五一號に應じて通過せしめらるゝものとす

第九十九條 左記の書類を有する人々は何れも外國より「ソ聯邦」に自由に入る事を得るものとす
「ソ聯邦」の市民

(イ) 外務人民委員部、其の全權代表又は代理者に依り交付されたる期限を經過せざる外交用及び公用の旅券

(ロ) 一九二五年六月十二日以後に交付されたる聯邦共和國內務人民委員部の期限を經過せざる一般市民用外國旅券

「註」 一、「イ」及び「ロ」項に示されたる旅券は外國に實際に出國せる日より起算し旅券の有効期間中在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館の査證なくして「ソ聯邦」に入國するに有效なるものとす

二、一九二五年六月十二日以前に交付されたる一般市民用外國旅券は在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる入國査證の存する場合に於て入國に有效なるものとす

(ハ) 在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる外交用及び公用外國旅券

(ニ) 在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる「ソ聯邦」へ入國の普通旅券

(ホ) 在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる國境の數次往復査證

「ホ」項に示されたる査證を有する者は「ソ聯邦」市民の出國に關する章の「ハ」項に對する註に規定され居る順序に於て外國に出國を許さるゝものとす

(ヘ) 休暇にて「ソ聯邦」に赴く在外「ソ聯邦」通商代表部並に外交代表部の勤務員の公用及び一般市民用外國旅券に

對し在外「ソ聯邦」外交代表部に依つて交付されたる入國査證並に出國（歸國）査證
ゲー・ペー・ウーは此種の旅券携帯者に對し休暇證明書の提示を要求する権利を有するものとす

外國人

- (ト) 外交用本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部に依りて交付されたる「ソ聯邦」へ入國の外交査證
- (チ) 外國人の本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる普通入國査證
- (リ) 外交用旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部に依りて交付されたる入國並に出國（歸國）の外交査證
- (ヌ) 本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる入國並に出國（歸國）の外交査證
- (ル) 外國人の本旅券に對し在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる臨時居住査證
- (ラ) 在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる外交用通過査證
- (ワ) 在外「ソ聯邦」外交代表部又は領事館に依りて交付されたる普通通過査證
- (カ) 特に獨逸人の本旅券に對し外務人民委員部、其の全權、代表又は代理者に依りて交付されたる出國並に「ソ聯邦」へ入國（歸國）の普通査證
- (ヨ) 外國人の本旅券に對し聯邦共和國の内務人民委員部の機關に依りて交付されたる出國並に「ソ聯邦」へ入國（歸國）の普通査證
- 「ヨ」及び「タ」項に對する註
- 上記諸項に示されたる査證は經由ゲー・ペー・ウーの如何に拘らず「ソ聯邦」に歸國するに有效なるものとす
- (タ) 外務人民委員部、其の全權代表又は代理者に依りて交付されたる出國並に「ソ聯邦」に入國の外交用又は公用の査證
- (レ) 聯邦共和國の内務人民委員部、其の全權代表又は代理者或は在外「ソ聯邦」の外交代表部及び領事館に依りて交付されたる數次國境通過に對する定期査證
- (ソ) 「漫遊者査證」加ふるに該査證を有する人々は一九二九年三月一日附第一〇四三五一號の合同國家政治部の通達に

一致して通過せしめらるゝものとす

「註」 滿十五歳未滿の子供は彼等の同行者たる大人の旅券「査證」に記入し國境經由入國せしめらるゝものとす
第百條 第九十八條及び九十九條に列擧されたる書類又は査證は若し夫等が確實なるものにして但書ならざる修正、署名書替又は汚點等の存する事なく而かも書類を交付せる機關の刻印の押されたる書類携帯者の寫眞の存する場合に於てのみ國境通過に有効なるものと認めらるゝものとす
第百一條 寫眞の存せざる場合には之れに關する特別の但書を有すべきものとす
亞細亞國境の條件に於て波斯人、巡禮者其他の旅券に對しては寫眞は旅券所持者の右手の拇印にて代らるゝ事を得るものとす

第百二條 ゲー・ペー・ウーは本訓令第九十八條及九十九條に列擧されたる書類の登録の検査の際査證並に書類の番號が外務人民委員部並に聯邦共和國内務人民委員部の機關に委ねられたる番號表に確實に適合し居るや否やを檢視するものとす
中央（莫斯科）並に在外「ソ聯邦」外交代表部及び其の領事館の權限に委ねられたる「ソ聯邦」へ入國の査證の一般登録番號表並に外交代表部及び領事館の所在地

第百三條 在外「ソ聯邦」の外交代表部並に領事館より交付さるゝ入國査證の番號には分數番號と非分數番號の二種類が存するものとす

「註」 分數番號は中央「モスコ」の許可の存する場合に交付され非分數番號は直接其他に於ける外交代表部又は領事館より交付さるゝものとす、分數の分子は外交代表部又は領事館の順序番號を示し分母は中央（モスコ）に委ねられたる番號を示すものとす

第百四條 第九十八條の「ハ」及び「カ」項の定期査證は、査證に明示され居る期限に對してのみ無制限國境通過に效力あるものとす

第百五條 添付査證は（第九十八條の「ヌ」項）外國人が外國に出國の際當人が出國に際して通過するゲー・ペー・ウーに

依りて外國入の本旅券より取除かるゝものとす

第五百五條 若しゲー・ペー・ウーが旅券に（査證）押されたる査證又は印の番號の確實性に對し疑念を抱きたる場合には内務人民委員部機關の地方行政部の權限に委ねられたる外國旅券用紙の番號表を参照し得るものとす

若し旅券の検査の際ウクライナ共和國、白露共和國其の他の共和國の管區（縣）行政部中の何れかに依り交付されたるものにして上記表中に示され居らざる旅券の發見されたる場合には該旅券の所有者は旅券番號が該共和國内務人民委員部に委ねられたる番號の範圍内に於て交付されたる場合に於て外國に出國せしめらるゝものとす、若し表中に存する番號以外の番號（一例を擧ぐれば一八〇、〇〇〇以上）を有し居るも管區（縣）行政部の何れかに依りて交付されたる旅券を有する者の存する場合には此種の人々は印又は査證の番號が當該行政部に屬するものなる時は自由に外國に出國せしめらるゝものとす、外國旅券用紙の番號表は何れのゲー・ペー・ウーにも存するものとす、中央より各地行政部に委ねらるゝ一切の新番號に關してはゲー・ペー・ウーは定期的に中央より通知を受くるものとす

第五百七條 年々一月一日に始まり外務人民委員部及び聯邦共和國の内務人民委員部の機關に依りて與へられたる査證番號は復活さるゝものとす

第五百八條 假令規定の許可書を有する者と雖も出國禁止の命令のある人々は國境通過を許されざるものとす

第五百九條 書類中に本章「第百乃至百六條」に引用され居る諸點を缺く者且又旅行の際に書類又は査證に示され居るゲー・ペー・ウーを經由せざるもの更に四十八時間以上を經過せる期限經過の書類又は査證を有して旅行せんとする者は原則として國境通過を許されざるものとす、斯かる場合左の方法に依るものとす

（イ） 出國の場合

「ソ聯邦」の人民及び外國人の別なく何れも國境の通過は、當該旅券又は査證（出國査證の一般登録表に準據し訓令第百二條参照）を交付せる行政部所在地の合同國家政治部機關の電報照會及び許可に依りてのみ通過せしめらるゝ事を得るものとす、若し査證又は旅券がモスコに於て交付されたる場合には縣國境取締所に照會さるゝものとす

外國人が再出國の査證を有しソウエト聯邦より出國する場合にはゲー・ペー・ウーは合同國家政治部の命令第九九——三四號に基き旅券面に管區執行委員會の登録附記の存するや否やを確むるものとす

自己の外國旅券に地方執行委員會に於ける登録附記を有せざる人々に對しては左の如き取扱をなすものとす

ゲー・ペー・ウーは當人に對し國境通過を拒絶し之れに關する調査を作成するものとす、而して該調査中には旅券中に管區（縣）執行委員會の登録附記のなき事を明示さるゝものとす

此種の人々の出國許可は本人の居住せる地のゲー・ペー・ウー地方管區支部より電報照會に對する（抑留されたる人の費用にて）確答のありたる後に於てのみ許可さるゝものとす

電報照會は寫として（郵便にて）縣國境取締所に送附さるゝものとす

（ロ） 入國の場合

外國に再び歸國する外國人

彼等の願出に依り彼等の費用にて縣國境取締所に電報照會をなす事を許可さるゝものとす、而して是等の人々の通過は合同國家政治部縣國境取締所より確答ありたる後に於てのみ許可さるゝものとす

電報照會中には左記の事が明記さるべきものとす

一、姓名、二、國籍、三、旅券又は査證番號、四、査證の交付者、五、不備なる點、六、外國人の名指す「ソ聯邦」内に於ける本人の知人

第百十條

（イ） 外交用並に公用旅券（本章第九十九條「イ項」）を存する者

（ロ） 一九二五年六月十二日後に聯邦共和國内務人民委員部機關に依つて交付されたる——入國査證なき一般市民用外國旅券を有する者のソウエト聯邦に入國の際にはゲー・ペー・ウーは調査を作成し之れを所定の調査所と共に合同國家政治部外事課に送附するものとす、加ふるに（ロ）項に示されたる書類に對しては「本書類引渡の際本書類の所有者は追加費用を納入する義務を有す」との但書が記入さるゝものとす

一九二五年六月十二日前に交付されたる旅券に不正な査證を有して外國より到着せる「ソ聯邦」の人民は同じ順序に依りてソウエート聯邦に通過せしめらるゝものとす

第七章 人並に物品の検査（逮捕並に捜検）

第百十一條 旅客の検査は原則としてゲー・ペー・ウー検査員の参加の下に税關所に於て税關吏に依りて行はるゝものとす
第百十二條 若しゲー・ペー・ウーが彼に對する國境守備隊長、國境取締所、郡取締部及び中央の命に基き税關検査前に外國に赴く旅客の何人かの捜検検査をなす必要がある場合には該検査を捜検としてゲー・ペー・ウー建物内に於て行ふものとす、外國より到着する旅客の捜検は税關検査と同時にゲー・ペー・ウーと共同にて税關吏に依りて特設の場所に於て行はるゝものとす

國境守備隊長、國境取締所、郡取締部又は中央（合同國家政治部部长、部長代理、縣國境取締所長）の直接命令なくしてはゲー・ペー・ウーは此種の検査をなし得ざるものとす

第百十三條 ゲー・ペー・ウーは旅客の許に密輸入品の存する事に關し其の得たる密告を原則として其の出所を秘すが爲め税關に通知せざるものとす

第百十四條 若し税關が検査完了後に於てゲー・ペー・ウーの知り得たる密輸入品を旅客の許に発見せざりし時はゲー・ペー・ウー所長は原則として税關に上記旅客の再検査を行はしむるものとす

第百十五條 個々の場合に於て之れを公にせずゲー・ペー・ウーは税關の参加なしに獨立して検査所内に於てせずゲー・ペー・ウー建物内に於て再検査（捜検として）を行ふ事を得るものとす

第百十六條 ゲー・ペー・ウーはゲー・ペー・ウーの有する國境守備隊長、國境取締所、郡取締部及び中央よりの命令に基き旅客の政治的検査を税關代表者の参加なしにゲー・ペー・ウー建物内にて行ふものとす

備考 ゲー・ペー・ウーの勢力に依りて行はるゝ検査並に再検査の場合には旅客側より國境守備機關に對し何等非難の起らざる様最も鄭重に且つ公正に行ふべきものとす

第百十七條 手荷物（書籍、書面、書類其他の検査）の政治的検査は一般的検査と同時に行はるゝものとす、検査の順序

及び方法更に此種の事務の報告等は「印刷物取締訓令」（別に附録として配布さるゝもの）に依りて定めらるゝものとす
第百十八條 ゲー・ペー・ウーは輸出入禁止書籍籍に依りて外國より輸入され且外國に輸出さるゝ書籍の検査を行ふものとす

輸出入禁止の書籍の発見されたる場合には夫等の書籍は旅客より取上げられ之れに關する調書が二部作成さるゝものとす
沒收されたる書籍は即時通信部に發送さるゝものとす

備考 一、税關検査の際輸出入禁止書籍の発見されたる場合には税關吏は即時之をゲー・ペー・ウーに渡すものとす
二、ソウエート國家機關に依りて發行さるゝソウエート書籍は其の數に制限なく外國に自由に輸出を許可さるゝものとす

三、外國船員に依りて持込まれたるものにしてソウエート聯邦に輸入を禁止され居る書籍は、書籍を陸上に持出さざる様船員に對して固く警告さるゝと共に外國船の船員の個人的使用として殘さるゝ事を得るものとす而してゲー・ペー・ウーは之れに對する監視の義務を負ひ若し陸上に書籍の持運びたる事が発見されたる場合には書籍は沒收され犯人は處罰（税關法第六十四條）さるゝものとす

第百十九條 外國航路のソウエート船舶内に持込まれたるものにして船員の個人的使用の爲め外國にて購入されたる武器は原則として一定の場所に船舶の印を付し船長の首席補佐の責任の下に保管さるべきものとす、若し船員の許に武器携帯に對する許可書の存せざる場合に於ては該武器はゲー・ペー・ウーに沒收さるゝものとす

第百二十條 税關検査の際に於て「ソ聯邦」の市民並に外國人更に外國並にソウエート船舶の乗組員及び列車乗務員の個人検査は原則として行はれざるものとす

何等か重大なる疑又は特別の命令ありたる場合にはゲー・ペー・ウーは個人検査を行ふべき必要を税關に通知し検査はゲー・ペー・ウーと共同にて税關吏に依りて行はるゝものとす

ゲー・ペー・ウー並に税關の勤務員に依りて旅客の個人検査の行はるゝ場合人格を侮蔑するが如き検査方法の適用は絶対

に禁止するものとす

第二百一十一條 外交用書籍類（旅券又は査證を有する人々は合同國家政治部々長又は同部長代理の特別命令に依りてのみ個人捜査を行はるゝものとす

第二百一十二條 個人捜査の實行の各場合に關しては該方法を取るに至れる根拠を示すと共に調書が二部作成さるゝものとす、調書の一部は捜査の原因を示す事なく個人捜査を受けたる者に手交さるゝものとす

第二百一十三條 特に嚴重なる検査及び個人捜査施行の命令はゲー・ペー・ウーに對し一九二四年十二月五日付第一三一五六五——二九七——〇號の合同國家政治部の極秘通達としてか或は又合同國家政治部長又は同部長代理若しくは同部縣取締部長の署名の下に中央より與へらるゝものとす、ゲー・ペー・ウーが本條文の最初の節に示され居る人々及び機關以外の他の者及び機關より直接受けたる命令はゲー・ペー・ウーは之れを實行せざるものとす

第二百一十四條 検査を要せざる通過、國境通過の際に於ける援助、手荷物の封印及び其後の手荷物の發送、送迎其他に關する命令は中央にありては合同國家政治部々長、同部々長代理又は縣國境取締部々長に依りて與へられ地方よりは國境取締部又は郡取締部長に依りて與へらるゝものとす

備考「援助する」との語は指定人物に對し特に懇切なる態度を保持する意味に解すべきものとす、然し乍ら當人は検査及び検査の際に彼の許に發見されたる不必要物の取下を免除さるゝものに非ず

第二百一十五條 一九二四年十二月五日附第一三一五六五——二九七——〇號合同國家政治部の通達又は訓令第二百二十三條に示され居る人々の特別命令に基く附記を書類中に有する人々は當然検査を受くべきものとす、此種の検査及び個人捜査に關しては一切ゲー・ペー・ウーは命令を發したる人々に通知する義務を有す

「註」第一三一五六五——二九七——〇號の合同國家政治部通達に依りて行はるゝ捜査は調書を造られ右に關しては即時合同國家政治部外事課並に命令を發したる機關に報告さるゝものとす

第二百一十六條 國境通過者に對する種々の援助に關しての訓令第二百一十四條に明記され居らざる人々又は機關よりの命令若しくは依頼は、ゲー・ペー・ウーは之れを實行せざるものとす、斯かる場合に關してはゲー・ペー・ウーは即時郡國境取締

所に申告し同所は合同國家政治部に申告すべき義務を有するものとす

第二百一十七條 一九二七年六月二十一日附ソウエート聯邦人民委員會會議の決定に基き外務人民委員會及び在外「ソ聯邦」全權代表に依りて交付され尙ほ第一の場合には全然外務人民委員會參與會員、第二の場合には全然政治代表者に依りて署名されたる公開狀を所持する外國人は検査なしに通過せしめらるゝものとす

備考 公開狀の雛型は縣國境取締部の配置に基くゲー・ペー・ウーにのみ配布さるゝものとす

第二百一十八條 縣運輸部の方針に依り検査なしに本人を通過せしむる命令の存する人々は自由に國境を通過せしめらるゝものとす、然し縣運輸部の一切の夫等の命令に關しゲー・ペー・ウーは即時是等の人々に對しゲー・ペー・ウーの有せる疑

を明示し郡國境取締部に報道し同部は又合同國家政治部縣國境取締部に報道すべきものとす

第二百一十九條 外國の外交傳達特使は、外國より彼等の旅行する際當該外國々家の外務中央機關の公印の押されたる適當の署名の存する外交傳達狀を携帯すべきものとす、外國に歸國の際には外交傳達狀は當該外交代表者又は其の代理者の印を押さるべきものとす、其の外に外交傳達特使は文書傳達狀の寫を所持すべきものとす

第二百二十條 外交代表部又は當該外國々家の外交中央機關宛の各外交郵便物は其の所屬別に外務省又は外交代表部の封蠟印を押され「公の發送物」と表記され且文書傳達狀中に記入さるべきものとす

第二百二十一條 外交郵便物（封筒及小包の目方並に數）の検査は税關によりて行はるゝものとす

第二百二十二條 外交傳達特使の個人手荷物は原則として検査されざるものとす、併し乍ら此の種の検査は合同國家政治部々長又は部長代理の命に依り或は中央通過部々長の命に基き場合によりては特に懇切を旨とし他人の居らざる場所に於て行はるゝ事もあるものとす、個人捜査及び靴の検査に對しても右と同様とす

第二百二十三條 貨幣の外國輸送順序は一九二八年三月二十一日附ソウエート聯邦人民委員會會議の決定に依りて行はるゝものとす

法律に依つて定められ居る標準（三百留）以上の貨幣の輸送及び貨幣會議の許可なき貨幣輸送に對する許可は中央に於て（モスコ）議長代理の署名に依りてのみ與へらるゝものとす（議長代理の直接署名又は彼の署名の模寫）許可書は

合同國家政法部參與會書記部の封緘にて封印され且本證明書を有する者の通過するゲー・ペー・ウー所長名宛の封筒に入
れらるゝものとす

國境通過の際證明書は取上られ右實行の附記と共に合同國家政法部參與會書記部に送附さるゝものとす

第三十四條 外國に出發する列車の勤務員は彼等に支拂はるべき日當の範圍内に於て外國行動務員各自に別々に鐵道廳よ
り交付さるゝ特別證明書に示されたる金額の範圍内に於ける外國貨を外國に輸送する權利を有す、該證明書は乗務員長
に依りて税關及びゲー・ペー・ウーに提示さるゝものとす

第三十五條 外國列車と共に到着する外國鐵道の従業員は、彼等の輸送せる外國貨を税關に登録する義務を有す、外國
貨の外國への再輸送は入國の際登録されたる金額の範圍内に於て許可さるゝものとす

第三十六條 第三百三十三條に示されたる標準の範圍内に於けるソウエート貨幣の外國貨への交換尙ソウエート貨に外國
貨の交換は「ソ聯邦」國立銀行交換所に對する訓令の要求に應じ國境驛（港）に於ける國立銀行交換所にて行はるゝも
のとす

ゲー・ペー・ウーは旅券を受領したる後旅券面に存する交換に關する附記若くは全然附記の存せざる事に基きソウエート
貨を外國貨に交換する人々に關する調書を作成し各人に對する交換高を示すものとす、該調書は作成後即時當番税關吏
に送らるゝものとす

第三百三十七條 左記の人々は國境に於て逮捕さるゝものとす

(イ) 本人に關し第二百二十三條に示されたる人々の特別の命令の存する者逮捕されたる者は逮捕命令のありたる合同國
家政法部機關に送らるゝものとす

(ロ) 國境通過に對する規定の書類を全然有せざる者

(ハ) 「ソ聯邦」領域より追放されたる者及び任意に歸國する者

是等の人々の旅券面には本旅券所有者に對しては一九二三年發布第九十五號外務人民委員會通達第五條の「ハ」及
び「ニ」項は適用されざる事に就きての附記が存すべきものとす

(ニ) 搜檢の際ソウエート聯邦に對し探偵の特質を有する犯罪的性質を帯びたる文書の發見さるゝ者

「ロ」、「ハ」、「ニ」項に示されたる人々は國境守備隊本部（管區支部）に送られ夫れと共に縣國境取締部に報告さる
ゝものとす

第三百三十八條 外國よりの入國者に對する監視は之れに對し中央に於ては中央通過部地方に於ては縣國境取締部及び國境
守備隊長より特別の命令の存する場合に定めらるゝものとす、監視はゲー・ペー・ウーに直接相當の密告の入りたる人々
に對しても定めらるゝ事を得、此の場合には電信にて合同國家政法部縣國境取締部に報告さるゝものとす

第八章 通過取締所の聯絡並に報告順序

第三百三十九條 中央合同國家政法部及び國境取締部の支部即ち縣並に管區支部より出づる事業命令はゲー・ペー・ウーの配
置の條件如何に依り當該國境守備隊長、衛戍司令部又は管區支部を経由してのみゲー・ペー・ウーに與へらるゝものとす
第四百十條 ゲー・ペー・ウーは第二百二十三條及び其次の條項に示され居る人々より出でたる命令を實行したる後は之れを
命令の出でたる機關に報告するものとす

備考 一、ゲー・ペー・ウーの事業の内規に關する問題に對しては一切ゲー・ペー・ウーは直接當該國境守備隊長に赴くも
のとす

二、ゲー・ペー・ウーが極秘で實行すべき問題に就きての一切の極秘の指令、更に特殊の部類に屬する市民の國境
通過に關する指令は直接ゲー・ペー・ウー所長に依りて暗號と同様に特別の封筒内に保管さるゝものとす

第四百十一條 ゲー・ペー・ウーに於ける事務は左記の帳簿及び書類目錄に適合して處理さるゝものとす

一、ゲー・ペー・ウー事業に對する指導的指示の存する帳簿（中央、管區部隊の指令及び指示）
二、ゲー・ペー・ウーの秘密取調事業に關する帳簿（取調命令、命令に對するゲー・ペー・ウーの回答の寫、遂行事業其他
に關する報告、秘密取調の性質を帯びたる往復文書

三、番號通信簿

四、暗號通信の發着簿

五、受信簿、發信簿

六、外國に並に外國より單獨に及び團體として通過せる人々の登録簿

七、國境を通過せる鐵道乗務員、「ソ聯邦」及び隣接國の郵便車乗組員、ソウエート及び外國船舶の乗組員等の名簿帳

八、イロハ順に依る訊問帳

第九十二條 出入國者の登録は左記の帳簿に依つて處理するものとす

(イ) 單獨出國者(入國者)登録簿(訓令の末尾に存する第四十一號形式)、附錄第二十四號参照

(ロ) イロハ順に依る登録簿(任意出入國者登録簿)

第九十三條 國境通過者に關する調書はゲー・ペー・ウーに依り直接每週合同國家政治部外事課に(上記形式に依り)提出するものとす

調書は帳簿の抜萃に依りて作成するものとす、其の外に毎月五日以内に訓令末尾に添付される形式に基きて調書が作成され該調書中には旅客、列車及び機關車乗務員(海境に對しては)——外國及ソウエート船舶乗組員——等の國境通過に對するゲー・ペー・ウーの既成事業が示されるものとす

是等の調書は二部郡國境取締部に送附され同部より一部は縣國境取締部に轉送されるものとす

第九十四條 外國人が外國に出國の際取上られたる添付査證は(第九十五條)外國に出發せる者に關する調書と共に合同國家政治部外事課に送付されるものとす、加ふるに註の中には「所持者査證第何號」と明示されるべきものとす

第九十五條 海岸ゲー・ペー・ウーの一つを経由「ソ聯邦」に入國し且つ該ゲー・ペー・ウーに登録済の(ゲー・ペー・ウー)のスタンプを押す事に依る)旅客にして其後同じくゲー・ペー・ウーに存する他のソウエート港灣に出發する場合には到着地のゲー・ペー・ウーは彼の到着を登録せず且彼に關する調書を作成せざるものとす

第九十六條 フィンランド、エストニア、ラトウキヤ、ポーランド、支那、波斯の國籍を有する通過旅客の入國地のゲー・ペー・ウーは即時郵便にて出國地(査證に示され居る)のゲー・ペー・ウーに對し其の通過旅客が(姓名、父稱)「ソ聯邦」よりの出國に何月何日迄有効の第何號通過査證に依りゲー・ペー・ウー經由何月何日通過せし事を報道する義務を有

第九十七條 該出國地のゲー・ペー・ウーは本通知受領後入國地のゲー・ペー・ウーの報道に示されたる通過査證の有効期限の經過迄は何等の手段を講ぜざるものとす

若し報道中に示されたる旅客が外國に出發せざる場合には(報道中に示されたる期限の範圍内に)出國地のゲー・ペー・ウーは右に關し即時合同國家政治部縣國境取締部に報告する義務を有す

第九十八條 若し通過旅客が査證の有効期限の經過したる後出國地に到着したる場合にはゲー・ペー・ウーは本人の許に査證の期限延期のスタンプの存する場合に於てのみ若くは(査證期限延期のスタンプが旅客の許に存せざる場合には)旅客を通過せしむべきや否やに關する電報照會に對する(通過客の費用にて)合同國家政治部縣國境取締部よりの許可

回答のありたる後に於てのみ外國に此種の人々を通過せしむるものとす

第九十九條 事業命令に關する報告は各事業命令に關し別個に第四十三號形式に依り命令を與へたる合同國家政治部機關に直接提出するものとす

其の實行に關しては結果の良否如何に拘らず報導するべきものとす

第一百條 訊問はゲー・ペー・ウー所長の許に具體的材料の存する場合又は特別の命令のありたる場合に於てのみ訊問簿に記入するものとす、訊問簿に命令數及び使用程度の如何に依り定期的に新らしく更へらるものとす、新帳簿には

舊本中より有効なりし事業命令を轉載し且つ新たに入る命令を記入するものとす

合同國家政治部中央搜索部に依りて與へらるる訊問を受ける客の名簿は帳簿に記入せざるものとす

第一百五十一條 六ヶ月經過したる後は若し特別の書面にて命令を與へたる機關が命令有効の期限を延期せざりし場合には

事業命令は當然無効とさるものとす

訊問を中止せる場合には帳簿の中より當人は取除かれ而して帳簿の當該欄に訊問中止の理由が明示されるものとす

縣國境取締部及郷(又は村)國家政治部長 カツネリソン
調查部縣國境取締部及郷(又は村)國家政治部長補佐 コガン

合同國家政治部中央捜査部によりて與へらるゝ訊問を受くる者の名簿は帳簿に記入せざるものとす
第五百一十一條 六ヶ月経過したる後は若し特別の書面にて命令を與へたる機關が命令有效の期限を延期せざりし場合には
事業命令は當然無効とさるゝものとす

訊問を中止せる場合には帳簿の中より當人は取除かれ而して帳簿の當該欄に訊問中止の理由が明示さるゝものとす。

縣國境取締部及郷（又は村）國家政治部長 カツネリソン

調查部縣國境取締部及郷（又は村）國家政治部長補佐 コガン

縣國境取締部及郷（又は村）國家政治部國境守備隊長 ルーテンブルグ

一九二九年四月廿五日 モスクワ市 サ聯邦警視廳

（註）一九三四年四月十六日倫敦發電通信は「ゲ・ベ・ウ廢止さる」と題して次の如く報道した。

「サウエート方面から蒐集した確報によればサ聯邦は今やその地方制度の上に革命的變更を實施して西歐諸國の民主的的地方制度に倣はんとしてゐる、之はプロレタリア獨裁のサ聯邦としては實に劃期的大變革である、この事實は二月上旬共產黨中央機關紙「フラウダ紙」がゲ・ベ・ウも近く解消されることであらうと極めて簡單な情報を発表したゞけで其詳細は秘密に附されてゐたが四月十六日その真相が確報された、即ちサウエート政府は從來ゲ・ベ・ウに付與されてゐた死刑執行、投獄、重罪者流刑等の權能を奪するとともに從來往時の星院制度の如き秘密裁判または無審理處刑を全廢し普通裁判における公開裁判を行はんとするものである、この結果ゲ・ベ・ウ所屬員の六割は既に罷免の上大部分は農業集散組合および政府のトラスト等に轉任されたが、なほ殘留部員は近く創設される内務人民委員部の情報部に採用されるはずだといふ、なほ精銳を誇るゲ・ベ・ウ所屬特別軍隊五萬人も陸軍人民委員部に移管される由でまた三年以下の流刑に處せらるゝ、犯罪で審理の必要なものは新設の内務人民委員部の管理に屬すこととする、その他の裁判はすべて普通裁判所で公判されるわけである」

第二篇 支那の共產運動

第一章 赤化運動の過程

一節 概 要

一項 擴大する赤禍

支那における共產運動は誇張して言ふならば、それは全く無人の境地を往くが如く擴大されつゝあるかの觀を呈してゐる、従て本問題は實に支那に取つてのみならず東洋、更に大にしては世界平和にとつて等閑に附し難き重大問題であり、怖るべき脅威である。南京國民政府の現實獨裁者たる蔣介石が内に改組派、馮玉祥派、山西派、廣西派との政權争奪に關する確執あり、外に對日滿紛争を控えて東奔西走眞に席温る暇なき際にも尙且つ共匪討伐を忘れず、一九三〇年春夏に亘る閩錫山、馮玉祥の聯合軍との戰爭後彼の軍事的勢力を紅軍（共產軍）討伐に集中したのも全く之がためである。此間蔣介石は南京に在るよりも寧ろ武漢又は南昌方面にあつて共匪討伐を指揮し爲めに一切他を顧みざるの閑がなく、滿洲事變も上海事變も彼にとつては共產軍ほど重大でなかつたとさへ見らるゝほど彼は共匪のために惱まされたのである。即ち一九三〇—三一年には蔣は自ら自己直屬の軍隊二十萬を率ひて江西に出陣し、更に一九三二年六月以後漢口に馬を進め三十萬（其他地方のものを合すれば六十萬以上）の部下軍隊を指揮するといふが如き大規模な紅軍討伐を三年間に五回も行つたのである。然らばその結果は何うであつたといふに、何れも失敗であつた、たゞ幾萬の部下將卒を戦死せしめ、國民から擄取した二億元の軍資金を浪費したに過ぎず、共產勢力は依然その地盤を擴大しつゝあるといふのがその結果であつた。今や支那共產黨の勢力（中華サウエート共和國）は廣東、福建、湖南、湖北、江西、河南、安徽の諸省より江西及甘肅

の一部に及び、更に南京政府の御膝元たる江蘇、浙江兩省にさへ魔手は伸びて、その地域は驚くべき廣範圍に亘り一度支那の地圖を手にして之を見るならば支那全土の半分が既に赤色に塗られねばならぬ状態になつてゐることを發見するであらう。

然らば支那の赤化運動が如何なる過程を経て斯くまで勢力を擴大するに至つたかといふに、それには過去の歴史に遡つて説明する必要がある。而して支那共産運動の過程を説明する便宜上、之を

- 第一期 中國共産黨の成立せる一九二一年まで
- 第二期 一九二二年のコミンテルンへの正式加入より一九二三年の國民黨への加入決定まで
- 第三期 國民黨への加入決定より同黨第二回全國大會の開催せられたる一九二五年まで
- 第四期 右第二回全國大會より武漢政府の分裂せる一九二七年夏まで
- 第五期 武漢政府脱退より廣東暴動まで（自一九二七年夏至同年末）
- 第六期 一九二八年の共産黨第六次大會より一九二九年陳獨秀一派の脱退まで
- 第七期 一九三〇年以後の狀勢

右の如き詳細な區分の下に説くのが最も理想的ではあるが、それらは後段諸項の内容を綜合することによつて略了得きるであらうと思考せらるゝが故に、爰には共産主義的民族革命の思想が支那労働運動並に學生運動の上に現はれ出した一九二一年頃より、一九二四年孫文がヨッフエ (A. A. Joffe) と前後二回の會見の結果、國民黨政綱の民政主義と共産主義とを相容れざるものと解するは謬見であるとの理論の下に聯俄容共政策（サ聯邦とを結び共産主義を容認する政策）を採用して共産主義政治を支那に引入るゝに及んで共産運動は燎原の火勢を以て全支を風靡し、五卅事件の如き記録的排外運動を惹起するに至つた一九二五年までを第一期とし、一九二七年蔣介石の共産黨クーデターにより國民黨と絶縁した前後までを第二期、一九三〇年以後の共産黨討伐時代を第三期として分類し、その概要を記述するに止め、後段各地方別の部門において夫々詳説することにしやう。

二項 共産運動の發生

(イ) 五四學生運動 一九一九年五月四日ヴェルサイユ條約の調印に反對して起つた北京の學生騒動即ち五四運動は確に支那の共産主義的革命的革命政治に一新紀元を劃したものである。その頃までは國民黨幹部と北京政治家との關係は孫逸仙を支持する點には一致してゐたけれども、實質においては相違してゐた、而して當時諸方に組織された所謂中國青年黨なるものも只漫然と支那は紛糾状態を脱して何れ強力なる國家を回復するであらうと信じてゐた位で、別に確乎たる政治的方針、計劃乃至希望を有してゐた譯ではなかつた。

然るに前記五四學生運動は支那青年男女を政治運動の渦中に引込み「國辱を雪げ」を標榜して彼等の愛國思想を激發せしめた。彼等は平和會議に對して

「支那は大戦に際して聯合國側として對獨宣戰をした、そして聯合勝利國の一員として平和會議に列席したにも不拘日本は山東における舊獨逸權益をその掌中に收めたのであるが、之はウイルソン氏の提唱する人道主義及自由主義に從て須く支那に返還さるべきものである」

と要求した。けれども平和條約は勿論日本の正當なる權利を承認し、彼等の要望は達せられなかつた。斯くて彼等學生は政府當局に陳情して目的の達せられざるを見るや、北京政府の要人らは總て維れ日本の走狗なりと見做し、上海學生團は直に總罷業の指令を發し、茲に形勢俄然悪化するに至つたが、この形勢悪化に鑑み同地の大總統は「支那は平和條約調印を拒絶する」（之は實際に調印されなかつたが）旨を宣言したため、該罷業は幸に電氣及水道關係労働者の罷工だけで済んだ。乍然、この學生騒動は支那青年の政治的革命運動として偉大な勝利であり、新政治思想を全支青年の腦裡深く植付けたこと否み難き事實である。爾來彼等の口頭に上る「賣國奴政治家」なる語は政治家に對して大なる制裁力を有するものとなり、之を動機としてその後各有名な大學内に青年社會黨とも稱すべき結社が續々組織され、學生の政治經濟問題に關する社會主義的研究が盛んに行はれたのである。

一體孫文は政治革命には學生を指導する必要があることを夙に感じてゐたやうである、彼は一九一二年辛亥革命に直面し

てゐた際、學生聯合會 (Student Union) の幹部等と會見したことがある。その後學生聯合會に對して可なりの好意的援助を與へ、當時右聯合會の會長たりし學生が後に孫文の秘書となつた位である。而して孫對學生幹部の會見は後の國民黨結成の胚子となり、右幹部學生中の或者らが後に支那共產黨の指導者となつた事實から見て頗る重要な意義を有するものであつた。

平和會議に失望し、列國頼むべからずと見た彼等學生は茲にその方針を一轉して親露政策に走り、勞農ロシアの指導を仰ぐことに決定し、爾來赤露との往復を重ねるに及んで共產主義は支那に誕生するに至つた。

(ロ) 國民黨と共產黨の合流 茲に支那における共產運動史上に忘るべからざる人物がある。それは或る意味において支那共產運動の元君とも云ふべき陳獨秀 (Chen Duxiu) である、彼は曾て北京大學文科教授長であつて文學革命を提唱した支那共產主義者の最初の指導者である。

(註) 彼は素と日本留學出身であるが、後にモスクワに行き、歸國後共產運動に没頭し支那のトロツキーとも云はれる人物である、一九三二年十月十五日上海に於て工務局警察の手に檢舉された。陳の詳細に就ては別項に紹介するから参照されたい。

陳は重要な共產主義者の會合には必ず出席し、モスクワよりの指令に基き諸般の運動を指揮したが、常に一定の住所を有たず、彼の隠れ場所たる上海の某書店の如きは極めて少數の彼の親友と腹心の主義者以外は誰も知らなかつた。彼は一兩日上海に姿を現はしたと思ふと忽ち上海から姿を消すと云ふ風で全く出沒常なきものであつた。兎に角彼は共產主義の純理論に生きむとしたもので、正否は別問題として眞面目な研究から歸納した彼の主張には熱もあり且つ純理論としては傾聴に値するものであつたから若き學生の思想を動かすには充分であつたのである。従て彼の主義に心酔した學生は非常に多かつたもので、今より十年前陳獨秀崇拜の學生でロシア本部及シベリヤに流れ込んだ者は幾千人の多數に上り、之等入露學生はイルクーツク (Irkutsk) ペトログラード (Petrograd) 及モスクワにおいて大學その他の學校で政治經濟の共產的學理や實際を學び、共產主義擁護者並に宣傳者としての訓練を受けたのである。更に陳崇拜の學生にしてフランスに行き共產系學生の多いので有名なリオン (Lyon) の某大學に留學した者も多數であつた。その他は日本へ留學して

危険思想を注入したが、同文の關係上、日本文で書かれた共產主義の本が最も彼等の腦裏に入り易かつたため、その後支那では日本文の書物が廣く讀まれ、共產主義文學の翻譯と云へば日本文翻譯のものに限られたといふ位であつたのは全く事實であつた。そして夫れらの多くは日本士官學校留學支那學生より支那へ送られたものだといはれてゐる。

斯くして支那共產黨は漸く結成されたる折柄、孫文は英米兩國より得んとした物質援助の期待が失敗した結果、之をロシアに求めることとしたため、爰に共產黨と提携する必要があるを感じ、自黨たる國民黨と中國共產黨との協同合作の基礎を築き上げた。於茲乎、孫文は國民的の露國と接近し多數の軍需品供給を露に仰ぎ得るの便宜を得、又一方共產黨としても公然國民黨の勢力範圍内において地盤を獲得し、隠れたる秘密結社として堂々共產黨として階級闘争の火蓋を切り得ることとなつた譯である。但しサ聯邦と孫文の提携及國民黨と中國共產黨との握手を突發的に出來上つたものと見るならばそれは大なる誤りである。何故なればサ聯邦は北京政府をしてサ聯邦を承認せしめやうと一九二〇年から一九二四年に至るまで常に虎視眈々その機會を窺つてゐたもので、そのためには可なりの努力を拂つたものであるからである。例へば支那知識階級中に親露系團體を扶植するためにヨツフェ、カラハン (R. Karahan) の如き二大要人を使節として支那に派遣したのも眞目的は全く此處に存したので、サ當局が右兩者を特に選んだのは、ヨツフェはプレスト・リトヴスク條約 (The Treaty of Brest-Litovsk) に參與した者であり、カラハンはコウカサスのツウラニアン・モンゴル人 (Turan-Mongol) として拔目なきロシア人であるが故に、必ずや北京の所謂帝國主義的外交家に好感を持たせるであらうと云ふ點にあつたらしむ。

一九二三年七月二十六日上海に於てサ聯邦、國民黨及中國共產黨の内的關係を明瞭ならしめる覺書に孫文と共に署名したのはヨツフェであつた。

今週つて孫文が勞農露國と提携するに至つた經過に就てその大要を記せば、一九一九年ヴェルサイユ平和會議においてウルキソン米國大統領が十四ヶ條の宣言を示してから後の孫文の主義には俄然大變化を來した、即ちその後の孫文は王道政治から脱してサウエート主義及ウキルソンの主張に影響された三民主義を唱へるに至つたのである、換言すれば彼の三民主義なるものは一九二三年前後から唱へ出したもので、それまでは決して三民主義ではなかつた。當時孫文はつとめて

廣東政府を各國に承認せしめむとし、ヴェルサイユ平和會議には廣東政府からも代表を出し、北京政府を偽政府なりと言して各國間に奔走せしめ、更に一九二二—二三年の華府會議にも荐りに運動せしめたのであるが、遂に成功しなかつた彼の眞意は主として英米に接近し兩者の援助を得むとするにあつたが、その結果豫期に反するに及び、彼は英米頼むべからずとなし、ロシヤとの握手を決意し、一九二三年七月北京駐在サ聯邦代表ヨツフェが渡日（日露通商關係復活のため斡旋せんとした）後藤伯の招致に應じて、途中上海に立寄りし際、孫文は彼と會見し、更にその股肱の同志にして最左傾派たる廖仲愷（共產黨の指導幹部にして後に廣東において暗殺さる）を日本に派遣して熱海にヨツフェと會見せしめたのである。ヨツフェから受けたこの前後二回の指導により、孫文は國民黨綱の民生主義と共產主義とを相容れざるものと解するは謬見なりとの理論の下に聯俄容共政策を執り、共產主義的政治を支那に引入れたことは前に述べた通りである尤も當時孫文は彼の政治的基調をロシヤの上に依存せしめたとは云へ、共產主義をロシヤの形態そのまゝ支那に實施することに就ては承認しなかつたのである。對露提携から彼の得んとしたのは物質的援助であつて、思想ではなかつた。彼の欲したものは銃砲その他の兵器及軍事教官などであつて主義ではなかつたのである。

勞農露國對孫文の握手の結果、廣東政府はロシヤから政治顧問としてポロヂン、軍事顧問としてガレンを招聘し、彼等は同志數十名と共に一九二三年秋廣東に到着し、爾來廣東政府はその指導下に着々共產主義的訓練を受け、遂に一九二四年一月第一回全國國民黨代表大會を廣東に開催して正式に聯俄容共政策を可決（同月十五日）した。その後國共兩黨は分裂し蔣介石は共產黨撲滅に行住坐臥腐心してをるけれども而かも聯俄容共政策に至つては其後の何れの國民黨大會においても公然取消されたことなく、今日依然國民政府の基礎大綱として存してゐるのである。

孫文がロシヤと接近して以來共產黨は支那の思想界を支配し、内に對しては軍閥打破を高調し、外に對しては不平等條約廢棄、打倒帝國主義（之は孫文が一九二四年一月二十七日以後數十回に亘る三民主義講義に述べてゐる三民主義中の民族主義から出發したものである）を絶叫して凡ゆる運動を續けて來たが、殊に著しきものは都市の勞働運動と學生風潮であつた。

折柄一九二五年五月三十日、所謂五卅上海事件（内外綿紡績工場の同盟罷工に同情し示威運動中の學生團が南京路に於

て工務局巡捕と衝突し學生側に數十名の死傷者を出した事件）の起るや、六月一日より上海の大罷業罷市が始まり、その勢は全く燎原の火の如く全支を風靡し殊に廣東においては六月二十三日の示威運動當日、同地の英佛守備隊と黃浦軍官學校學生軍との間に砲火が交へられ、死傷百四十餘名を出した、之に原因して國民黨工部部長廖仲愷はポロヂン（政治顧問）並に陳獨秀と共に起て對英日經濟絶交運動に點火した、於茲、工人團は省港罷工委員會（本會の組織は純然たる無産階級政府的のものである）を本據として活動し、罷工参加工人二十萬人に達したのである。

爾來支那において頻々行はれた排外運動（大部分は排日であつたが）は大小共に何れもその裏面には共產黨の魔手が動き、國內的には國民黨の南京政府倒壊を計劃して逐漸その勢力は擴大強化され、蔣介石をして共匪討伐の至難を嘆せしめつゝある現状である。即ち共產黨は支那の社會革命を實現するための第一過程として蔣介石の政權を倒すことを目的として着々蔣の勢力範圍に肉迫しつゝあるものであるが故に、蔣にとつては滿洲事變や上海事變以上に共產黨問題が重大であつたのである。

三項 共產黨と國民黨の分裂

ヨツフェの後任として支那に現はれたカラハンは頗る抜目なき男であつたが彼は遺憾なくその怪腕を拂つたのである。彼は全力を北京知識階級者の赤化に傾注し、帝國主義打倒の必要を説いて北京外交團を愚弄した。此間孫文は前記の親露政策に轉向した結果として、中國共產主義者の國民黨加入を承認（個人としての加入で共產黨としてではない）した。然し之ら國民黨に加入した共產主義者の行動は共產黨中央執行委員會及第三インターナショナル（以下第三國際とも書く）よりの指令に本づき一糸紊れず統制されてゐたため、その活動力闘争力は到底國民黨の及ぶ所ではなかつた、従て間もなく共產系勢力は國民黨を支配するに至つた。而して彼等は古參國民黨員に對して夫々政府の地位や高級の名譽を與へて祭り上げ、その實權を自己の手に握り、國民政府は恰も共產黨の機關たるの觀を呈し、就中、勞農組織の建設並に國民軍事教育及宣傳部門における課題に至つては殊にその色彩は濃厚なるものであつた。そして五卅事件を動機として彼等は工業勞働者及農民を確實に獲得した。後に中國共產黨の大立物となつた李立三の出現したのも此時である。李（別項參照）は湖南

人で毛澤東（別項参照）と共に佛蘭西に學び、五卅事件までは一向世に知られなかつた男であるが、一度該事件勃發するや、彼は先づ排英罷業團體を自己の支配下に收め、之を利用して總罷業を展開し、商工業者並に官憲をして彼の運動を賄はしめ、國民共產軍と連絡して公私團體に共產網を張り、以て長江一帯赤化の基礎を固めたのである。

次に南支の共產運動が思想的軍事的に成功した裏面には例のポロヂン（Michael Borodin）の偉大なる努力の存したことを忘れてはならぬ。彼は前述の如く孫文對サ聯邦協定によつて國民黨高級顧問として一九二三年末支那に來たもので彼は着任以來無能（共產主義の立場から）なる政治家及軍人を國民黨から驅逐して之に代ふるに青年學徒及勞働指導者を以てしたのである。そして孫文はポロヂンの勢力を借て、サ聯邦共產黨に倣ひ國民黨を改組することに同意した、即ち模範軍訓成のために蒋介石を校長として黃浦軍官學校の建設されたのもその一例である、該軍官學校では露國將校の一團が専ら學生の實地訓練を擔任し、追ては支那各地に同種の學校を設け、全支の露國式軍事教育をなさんとするポロヂンの方針であつたけれども、それは實現するに至らなかつた。そして黃浦軍官學校では學生に對して單に對敵戰闘の戰術を教へたばかりでなく、更に敵の管制下にある人民を革命理論に依て解體せしめる宣傳方法に就ても周到な訓練を施したのである。

斯くて孫文は一九二五年三月十二日北京において客死したが、孫文死後一ヶ年餘を経た一九二六年七月九日、蒋介石は湖南における吳佩孚軍と唐生智軍との鬭争を機とし、唐生智援助に名を借り自ら總司令となつてポロヂンと共に軍官學校三千の子弟を率ひて北伐の途に上つた、爾來一二月にして彼は武漢を平定し、更に江西、福建、浙江に進み、十一月には早くもポロヂンを顧問とする武漢共產黨政府を樹立した。次で一九二七年三月蔣は東路總司令に何應欽を、前敵副司令に白崇禧を任命し、三月二十一日に上海を陥れ、同二十五日に南京を占領した（例の南京事件は此時發生したものである）。その後南京と武漢政府とは利害を異にしたため、蒋介石は四月十一日（一九二七年）遂に共產黨クーデターを行ひ茲に國民黨内には共産分子の跡を絶ち、國民黨と共產黨とは絶縁の形となつた。

かくて蒋介石は一九二七年五月に第一次北伐を終り、日本の第一次山東出兵問題から一時下野して日本に亡命したが、再び支那に歸つて總司令となり、翌一九二八年五月には第二次北伐を行ひ。（其間日本兵と衝突して濟南事變を勃發した

が）同六月初には早くも北京を陥れ、六月六日愈々全國統一の布告を出すに至つた。

蒋介石の北伐が斯く迅速なる成功を收め得たのは、その國民黨の主義綱領が偶々舊軍閥の弊害に困憊してをる民衆の意に合してゐたこと、同軍の將卒が蔣と師弟の關係にあり能く統制され勇敢なりしこと、策戰の良しきを得たること等が勿論大なる原因ではあつたに相違ないが、更にポロヂンに依て豫め社會革命の思想を培養されてゐたことも大に力あつたことは否む可からざる事實である。即ち蔣の北伐軍が北京を突く以前に、同地の軍隊にはポロヂンに依て既に革命的素質が造り上げられてゐたのであり、又上海及漢口においても國民黨の到着する遙か以前に、兩地方にある共產黨委員は凡ゆる手段方法を以て地方人民を手馴づけ、軍隊を買収し以て北伐軍の行動を容易ならしめたのも亦ポロヂンの方寸から出た策戰であつた。之は畢竟支那人共產主義者の支援なくしては出来なかつたとは云へこの點に關するポロヂンの輝かしき功績は没すべきものではなからうと思ふ。要するに廣東北伐軍が長江に進出し南京政府を樹立するに至るまでの成功は軍事的勝利と云ふよりは寧ろ全支那國民大衆が積年の動亂に疲れ果て、をる潮合に乗じて働きかけた共產黨策戰の成功に歸すべきものであるとさへ觀る者があるのである。然し共產黨が國民黨を操縦して赤化の陰謀を實現せしむべく活動した期間は頗る短かかつた。即ち一九二七年南京政府の樹立後蔣は既説の如く共產黨クーデターを行つて共產主義者を國民黨外に驅逐し彼等主義者の行動は國家社會を毒するものなりとの見地より、爾來敢然として彼等に挑戰したのであるが、若し蔣にして當時彼等と絶縁するにしても、今少しく彼等に同情を有するが如き温き態度を以て圓滿に手を離つたならば國民黨としても將又彼自身としても今日の如く斯くまで共產黨のために惱まされなかつたであらうと云ふ向もある、之は北伐の成功を過信した蔣の誤算であつたと指摘する論者の意見であるが事實蔣の領域における白色恐怖政策は可なり兇猛なものがあり、前途有爲の青年にして慘殺された者も相當あつたし、湖南では蔣の股肱たる何健は共產主義冊子を所有してゐたといふ理由で多數の青年を斃殺したのは有名である。之に對する報復手段として共產派はその占領地内の地主や官吏を虐殺するといふ風で、茲五ヶ年間に中南支那においては大虐殺放火、慘忍極まる私刑等間斷なく行はれ、幾百萬の人民は兩者應酬の間に介在して凄慘の氣に脅え來つたのである。

（註）一九三二年夏季中に國共兩軍のため慘殺されたもの五十萬人以上に達するといふことである。

四項 露支國交回復と討共の矛盾

(A) 蔣とボロイチンの立場 共産黨と國民黨間の分裂は單なる思想上の理論に基礎せるものでなくして、それは過去二十年間の支那政治において温醸された個人的軋蹶の結果であるとするのが妥當である。折柄蔣介石とボロイチンの關係は何うであつたかと云ふに、兩者は互に相信せず、蔣は國民黨を楯として國民黨の獨裁的地位を占めざるに對して、ボロイチンは第三國際よりの指令をのみ奉じて行動したのであるから、政令一途に出ることは望み得ない。唯之のみでも兩者が到底泡和し得ないのである。更に蔣の地位には複雑な事情があつた、それは國民黨幹部の連中が夫々實力を擁して數派に別れその有力者は心中何れも蔣を成り上り者として蔑視し、動もすれば彼に反對せむとする氣勢あつたことである。一方ボロイチンにしても當時彼の本國サウエートにおいてトロツキーとスターリンの確執から共産主義が二派に分れて對立状態にあつたため少からず歸趨に迷はねばならなかつた。そこでボロイチンは靜かに國民黨の推移を觀望し、該黨が全國を平定するまで此態度を保持したが、其間彼は支那の理論と實際に就て極力研究を重ね爲めに彼の支那知識は大に啓發されたといふことである。折柄モスクワ本部より彼に向て

「社會革命のため赤軍、労働者及農民を總動員して直に革命行動を執るべし」

との指令が來た。ボロイチンとしては此種指令は實行不可能なものであることを知つてゐたけれども、指令には服従しなければならなかつた。勿論蔣に諮るべき問題でもなく、假りに相談したとしても當時の蔣は此種革命に彼等と行を共にせざるのみか、却て彼に有利な討伐赤禍の口實を興ふるに過ぎなかつたのである。

一九二七年三月、蔣は上海に赴き彼を主腦者とする共産黨政府打倒機關を南京に設置するため、その經費融通方に關し支那人銀行業者側と接衝の結果、銀行團は三十萬元の借款に應じ、爰に南京政府が建設されたのである。而してボロイチンは蒙古を横斷してロシアに通れたのである。若し當時ボロイチンが上海を経由して入露したならば恐らく蔣派の手に捕へられ銃殺されたであらう。彼が蒙古を経由したのは此間の事情を知つてゐたからである。

斯くて蔣の共匪討伐は開始された、然し共産主義者は依然として支那から姿を絶たず在るのみか、一九二七年以來彼

等は勇敢に蔣と戦を續けてをる。彼等は充分の軍費を持たなければ兵器も有たないけれども屈せず戦を持續し、彼等の至る處寧ろ道自ら開かるの概を呈してをるといふ現狀である。

(B) 共匪討伐 南京政府の共産黨討伐の實況及經過に就ては後段各地の部において改めて記述するが故に、爰には極めてその概略を記するに止める。

國民黨が共産黨と關係を絶つと同時に、蔣介石は共産黨討伐の旗色を鮮明にしたとは云へ、積極的に大規模な討伐に着手したのは一九三〇年以後である。即ち逐年擴大強化し行く共産黨の勢力に驚いた蔣は、一九三〇年七月二十八日より八月四日まで共産黨が長沙を占領した際、愈々徹底剿滅を行ふ覺悟を決め、自ら二十萬の兵を率ゐて江南に出陣したが何等の効果を擧ぐるに至らず、一九三一年も引續き掃匪のため徒に大兵を動かし巨資を費したといふ外は何物も得ずして掃り、更に一九三二年央頃よりは六十七師、十二旅即ち總計六十三萬餘の大軍を動員し、蔣自ら漢口に乘出(六月)して掃匪に専念したが、紅軍(共産軍)は常に自己に不利なる戰鬪は極力之を避け、有利なる奇襲と巧妙なる潜行的宣傳に依り中央軍切崩しをなすといふ戦法であるため、僅かに長江流域における脅威を一度除き得た程度に止まり、而かも紅軍は恰も蒼蠅の如く、政府軍に一寸の障があれば直に八方に蜂起し、加ふるに彼等の宣傳と中央政府財政困窮の結果給與不渡りなどにより、政府軍と雖も何時共匪化するやも計られざる状態であつた。従て同年の共匪討伐も一進一退を以て始終したに過ぎず、一九三三年に入つても依然何らの進境を示さなかつたばかりか、張學良下野後の北支政局收拾のため蔣の北上するや爾來形勢は再び悪化し、紅軍の勢力は日を逐ふて増大し行くばかりであつた。即ち今や支那共産黨の造つた中華サウエート共和國は揚子江一帯を中心に北は甘肅、南は廣東に至るまで牢固たる根を張り支那から完全に獨立して了つてゐるのである。

斯くの如く過去における蔣の共産黨討伐は悉く失敗に終つたのである。だがこの失敗は當然である、一體兵力を以て共産黨を根絶しやうとすること夫れ自體が不可能な問題だと思はれる、何故なれば支那の農村が何處から始まり、赤軍が何處で終つてゐるか業に判明してゐないものであるからである。

蔣軍の眼に觸れるものは苛税の甚しき豫徴と無法な高利貸及地主のために搾取し盡されたる餓民のみである、而して蔣

の國民黨が前進すれば彼等農民は直に武装軍隊と化してその後方を扼し、之を包圍し、蔣軍の指揮官を殺して所持する銀元を奪取するを例とする。曾て江西の共匪討伐中（一九三一年）蔣介石の経験した所によれば、共產黨第四軍（有名な朱毛軍即ち朱德、毛澤東の部下）が江西省の心臓部たる某都市を占領した際に、蔣の部下軍隊は何れもこの紅軍に向つて進撃するの勇氣なく、只僅かに總司令朱德は福建に退却せること及政治主任毛澤東が反國民黨、共產主義謳歌、土地國有、無租税等の宣傳を農民間のみならず、蔣の部下將卒中にまで行つた事實だけを蔣に報告したのみだといふ。維れ蔣軍兵卒の多くは貧農の子弟であり軍閥や地主の搾取に反感を持つに反し共產黨に對し寧ろ幾分の好意を有する關係からだといわれてゐる。

毎年春になり降雨が濁み運河の増水が止んで道路が通行し得るに至り、田園の施肥が終り始める頃になると、共產黨は以前太平の叛匪が南支から揚子江に出た道順に沿ふて動き始める。すると南京政府は之と時を同ふして（即ち毎年春季になると）上海銀行團に向つて「國民を赤禍から救ふために」といふ表題の下に幾百萬元かの借款を訴へる。そして毎年夏季には幾百萬元が空しく浪費され幾十萬の人命が共產主義剿討のために損せられるのである。かくて秋雨季に入り諸運河が再び氾濫して渡河不可能となり、道路は泥濘の海と化し、更に冬季に入つて降雪となるか或は降雪には温暖過ぎる地方においては不斷の降雨となる季節になれば、反共產運動は一先づ終局を告げる、そして又春が来る、討伐が再び開始される秋が来る、討伐は中止される、この極なき輪廻が即ち支那共產黨討伐の現状である。されば蔣介石は他の一切を顧る閑なきほど紅軍に悩まされ続け、全く共產黨の前に自己の微力を嘆かざるを得ざるに至つたものである。

(C) 露支國交回復の真相 孫文の死後共產黨は俄然擡頭し始め、國民黨政府は一時全く共產主義的色彩を以て蔽はれるに至つたが、當時西山派の張繼、鄒魯、許崇智、居正らは北京郊外西山に會合し、孫文の眞意は決してサウエイト露國の宣傳する共產主義、サウエイト主義そのものに非ずと主張したが、左傾派たる汪精衛（兆銘）一派は之に反對し、結局蔣介石が獨裁的地位を占むるに至つて共產黨はそのクーデターに遇ひ分裂（一九二七年）したけれども、而かも孫文の認められた聯俄容共政策は依然として國民黨の大綱中に殘されて來たのである。

元來國民黨にはその結成當初から既に共產的色彩が幾分織込まれてゐたもので、孫文はヨッフエーに聴き、蔣介石はボ

ロイチン及ガレンの指導を受けた關係からしても、國民黨及南京政府は勞農露國と淺からぬ因縁を有してゐるのである、殊に聯俄容共政策を國民黨の基礎大綱の一とした點から見ても支那がロシアと握手することに何らの不思議はない。自己が共產主義的要素を持ち共產主義的形態に即し乍ら共產黨を排除し、討伐し、久しくサ聯邦と國交を斷絶してゐたことが寧ろ不思議であり、矛盾であるとも見られないこともない。更に、支那の共產黨はモスクワに本部をおく世界共產黨の一支部であるが、南京政府が一方においてその支流である國內の共產黨を剿討しつゝ、他方において其本家本元たるサ聯邦と一九三二年末國交を回復したことは一見如何にも矛盾の觀がある。乍然、更によく觀察して見るとそこには何ら不思議のないことを發見するであらう。即ち右兩者の國交回復は畢竟、自國の利益又は都合のため、相手國を利用せむとする腹藏から出發したに過ぎないもの、換言すれば

一、サ聯邦側としては支那赤化の課題遂行のため在支共產主義宣傳の自由權を承認せしめたき意中なるも斯の如きは南京政府の立場より見て到底目的を達成し得ず且つ赤化問題は國交回復をきつ楔として外交官の公然入國その他の間接的便宜によつて他に充分目的を達し得る方法あるが故に、此際全然主義宣傳問題に觸れざるを可と認め

二、専らその重點を露支通商上におき、以て目下世界各國が關稅障壁その他の極端なる保護政策を實施しをるため産業五ヶ年計劃に必要な對外輸出が豫期の如くならず行惱みの状態にある現局面を打開し、支那市場に進出雄飛するを目的とすることのみにも對支國交はサ聯邦にとり十分の價値ありと認めたること

三、一方支那側としては、右國交回復の支那共產運動に及ぼす影響に就て危惧せらるゝ點のあることは承知せぬでもなかつたのであるが、當時日支關係が頗る錯綜しをり、青年社會の對日感情も甚しく激化し若し對日妥協の舉に出る如きことでもあれば、直に賣國的軟弱外交なる口實の下に却て共產派その他反蔣派に逆用され、場合によつては蔣介石の地位を危殆に陥れる虞れがある。さりとて日支紛争を此ま、放置する譯には國民の手前尙更許されぬ、仍て蔣介石が日本牽制策として執つたのが支那一流の戰國策的外交、即ち露支國交の回復である。

右の如き事情の下に露支兩國の國交は急轉直下回復されたのである。而してこの外交政策が果して日支問題解決上に何れだけ効果を齎すかといふことなどは蔣としては元々問題にしてをる譯ではなく、彼としては之によつて日本に嫌がらせ

をし、國民に對して外交の新味を知らせた事で充分目的は達せられたのである。

(D) 露支秘密協約 露支國交回復するや兩國間に正式通商條約が締結されるまでの暫行章程ともいふべき秘密協定が北平駐在サ聯邦商務官サラマンと天津總商會(支那側代表調印者は北平總商會長と天津總商會長)との間に締結された、該協約は秘密に屬し嚴秘に附せられてゐた所、端なくも暴露され紙上に報導(一九三三年二月二日)されたが、今參考のためその全文を記せば左の如くである。

▲露支秘密協約

本協約は露支兩國政府間に正式通商條約の締結せらるゝまで效力を有するものにして兩國の貿易條件は次の如く約定す
一條、露國の貨物、石油、木材、綿布、金物、綿糸、皮革、化學原料、化粧品各貨物は一九三三年初め露國側より北支那へ運搬到着せしむ

二條、中華民國の貨物、茶、砂糖、石炭、棉花、各種礦產物、生麻、各種土產物等は民國より一九三三年二月初め區分して露國側へ輸出す、而して内蒙古を經由して取引するものに對しては露國商務主任辦事處より捺印證明せる護照を發給し且つ蒙古政府管轄區域内との取引も之を許可す、但しこの場合の課税は蒙古政府布告の條例により辦理すべし
三條、露國產石油は既に民國人張英華と五ヶ年間の販賣契約成立したるを以て右期間内石油販賣の特權は本商約内に包含せしめず、張英華をして自由に處理せしむ、但し張英華は必ず組織機關に加入し協助辦理するを要す

四條、本商約は露支兩國商人の感情の疏通を計るものなるを以て商業の中心機關を設立し一切を指揮せしむ、これがため露支華北貿易委員會を組織す、右委員會は北支各地總商會および紳商より推薦せる代表五名、露國商務主任辦事處より推選せる代表三名の共同組織とす

五條、委員會の組織費及び經營費は露支貨物の取引額より歩合を定めて之に支出充當す、但し不足せる場合は露支双方より之を分擔支出するものとす

六條、本商約の締結は支那文を以て主文とし露支雙方に一部宛を保存す

中華民國廿一年十二月廿五日、西曆一九三二年十二月二十五日

民國華北總商會代表 冷家驥、張品題
サウエート聯邦駐支商務官 サマラン

▲露支華北貿易委員會

一、本委員會は露支商約第四條の規定に基づき組織す、本委員會は露國商務主任辦事處より推薦せられたる代表三名、華北各地總商會および紳商より推薦せられたる代表五名の共同組織とす

二、本委員會は露支華北貿易委員會と稱す
三、本委員會は民族の平等を主旨とし、精神的相互援助を原則として露支兩國の感情の疏通を計り、雙方貨物取引をなすを以て目的とす

四、事務所は北平露國駐支大使館内商務主任辦事處に置く

五、本委員會には事務の分擔のため次の各部を置く

總務部、交際部、調査部、運送部、評品部

六、本委員會は商約第一條の規定に基づき雙方貨物の取引事務を辦理するを原則とし、その他政治事項に關し活動することを得ず

七、本委員會の經營費は商約第五條の規定に基づき露支貨物の取引額より歩合を定めて捻出支給し、不足は雙方分擔す

八、毎月一回全體委員會を、毎週一回常會を開催す、會議は秘書長より通知召集す

九、本委員會には當分毎月車馬費三百元を毎月一日に支給す

十、本委員會の露支貨物取引事項および制限に關する事務は商約の規定に従て辦理す。

二節 赤化と學生運動

一項 學生の共產思想

帝國主義國民黨統治下にあるプロ學生は帝國主義文化の侵略を受け、聖經の讀書を強ひられ、國民黨々化主義の束縛は三民主義の讀書を強ひる。

サ聯邦においては青年のため多くの學校圖書館が開設されるのみならず、眞の集會言論出版の自由が許されてゐる、一九三一年には、三十五億頁の書籍出版が計劃されてゐたに對し、人民の要求は五十億頁であつた。

中國における帝國主義國民黨の教育は柔順な奴隷を作ることとを目的とし、帝國主義の植民地に對する壓迫と剝奪に對する合理を宣傳し、地主ブルジョアの勤勞大衆に對する壓迫を維持してゐるのである。多量の紙はトラストの壟斷の下に置かれ、印刷機關は統治階級の手、集會の場所は地主ブルジョアの手握られ、帝國主義國民黨は誡首、逮捕、讒詰、解散、投獄、殺戮その他の手段を以て革命的學生運動を壓迫してゐる。所謂集會と言論出版の自由は國民黨の白色恐怖である。

中國のサウエートはプロレタリア指導下の勞農民主專政でサ聯邦のコースを歩んでゐる、その勞農區域内では勤勞學生は既に解放を獲得した。國民黨の進攻と封鎖に拘らず、サ政府は勤勞青年の文化の向上のために總ての有効な方法を採用してゐる、學校を開きて文化運動を發展せしめ帝國主義國民黨の教育を壊崩しつゝあるのである。大規模なる製紙工場と最新式な印刷工場こそないが、すべての印刷機と紙は勤勞大衆自己の保管に委ねられ、大家屋は大衆の集會場に提供されてゐる。

(ロ) 學生運動の真相 帝國主義の侵略と國民黨の無恥投降は更に勤勞學生の民族意識を激發せしめ九一八事件(一九三一年九月十八日勃發した滿洲事變のこと)以後、學生大衆は湧然たる反帝國主義の巨潮に捲込まれ、北平、濟南、南京より廣東にかけ、成都、武漢、湘潭より上海に亘つて數萬の學生は猛烈なる反帝國主義闘争を開始し、南京の示威と武裝軍警との衝突、太平、上海、濟南、北平各地における國民黨機關の破壊、甚しきに至つては上海において大衆の力を以て自己の法庭を組織し反革命分子を審判した。

南京慘案當時、學生運動は國民黨の殘酷なる壓迫を受け各反革命派のために徹底的に破壊されたのであるが、その主要なる原因は、學生運動にはプロレタリアの指導を缺き、青年團の學生運動における錯誤はプロレタリアの獨立指導を放棄

し、反革命の妥協に降り、學生運動をして同慘案以後上海停戰協定調印と大規模なる第四次團剿開始までの期間は全く「靜止」せしめたにある。

此種見解と各反革命派の學生運動に對する侮辱とは全く異つてゐる、例へば同慘案後改組派は青年運動の没落を高叫し平且週報は「中國青年は墮落せり」と罵り、國家主義派は中國青年の腐敗を説いた。同時に斯る見方は亦我々青年團内の一部で「學生運動の消沈」と認めてゐるのとも異ふ、吾々はこの期の學生運動を以て凡ゆる方面に發展してゐたのであるが、只それが正確なる指導がなく國民黨の殘酷なる壓迫を受けたがために暫時靜止してゐたに過ぎぬものと認めるのである。この正確な見方は、學生運動は正確なプロレタリアの指導下にあつて甫て勝利を得られることを意味する。即ち團内のこの方面の見方は「學生運動は勞農革命闘争の一部であり、勞農革命闘争が高調すれば學生運動も亦高調せざるを得ない」とするものである。然し之は學生運動内のプロレタリアの指導作用とその重要性を理解してゐないのである。

國民黨は無恥にも△△△△に調印して××××を賣り、反日的十九路軍の兵士を退けて帝國主義直接の指導下に大規模の第四次團剿を進行し、教育費を掠奪し、多數の學校(中央、青島、保定第二師範等)の閉校、解散、休學或は縮少(勞大、中公および上海、北平、廣東各學校)を行ひ、その反面では上海の日本工場の大罷工があり、赤軍の大勝が入つた。に學生の革命參加闘争を刺戟した。かくして停戰協定の調印と第四次團剿の開始以後學生運動は又新しき形勢に入つた。濟南第一中學騒動後、各校で六十餘名が逮捕され、陝西では載季陶毆打事件を起し、天津扶輪學校では校長問題でストライキをやり、保定の志存學校では反日運動で九十數名を除名したる外、徐州中學のストライキ、北平師大の校長問題の南下示威及試験反對、農大の併合反對、北平大學の沈尹默驅逐、保定第二師範の武裝衝突、中大の殷錫明毆打事件、青大の楊振聯驅逐等々、學生運動は又復猛烈に高漲し來つた。而して今日の學生運動には依然左の特徴がある。

一、その大部分の闘争は學生日常の要求の上に發展しをること

二、闘争の大部分には確乎たる階級スローガンのなきこと(個人は反對したり擁護したりするが如きそれである)

三、學生の闘争は勞農闘争と密接なる聯絡を有せざること

之らの事實は廣汎團の學生運動の前途に更に共產青年團の學生運動に對する任務を加重したことを説明する。

(ハ) 反革命派の學生奪取闘争 經濟危機が勤勞學生大衆に與へる痛苦の加深、帝國主義の侵略による勤勞學生大衆の民族覺悟の大激發、帝國主義國民黨の壓迫、勞農革命闘争の發展、殊に赤軍サウエートの勝利とサ聯邦社會主義建設の成功等、これらの事實はすべて學生大衆をして積極的に社會的民族的の革命闘争に参加せしめ、學生大衆の左傾をして更に革命化せしめた。

國民の狹隘なる愛國的民族的の武斷宣傳は逐漸大衆の面前に暴露され、一部の大衆に對する吸引力を失つて來た、何となれば國民黨の帝國主義投降、民族利益の賣却の幾多の事實が之を證明してゐるからである。その他國民黨の殺戮政策、學生の革命運動に對する殘酷なる壓迫、學校解散、學生逮捕、學生の革命團體の封鎖、學生革命領袖の銃殺等の白色恐怖手段は決して革命的學生の革命闘争参加を阻止することは出来なかつた。

凡ての反革命派は地主ブルジョアジーの統治を擁護し大衆の革命闘争を破壊せんがために、極力青年學生を争奪せんとしてゐる。朝野を問はず各反革命派の學生奪取の方法は同一ではないが、その目的は地主ブルジョアジーの統治を救はんとするがためであり、學生をして種々なる反革命派の影響の下に維持し、革命闘争より脱離せしめんとするのである。

國民黨は黨化教育、軍事教育によつて學校の管理をひき緊め、學生の思想と行動を拘束せんとし

「讀書は國民を救ふ(胡適之)」

「學生の自由は人を成さず(載季陶)」

「國を救はんとすれば讀書すべく、讀書は國を救ふ(周佛海)」

右の如く説いて學生に死書を讀ませるやうに煽て、彼等を實際の闘争より離脱せしめんと考へてゐる、例へば朱家驊は「近年の學潮は少數の惡劣なる分子によつて成されてゐる」と放言し「國民黨中央の學生に告ぐるの書」は「共產黨のために利用され國家の秩序を擾亂する」など、説いてゐるが、之らの愚説は學生のためにその假面を剥がれた、何故なれば「讀書救國論」とは實は不抵抗主義であるからである。東北學校の解散、上海戰區學校の破壊が最も明確なる事實である然らば一體何處へ行つて勉學すればよいのであるか？ 帝國主義の砲火の前でどうして勉強するのか？ 而して陳果夫は教育改革を次の如く提案してゐる。

「中央(國民黨)は十年の建設計劃を建て農工醫各専門の人材を各専門學校以上に分けて大に奨學すべきである、全國各大學および専門學院は本年より法文および藝術等の各科の學生の募集を十年間打切るべきである(略)」

科學さへ盛んなれば國は救ひ得る、今日の中國學生が一心不亂に科學の研究に没頭すれば政治に出張することはなくなる(略)

法文科學生は多過ぎ、農工科の學生は少な過ぎる、之は教育の畸形狀態と認むべきである、而して失業者の激増が社會の不安狀態を醸成するのである云々」

學生を科學や物理の實驗室にのみ閉込め、毎日實驗させて置くならば、彼等は實際闘争より脱離させ得るであらう。事實近年の學校闘争は大部分法文社會學の學生から發動してゐるが、這はこれら學生の學資が比較的少なく且つ比較的勤勞階級の學生であるために自然にこの種機會に進み易いといふことに原因する、即ち近年各學校にマルキシズムが之らの學生に大なる刺戟を與へたのである。その結果國民黨をして「社會上の不安の醸成は法文科學生の過多であるため」と呼ばしめ、教育改革の十年計劃を提出せざるを得ざらしたものである。然し國民黨のこれらの方法は直に大衆の反對を受けるもので、事實において既にその反對に遭遇してゐる。在野の反革命派の如きも左翼に近似的の激烈なる言辭を以てするに非ざれば青年學生を奪取し得ないのが目下の情勢である。先づA B團社會民主黨、清派の統一戦線と彼等の聯合機關紙「讀書雜誌」は解消派の手先となり、マルキシズム、レーニズムのカヴァーとなつて轉身しつゝ實はブルジョアジーの任務をしてゐるのである、讀書救國論が不抵抗主義なりとは既に證明された嚴たる事實である、若し「苦學深思」(天禮錫)をすれば青年學生を奪取し得ないのが目下の情勢である。且つレーニンの革命理論なければ革命の行動なしと云ふ論法は彼等の苦學と深思で事實に證明されてゐると同時に、之はレーニンを侮辱するものである、何となればレーニン主義者はその工作中に學院式の研究に反對し、實際闘争の研究の離脱に反對するからである。レーニン主義者は「〇〇と學習」を結びつけ、△△中に學習し、××を大衆の學校とする。

すべての在野の反革命派は目下の學潮問題の解決に對し更に左翼の言葉を用ゆる、即ち

「今日の學潮の責任は教員でも學生でもなく、政治の腐敗、經費の無辦法にある、學生の惡劣に藉口して解散を以て得

たりとするならば、それは教育を蹂躪するものである、吾々は中國の教育の前途の計のためには決して斯る高壓なる手段を容るゝことは出来ない、而して將來被征服者たるものゝ有效なる方法を取り、以て政治を改革し、教育基金を確定し然る後に學潮消滅に言及すべきである」と

然し事實においては目下の學潮は決して少數の不良分子、搗亂分子或は共產黨のために利用されてゐるものではないことを證明してゐる。それは實は國民黨の統治が造つたのである、而してこの事實が大衆に了解される時には在野の反革命派が學生闘争を緩和する手段として伴つて國民黨反對の態度に似せて不平を並べ、學生を曖昧な左翼の言葉によつて反革命派の影響下に吸引し、地主ブルジョアジの統治を維持しやうとするのである。

國民黨は盛んに「民主主義とは社會主義である」と喧傳するが、而も該黨の統治下において行はれるものは痛苦と飢餓と死亡と銃殺である。三民主義の統治を救はんがために孫科の發表する新政綱と第三黨の「三民主義の未實現」等は三民主義の殺人刀を掩ふてゐるのである。

基督教でさへも「民主主義とは社會主義なり」と云ふ欺瞞は人を愚にするものと見てゐる。一切の反革命派は左翼、甚しきに至つては社會主義、共產主義、レーニン主義、マルクス主義などの言辭を用ひてその革命内容に勤勞大衆を慰安せんとしてゐる。

又彼等は「青年は國家の主人若くは柱石である」とか或は「國家の元氣であり、革命の前驅、救國の先鋒なり」とか或は「青年學徒は國家の主人であり、インテリは社會における中堅なり」等と稱して青年學徒を慰安してゐるが、事實は青年を勞農闘争から離し、プロレタリアの指導より離し、反革命の道具としやうとするのである。

凡ゆる反革命派は帝國主義の走狗で、彼等は現政府反對を装つて左翼の言辭を用ひて、勤勞青年の争取を圖つてゐる、従つてすべての反革命が勤勞青年の敵人であり、剝奪者であることを知るべきである。

ブルジョアジと彼等の走狗は自由に取つて最も危険なる敵である、彼等は青年の弱點と經驗の缺乏を利用し曖昧なる左翼的言辭を弄して青年を奪ひ、之を支柱として更に青年を誘惑し叛賣する。彼等の假面具は悉皆曝露し、その青年大衆中の影響を破壊することが廣大な勤勞學生團のなすべき必要條件である。

(二) 共産青年團の學生運動内における任務 學生運動の發展過程における反革命派の積極的學生奪取は團の學生運動内の任務を一層重からしむるに至つた。過去における團の學生運動内の錯誤と今後の任務に就て以下之を講述しやう。

(一) プロレタリアの學生運動に對する指導を保障せよ 共産青年團は學生運動内におけるプロレタリアの指導の重要性を了解せず、多くの地方で學生を骨幹とする反帝示威を組織し、學生は反帝的主力軍なりと認め、之らの學生運動内ではプロレタリアの指導放棄の考へ方で闘争してゐた。目下の學生運動の主要なる弱點は依然としてプロレタリアの指導の缺乏で、團は學生運動内に未だ確乎正確なるコースを有せず、又學生大衆内にプロレタリア指導阻害の觀念を輸入せんとするブルジョアに反對してない所にある。

更に革命學生闘争と勞農勤勞大衆闘争を密接に連結してゐない。學生運動内に公開されたる反動的理論「學生は政治を問はず」とは「學生は中國問題を解決する唯一の力量なり」といふ理論と同様の意味において危険で何れも學生運動と勞農闘争を隔離して學生運動をプロレタリアの指導から脱離せしむるものである。

プロの學生運動に對する指導の保障は學生運動をして勝利を得さしめた先決條件で、プロの指導なければ學生運動は革命の力量とすることが出来ない。乃ち團は黨の學生運動内の政治影響と政治コースの主要なる傳達者と執行者であり、プロの學生運動に對する指導を的確に實現し、その放棄論に反對し、ブルジョアジのブルジョア指導の一切の觀念に反對し、學生運動と勞農闘争を結び付けるべきである。

(二) 學生と勞働者を聯合せしめよ

最高限度に發展しつゝある學生の闘争と勞働者の闘争を聯合すれば、この種の反動的理論は打破される、即ち「學生自身が勞働者の問題を解決すべし」とか又は「學生は社會の服務者である」といふ風に認めるのは勞働者の闘争を積極的に援助するものではない。革命的學生は必ず勞働者の闘争を具體的に援助すべきであると同時に勞働者側よりも援助と指導を得べきである。若し學生運動が勞働者及び農民の闘争から隔離孤立するならば、それは學生運動の無方針を最も明かに表示したもので何等の意義はない。團は過去の學生運動においてこの任務を執行してゐない、例へば滬西の日本紡績工場で三ヶ月のストライキが續行された際にも學生動員の積極的援助はなかつた。電話、電車のストライキの時にも何れもこ

の錯誤を重ねてゐる。要するに學生闘争と勞農闘争との分離傾向を完全に打破し、學生を動員して、ストライキ、募捐、慰問、宣傳隊組織、小新聞出版等を実際的に援助すべきである。

(三) 明確なる階級コースを執行せよ

團は革命的學生運動においても明確なる階級コースを實行し、一切の妥協的革新派に反對すべきである。この點に關する錯誤の最も明かに表はれてゐるのは改組派、孫科派、第三黨國家主義派および一切の革新派に對して判然たる態度を缺くそれらにおいてである。多くの地方においても團は革新派に對して妥協を表示し北平の吾々の團においても陶希聖と國民黨の要人を招いて講演をさせたり、北大の南下デモにおいても國家主義を用ひて吾々のスローガンを守り、國家主義に對する進攻を放棄してゐる。上海における改組派に對する妥協、被難、同學會内における投降策略と最近の孫科派との聯合計劃が即ちそれである。

團は學生運動内に革新派の自由主義と革新派の左翼的言詞による學生争奪對抗に對し、彼等の活動が積極的であり在野派の革新派の影響してゐる地方學生大衆に及びるが故に、學生運動においてはプロレタリアの指導と明確なる階級コース執行には必ず感情を排して飽まで革新派と闘争すべきである。

學生運動では尖鋭な分野を實現するを要する、ブルジョアと勤勞學生、反動派と革命學生との尖鋭なる分野は學生運動今後の發展を促進する必須階段であり、革命學生は下層の戦線統一の基礎の上に廣大なる勤勞學生を闘争に吸収し動員する使命を有するものである。

今日の状況においては、全國の學生は一體同心ではないから完全な革命作用を起し得るものではない。各階級の不同性が反映しをる現状において、各種のブルジョア思想の學生とプロレタリア思想の學生間に激烈なる分野が出現して甫めて學生内の眞の革命分子はプロレタリアの指導の下に都市と鄉村の勤勞大衆の日常闘争とを結び得るのである。但しかゝる分野は學生運動内の不良分子の意思に強迫されて出現するものではない、何故なれば各派の學生、甚しきに至つては基督教青年會の學生でも激越な言辭を弄し巧に革命的扮装をしてゐる者が多いからである。要するにかゝる分野は必ず勞働運動の基礎において甫めて確定されるもの、換言すれば勞働階級の利益のために眞に闘争する者に依て具現するものである。

階級的民族的革命闘争の尖鋭なる情勢下においては「統一的學生運動」とか或は「完全なる學生運動」とかを夢想する必要はない、統一乃至完全を要求することは實際上に獨立の指導を放棄するものであり、その他の革新派と聯合するものである。

(四) 學生の日常的政治經濟闘争を指導せよ

學生の日常闘争の指導放棄とは團の學生運動における主要なる錯誤の一つである。勤勞階級の學生の學費と賄費の免除、賄の改善、服装費の免除、手當の支給、學生のための設備改良等の闘争を指導し、之らの部分的な闘争とストライキを革命運動の中心スローガンによく結びつけるべきである。例へば學校の閉鎖反對、教育費を削減して之を紅軍進攻費用に充當することに對する反對、武装青年の民族革命戦争の進展、帝國主義國民黨政權の覆滅、帝國主義のサウエイト聯邦進攻反對、赤色サウエイトの擁護等である。

學生運動内の下層戦線統一の基礎は必ず學生の日常政治經濟の要求指導の基礎に建立すべきもので、之らの要求の周圍に團は廣大なる勤勞學生を集めて日常の要求のために闘ひ、これらの闘争をして黨の中心任務と結び付かしめねばならぬ過去の團はこの點を了解せず、日常闘争の指導を放棄して只學生の機關(學生抗日會、學生聯合會の如き)の奪取にのみ注意したるため、下層戦線統一は上層との聯合に變つて目的を達し得なかつた。

學生の工作基礎を各學校内に正確に建立することは我々が學生運動において學生大衆に深入する條件を保障するものである。過去における團は完全に校内の工作を放棄してをり、學生大衆に對する奪取を放棄してをり、單に上層機關にのみ注意するだけであつた。従て今日に至るも吾々の學校内における基礎は極めて薄弱であり、學生運動内の工作を眞に變化させるには須く吾々の工作を廣大なる勤勞學生大衆の身上に建立すべきである。

(五) 學生運動内の左翼清談主義に對する決然たる反對は學生運動と勞農闘争を連結せしむる必要なる條件である。學生内の左翼清談は實際工作をなすものではないが頗る普遍的に發展してをる、彼等が果して革命的學生なるや否やを試驗する場合に、彼らの語る激越なる言辭にのみ信頼することは不可で、眞に彼等が勞農日常の政治經濟闘争に参加してゐるか何うかの事實によるべきである。

革命的學生の面前に置かれたる任務は明確なる階級コースを有してプロレタリアの指導下に日常の政治經濟の要求のために闘ひ且つ勞農の闘争に参加することであるが、最近の學生闘争では未だかゝる明確な階級コースを缺いてゐる、即ち今後は政治經濟の要求のために闘ひ、個人的恐怖を排して系統ある廣大な大衆の集團的行動に出なければならぬ。而して革命的學生であるか何うかを試験するには、彼が革命的利益のために闘争しをるや否や、勞働者の仲間に入つて彼等の闘争を援助しをるや否や、農村に入り農民の闘争を援助し居るや否や、農村に入り農民の闘争を援助し居るや否や、東北に赴き義勇軍の作戦に参加しをるや否や、即ち革命の實際工作に参加しをるや否やに依つて斷定すべきである。

革命的學生運動は下層統一戦線の基礎に團結すべきもので、闘争の綱領と切迫したる要求を大衆の會議において決め且之を詳細に討論し、これらの要求の周圍に廣大な學生大衆を集結せしめ、以てこれらの要求のために闘ふべきである。

(六) 學生運動においては必ず紅軍サウエート擁護、サ聯邦の宣傳工作擁護を従前より數百倍緊張せしめ、以て黨の基本スローガンを充分に達成すべきである。

學生運動では紅軍擁護のスローガンの機會主義觀點を宣傳することは出来ない、之は事實上學生運動と勞農革命闘争を分離せしむる結果となり、反革命派の乘する機會となるものであるが故に、吾らはこの點に留意し、飽まで帝國主義のサ聯邦に對する武装干渉を撃破し、學生を帝國主義の第四次圍剿反對に指導して、彼等の日常闘争と密接に結合せしめなければならぬ。

學生の思想上の廣大なる闘争發展のためには、是非とも有力なる思想闘争指導の出版物を必要とする。而して左翼に似せた激越なる字句で隠された反革命派の射撃に對し火力を之に集中して戦はねばならぬ。

(七) 革命學生の統一指導を確立せよ
革命學生の統一指導を確立する提唱は今日切迫を告げてゐる。革命學生會は闘争綱領を確定し、この綱領の周圍に革命學生を團結せしむべきである。

右任務の實現はプロレタリア學生運動の指導により、學生運動と勞農闘争とを緊密に連結し、以て一切の反革命派に反對することを條件とするものである。従てプロレタリア學生運動に對する指導放棄は國內の右傾的危險を招來するもので

あり、是非とも打破せなければならぬものであると同時に、左翼の關内主義に反對して甫めて學生の大衆的運動が展開されるべきものであることを充分了得しておかねばならぬ。

三節 赤化と労働運動

一項 共産的労働運動の経過

一九二三年孫文がサウエート・ロシアと提携し、容共、聯俄、農工の三大政策を宣言して國民黨を改組するに及んで國民黨及中國共産黨合作の政府形態は著しく共産主義的色彩を加へ、國民黨及其の政府における從來の絶對主義的專制政治は民主主義化され、孤立政策が社會主義政策に轉換されたことは既に述べた通りである。かくて國民黨は新運動の出発準備として先づ全國労働者および農民大衆を吸収するの要あるを認め、中央執行委員會に青年、農民、宣傳、婦人、組織の各部を海外實業各部と共に新設し、全國勞農大衆の組織と闘争を黨の積極的プログラム中に包含せしめ、民衆に言論、出版、結社の自由を與へ、労働者農民の罷業を禁ずる法令を撤廢し、工會條例(労働組合にして別項参照)を發布して労働者の團體契約と罷業權を認むるに及んで、支那の労働運動は茲に一轉期を劃して赤色労働革命の局面を展開した。

此種労働運動の最初に表面化され尖鋭化されたものは、一九二五年の五卅事件を動機とする上海、漢口、廣東諸地方における勞工の暴動である。該事件前後より彼等勞工人の思想および行動は次第に共産的傾向を示し、階級闘争、資本主義帝國主義打倒を標榜し、全國一致聯合して社會革命に参加せんとする氣勢を示すに至つたが、當時背後に在る彼等を指導し操縦した者は陳獨秀、李立三、譚平山、廖仲愷ら中國共産黨最高幹部の連中であつたと云へ、事茲に至るまでの約三年間に亘るボロチンその他サウエート聯邦側の周到なる準備が重要な礎石となつことを忘れてはならぬ。

爾來労働運動は漸次發達して局部的より全面的となり、分立より集團に、無統制より組織的に進み、遂に中華全國總工會(李立三を最高指導者として)を組織して全國工人階級の大同團結を實現し、該總工會指導の下に率平たる勢力を獲得するに至つた。その後支那に頻發した排外運動乃至労働風潮は常に反帝國主義、反資本主義、階級闘争を旗印とし、社會

主義的革命を要求してゐるのは蓋し彼等の體内に流るゝ血が赤き總工會の母體から亨けた結果である。

國民黨が尙中國共產黨と協同合作の政權を實施してゐた一九二六年、蒋介石が北伐を開始した際、全國總工會上海辦事處が各地工會に發した指令を参考までに左に紹介して見やう。

▲全國總工會上海辦事處の指令（一九二六年八月）

本處管轄下の各地工會に對し左の如く指令す

- 一、鐵道労働者は奉系又は直系軍閥の軍隊、武器、糧食の類を輸送すべからず。罷業を直に開始せよ、若し事情止むなきものあるときは怠業又は棄業して逃走せよ。而して北伐軍を援助せよ。
- 二、海員、兵工廠労働者、炭坑労働者、紗廠労働者、麵粉廠労働者らはずべて罷業をなし、或は怠業又棄業して××帝國主義の走狗たる軍閥の行動を阻止し、軍需品の供給を妨害して北伐軍を援助せよ、吳佩孚は會て我らの京漢鐵路労働者を殺し、全國の工會を閉鎖せる吾らの仇敵である。
- 三、吳佩孚らの凡ゆる軍事行動を妨害し破壊し得る手段は總てこれを利用して北伐軍を援助せよ。吾らの北伐軍は既に岳州を克定し、數日内に武漢に逼らんとす、吾らは北伐軍の援助に努力しなければならぬ。
- 四、各地△△△の經營せる工廠の労働者よ、顧正紅の墓土未だ乾かざるに工友陳は○○のために殺された、既に上海において××紗廠の工人は陳事件のため、中華民國の光榮のために罷業を開始した。各地日商紗廠労働者は速かに起つて一致の行動を執れ。
- 五、この種の行動は軍事行動中にあつては最も危険なるものなれば各地の工會は秘密と謹慎の裡に實行すべし。右は一見何ら共産的ならざるが如きも、當時國民黨政權は殆んど共産黨化しをりたる際なれば、所謂反革命的軍閥を打倒することが究極支那赤化の目的遂行の過程として必要であつたため、蔣の化伐を極力援助し、旁々労働團體統制上の訓練として凡ゆる機會を捕へて斯く利用したものである。

二項 國際共產黨の指導方針

無産階級の先鋒を以て任じ、革命的方法を以て全社會的組織を變更せんとする中國共產黨は、その共産的工作は須く永次に労働階級の根本利益を出發點としなければならぬとしてゐる。而して黨の主要任務の一として左記諸項の實行を期するものである。

- 一、勤勞大衆を組織して△△△△の○○を指導すること
 - 二、生活程度を増高するため飽まで力爭すること
 - 三、勞銀の増加と八時間労働制を實行すること
 - 四、労働組織と階級的工會の完全なる自由を獲得すること
 - 五、無制限なる罷工權を爭得ること
 - 六、労働者の無權無利的な奴隸狀況を消滅すべく努力反抗すること
- 支那における無産階級の大衆的獨立闘争を指導し激勵せなければならぬといふ問題に就ては國際共產黨から中國共產黨に向て屢次指令を發したものであるが、一九二六年十一月の國際共產黨第七次擴大會議決議案中にも次の如く指令したのである。

「無産階級は革命中に在て指導的地位を占むるものなるが故に須くその政治的經濟的階級組織を堅強ならしめねばならぬ。共産黨の第一の任務は無産階級の組織と訓練を實行し、彼らをして能く此間の歴史的使命を盡さしむるにある。支那無産階級の共産主義的數量の少なき點と幼稚なる點は有組織的力量と明確なる思想を以て之を補ふべきである。

共産黨の基礎は現在幾十萬の産業労働者を代表する全國總工會、鐵路總工會および海員總工會であつて、共産黨の最も緊急的な任務は廣大なる工人群衆を吸収してその組織を強固ならしむるにある。二年來の國民革命闘争中であつて労働階級は著しく力量を展開し、實際闘争においても彼等は己に革命運動的領導を獲得したのであるから、この經驗と組織的基礎上に在て労働階級の組織は今後下記各項に従て一層強固なる發展を期すべきである。

(A) 群衆的産業工會を創造し、産業を基礎として一切の工會を聯合し、全國總工會を強固にすること

(B) 群衆的工作を緊張し、工會上級指導機關と下層工人の群衆的關係を鞏固ならしめ、職工聯合會の中に手工業工人

△△△！全世界労働者×××××萬歳！○○○萬歳！

三項 共産黨と労働團體の關係

労働團體の綜合機關は中華全國總工會（其後多少の變化はあるが細胞組織は同一である）で、之は中國共産黨の指令によつて活動し、中國共産黨はモスクワの指令を仰いで行動する、換言すれば支那の赤色労働運動は第三國際に依て支配されてゐるといふことになる。

中全總會（略稱）の下には各地の産業全國總工會、産業分工會、省總工會、市總工會、工會があり、最後に工廠支部がある、即ち工廠支部は基本細胞となる譯である。而してその組織を簡略的に大別すれば左の如くである。

全國的組織のもの——中華全國總工會

産業組織のもの——産業全國總工會

地方組織のもの——省總工會、市總工會

單位組織のもの——産業分工會、工會

次に工會の組織は、執行委員會を最高部とし之に幹事局を配し、幹事局には組織、教育、宣傳、調査、文書、會計、庶務其他の部制があり、更に特設機關を附屬するのである。工會の下には工廠支部があり、最後の基本細胞は會員である。

四項 中華全國總工會々々則

一九二五年可決された中華全國總工會々々則は左の如くである。

第一條 本會は全國工會によりて組織せらるゝものにして中華全國總工會と稱す

第二條 本會の趣旨は左の如し

イ、労働者の生活改良、地位の向上、工會全體の福利を圖ること

ロ、労働者相互の意思疏通と聯絡を圖り、相互扶助を實行し、地方的限界職業的區別を除去し、工會の統一を圖ること

ハ、労働者の知識を向上せしめ労働階級の自覺を促すこと

ニ、各種労働者の組織する各種の總工會と協力し、全國の各業工會、世界工會の建設に密接なる關係を圖ること

第三條 本會の事務所を廣州市に設く、但し必要と認めたる場合は他に移すことを得（註：其後上海に移轉）

第四條 本會は毎年一回代表大會を開催す、若し特別の事故を發生したる場合には執行委員會は臨時代表大會を招集することを得

各工會より代表大會に派出すべき代表者の數は執行委員會において按分比例により決定す

第五條 毎回の代表大會において執行委員を選挙す、執行委員は少くとも六ヶ月毎に一回開會す。但し隨時臨時會議を開くことを得

第六條 執行委員は委員の互選により正委員長一、副委員長三を選び、任期を一ケ年とす、但し正委員長に重大なる事故ありて職務を執行し能はざる時は執行委員は之を改選することを得

第七條 執行委員會は總幹事、秘書長各一名並に各部主任及幹事の人員を定め幹事局を組織することを得
幹事局には調査、庶務、組織、交際、財政、教育、宣傳等の各部を分設して事務を執らしむ。尙執行委員會は顧問並に編輯員等の事務進行に必要な人員を招聘又は雇傭することを得

第八條 本會代表大會を本會の最高機關とし、本會の豫算および一切の重大事件の審議をなす

第九條 代表大會を開催する前後にありては執行委員會を本會の最高機關となす、その職權は左の如し

イ、豫算案の決定

ロ、代表大會における議決事項案の執行

ハ、代表大會における一切の未決定問題の議決及執行

ニ、對外交渉の處理

ホ、各工會章程と組織および行動の審査並に工會組織の促進

第十條 執行委員會閉會後の一切重要事務は均しく正副委員長並に總幹事の合議によりて之を執行し、大會及執行委員會

における決議事項を執行す

第十一條 幹事局は執行委員會或は委員長總幹事會議の指揮を受けて一切の事務を處理す

その執行細則は執行委員會において別に之を定む

第十二條 本會と各地總會とは須く密接の連絡を保ち、各地工會は定期に該會の運動進行状況を報告するを要す

第十三條 若し各地の工會に罷業事件發生の虞れある時は、之に先ち本會の同意を求むべし、本會の同意を得たるものは本會および各工會において均しく之を協助するも、若し本會の同意を得る能はざりし場合は罷工を行ふことを得ず

第十四條 本會の経費は各工會より該工會の毎月常収入の百分の十を徴收し、之を本會の經常費とす、若し特別の事故ありたる場合には本會執行委員會の議決を経て各工會に向つて特別経費を徴收することを得

第十五條 本會則は宣布と同時に施行す
本會則は代表大會の過半数の賛同を以て之を修正又は改正することを得（以上民國十四年五月訂決）

五項 民國工會條例

國民政府（當時廣東）は國民革命の目的貫徹のためには民衆運動に重點を置く必要ありとの見地より、民衆運動の先鋒として勞農大衆を動員することとし、共產黨派の政策を用ひて勞農の開放と自由を與へ、統制ある集團的活動を容易ならしむるために、一九二四年十一月工會條例（勞働組合法）を發布して勞農階級の罷業權を認（第十四條）めたことは既説の通りである。而して該條例の内容は次の如くである。

▲民國工會條例（民國十三年十一月發布）

第一條 凡て年齢十六歳以上にして同一職業又は産業の能力或は體力の男女勞働者、家庭及公共機關の雇傭人、學校の教師職員、政府機關の事務員等同一業務の人数を合して五十人以上となるものは本法を適用して工會を組織することを得

第二條 工會は法人とす

工會々員個人の對外行爲は工會全體の連帶責任を負はず

第三條 工會は雇主團體と對等の地位に立ち、必要なる時は連席會議を開きて工人の地位増進及工作情況の改良を計劃し雙方の紛糾或は衝突事件を討議並に解決することを得

第四條 工會はその範圍内において言論出版及教育事業辦理の自由を有す

第五條 工會組織の區域範圍にして現行の行政區域を超過するものあるときは高級行政官廳に管轄機關の指定方につき申請することを要す

第六條 工會は産業組織を以て主とす、但し特殊の狀況に因り多數會員の同意を経れば職業組織を設くることを得

既設同一組織の工會にして二ヶ所又はそれ以上あるものは工會聯合會を組織し、以て聯合或は改組を謀るべし

工會あるひは工會聯合會は他省あるひは外國における同性質の團體と聯合又は結合することを得

第七條 工會組織の發起者は同一業務に従事するもの五十名以上の連署により登記請求書を提出し、並に章程および職員履歷各二部を添附して地方官廳に登記を請求することを要す

登記の管轄は縣公署あるひは市政廳とす。未だ登記を経ざる工人團體は本條例規定の權利および保障を享有することを不得す

第八條 工會の章程には左の各項を規定することを要す

イ、名稱及業務の性質

ロ、目的及職務

ハ、區域および所在地

ニ、職員の名稱、職權、選任並解任の規定

ホ、會議組織および投票の方法

ヘ、經費徴收額および徴收の方法

ト、會員の資格、制限および其權利義務

第九條 工會は六ヶ月毎に左の各項を統計表冊に記入し主管の地方行政官廳に報告すべし

イ、職員及會員の姓名、人數、加入年月日、就業所及其その就業、失業、變更職務、移動、死亡、傷害の狀況
ロ、財産狀況

ハ、事業經營成績

ニ、罷業或はその他衝突事件の有無並にその事實の經過及結果

第十條 工會の職務は左の如し

イ、會員間の利益を主張しこれを擁護すること

ロ、會員の職業紹介

ハ、雇主と團體契約を締結すること

ニ、會員の便利或は利益のために共済銀行、貯蓄機關及労働保險を組織すること

ホ、會員の娛樂のために各種の娛樂事務、會員懇親會及俱樂部を組織すること

ヘ、會員の便利或は利益のために、生産、消費、購買、住宅等の各種の共済組合を組織すること

ト、會員の智識技能を増進するために職業教育、通俗教育、勞工教育、講演班、研究所、圖書館、定期及不定期出版物

發行等を組織すること

チ、リ、(省略)

ス、工會或は工會々員對雇主の争執及衝突事件に關し當事者に向て意見を發表並に徴收し或は會員を聯合して一致行動をとり、若くは雇主の代表と聯席會議を開き、第三者を推して仲裁に参加主持せしめ、主管行政官廳に派員調査並に仲裁方を請求することを得

ル、工業或は勞工法制の規定に關し修改廢止の事項あれば意見を行政官廳、法院及議會に陳述し、同時に行政官廳、法院及議會の諮問に回答することを得

ヲ、一切の勞工經濟並に同業間の就業、失業および一般生計狀態の統計並に報告を調査編製すること

第十一條 工會の職員は工會々員中より當該工會の選舉法に按照して之を充任し、外部に對し該會を代表し、會員に對し

その責任を負ふべし

第十二條 工會々員は等級の差別なし、但し會費の納入に對しては會員の收入額を按照して徴收の標準を定む

會員の工會に對し負擔する經費は會員收入の百分の五を超過することを得ず、但し特別基金又は會員の利益のためにする臨時募集金或は株式はこの限りにあらず

第十三條 工會々員は必要なる時は代表を選派して工會の帳簿を審査し並に財政狀態を調査することを得

第十四條 工會は必要ある時は會員の多數決により罷工を宣言することを得、但し公共の秩序安寧を妨害し或は他人の生命財産に危害を及ぼすことを得ず

第十五條 工會は會員の労働時間の規定、労働狀態、工場衛生事務等の増進及改善に關し雇主側の代表と聯席會議を組織し、之を討議及解決することを得

第十六條 行政官廳は管轄区域内の工會と雇主間の争執あるひは衝突事件發生したる場合は、その原因を調査し同時に仲裁を執行す。但し強制執行をなすべからず

公用事業の工人團體と雇主との衝突事件にして擴大或は延長するときは行政官廳は公平の調査及仲裁手續を経たる後若し雙方相對して下らざる時は強制判決を執行することを得

第十七條 (省略)

第十八條 工會及工會所管の左の各種財産は之を沒收することを得ず

イ、會所、學校、圖書館、俱樂部、醫院、診療所、生産財、消費財、住宅、購買等の各種共済事業に關する動産及不動産

ロ、會員の利益擁護に關する基金、労働保險金、會員貯金等

第十九條 本條例第八、第九條の事項に關し工會發起人及職員の報告が不實不盡なるか或は報告せざるものある時は當該管轄行政官廳より事實報告又は補充報告を命令することを得、未だ事實報告或は補充報告をなさざる以前においては該工會の行動は本條例の保障を受けざるものとす

第二十條 凡て刑法違警法中に制限せる群衆集會等の條項は本條例に適用せず
第二十一條 本法令は公布の日より施行す

(註) 本條例の主義的批判は讀者の自由に委せるとして、本法が當時多分に左傾せる國民政府としてよりも、該政府に確乎たる勢力を植込んだボローチン一派の赤化政策の一部的成功を意味するものであることは、その内容に即して充分首肯し得るであらう。

四節 赤化と農民運動

一項 共產的國民政府時代の政策

支那革命史上に特筆大書さるべき國民黨改組を主題とする第一回全國代表大會は一九二四年一月二十日より同三十日まで廣東において開催され、革命的な光景の下に經過したが、その結果として特に注意を要するものは黨の組織が著しく赤味を帯びるに至つた點である。即ち黨の新組織は凡てサウエート露國の經驗に即し、顧問ボローチン一派の指導下に造り上られたものであつて、國民黨は從來の絶對主義的獨裁制から民主主義的基礎の上に設けられた委員制に改められたのである。只孫文に對してのみ全國大會及中央執行委員會の永久主席權と、全國代表大會の決議に對し再討議を要求し得る權並に中央執行委員會の決議に對する最後の決定權を與へたけれども、之は國民黨の傳統的觀念に對する妥協に過ぎないものである。

該大會において二十四名の中央執行委員と十七名の候補執行委員、並に中央監察委員、同候補委員各五名が選ばれたが執行委員中には中國共產黨の譚平山、李大鈞、干樹德、又同候補委員中には林祖涵、毛澤東、張國壽、瞿秋白、千方舟、韓麟符が選ばれたことは共產黨としては大成功であつた。

かくて國民黨の改組問題を解決した第一回全國大會はその總決算の結果として大宣言を發表した。該宣言は孫文の三民主義から出發した國民政府の基本政策であり且つ多分に共產主義的色彩を帯びたもので、その内容は茲に關係なきものもあるけれども、有名な宣言であるから、その第一段(支那の現状を説明したもの)及第二段(三民主義を説いたもの)を

省略して最後の國民黨の政綱を述べた宣言を左に紹介しやう。

▲國民黨の政綱

(一) 對外政策

- 一、一切の不平等條約、例へば外人の租借地、領事裁判權、外人の關稅管理權、その他外人が支那領土内において政治的權力を行使して支那の主權を侵害する一切のものを取消し、雙方平等に主權を互尊する條約を重訂する。
- 二、自ら一切の特權を放棄し且つ支那の主權を破壊する條約を廢止せんと欲する國は最惠國として認める。
- 三、支那と列國との條約中支那の利益を損するものは改めて審定し、雙方の主權を害さざることを原則とする。
- 四、支那の外債は支那が政治上實業上損失を受けざる範圍において保證し且つ償還する。
- 五、庚子賠款(國匪事件賠償金)は全部教育費に充當する。
- 六、支那領土内における不責任の政府例へば賄選竊僭の北平政府の外債は人民の幸福を増進するものに非ずして軍閥の地位を維持し、賄買侵吞盗用を行使せしむるものなるが故に支那人民はその償還の責を負はず。
- 七、各職業團體(銀行會商會等)社會團體(教育機關等)等を召集して會議を組織し、外債償還の準備を講ず、而して之により債務に困頓して國際的半植地に陥つた地位より離脱せんことを求める。

(二) 對内政策

- 一、中央及地方の權限は均權主義を採る。凡て全國共通の性質を帯びるものは中央に歸屬し、地方的性質のものは地方に歸屬せしめ、中央政權或は地方分權に偏せざるやうにする。
- 二、各省人民は自ら憲法を定めて省長を選挙する。但し省憲法は國家憲法と牴觸せざることを要す。省長は一方において該省自治を監督し、他方において中央の指揮下に國家の行政事務を處理する。
- 三、縣を自治の單位とす。自治の縣にては人民は直接官吏を選挙し罷免する權を有し、直接法律を創制し複決する權を有す。

土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林澤川の息、鑛山水力の利は皆地方政府の有とし、地方人民の事業經營を

の他幼老貧病救済衛生等各種公共の用に充當する。

各縣の天然富源及大規模の工商事業にして縣の資力を以て發展興辨し得ざるものは國家之を協助し、その純益は地方と中央に均分する。

各縣の國家に對する負擔は縣歲入の何割かを國家の收入とする。その限度は一割乃至五割とす。

四、普通選舉を實施し、資産を標準とする階級選舉を廢除する。

五、各種考試制度を規定して選舉制の缺を補ふ。

六、人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の自由を確立する。

七、現在の募兵制を徵兵制に改むると共に下級軍官及兵士の生活狀況に注意し、その法律的地位を増進し且つ軍隊中に農業教育及職業教育を實施する。又軍官の資格を嚴定し、その任免の方法を改革する。

八、田賦地稅の法定額を決定し一切のその他課稅例へば釐金等を廢絶する。

九、戸口を調査し、耕地を整理して正確なる糧食の需要供給を精査し以て民食の均足を謀る。

十、農村の組織を改良し、農民生活を改善する。

十一、勞働法を制定し、勞働者の生活を改善し、勞働團體を保證し且つその發達支援をする。

十二、法律上、經濟上、教育上、社會上、男女平等の原則を認め女權の發展を支援する。

十三、教育普及を勵行して兒童本位の發展、學制系統の整理、教育經費の増加並にその保證とその獨立等々に全力を盡す

十四、國家の土地法、土地使用法、土地收用法及地價稅を規定し、私有土地は地主をしてその地價を政府に報告せしめ、

政府は之に據て課稅し或は必要なる場合には買收する。

十五、企業の獨占的性質のもの及私人の力を以て辨理し得ざるもの、例へば鐵道航業の如きは國家において經營管理する以上擧ぐる所の細目は吾人が黨綱の最小限度であり目前支那を救ふ第一歩の方法であると認むる所のものである。

二項 農民運動支援の方針

孫文がその國民黨を通じ、又共產黨と結んで勞農大衆に與へた好意的支援は、勞農運動を組織的に發達せしめたもので勞農組合法を制定して勞農團體の罷業權を公認する以前においても、彼は國民黨政府をして勞働者に對する暫行刑律を廢止せしめて勞働者の團體組織と闘争の自由を認められたのである。而して右の暫行刑律とは勞働者農民の罷業を禁ずる法令であつて、その主要點は左の如きものである。

第二一條 文書、圖畫、演說その他の方法を以て公然他人の犯罪を煽動したる者は左の例に據て處分す

一、其罪の最重刑が死刑又は無期徒刑なる時は三等（三年乃至五年）乃至五等（二月乃至一年）の有期徒刑、又は三十元以上三百元以下の罰金に處す

二、その罪の最重刑が有期徒刑なる時は五等有期徒刑又は拘役（一日以上二ヶ月）若しくは百元以下の罰金に處す

新聞紙その他定期行物又は他人の論說を編纂したる公刊書を以て本條の罪を犯したる場合には編輯人も亦前項の例に據て處断す

第二二三條 強暴脅迫又は詐術を以て左記の行爲の一を爲したる者は四等（一年以上三年）以下の有期徒刑又は拘役若しくは二百元以下の罰金に處す

一、殺類その他公共所要の飲食物の販運を妨礙したるとき

二、種子、肥料、原料、其他農工業所要物品の販運を妨礙したるとき

三、多数勞働者を使用する工場或は鑛坑の執業を妨礙したるとき

第二二四條 同一業務に従事する勞働者が同盟罷工をなしたるときは、首謀者は四等以下の有期徒刑又は拘役若しくは三百元以下の罰金、その他の者は拘役又は三十元以下の罰金に處す。

當時香港の海員が英國政府を對手にして五十餘日（一九二二年一月より三月に亘る）の闘争において事實上美事な勝利をなしたのは孫文の同情的支援によるものである。

かくて勞農大衆は愈々組織と闘争の第一期戦に乗出し、社會主義青年團の第一回全國大會、第一回全國勞働大會、海陸農を中心とする農民協會運動、メーデーの示威等が頻々と發生したが、之に對し國民黨はその第一回全國大會（一九二四年一月二十日より廣東に開催）は黨の態度として次の如く宣言した。

「國民革命は全國工人農民の参加に依りて成るべき、從て國民黨は一方工農運動に對し全力を擧げてその經濟組織を補助し

以て國民革命運動の實力を増大せんことを期すると共に、他方においては工農が國民革命に参加し俱に努力して革命の進行を促さんとを求め、現在國民黨は反帝國主義及反軍閥に従事し、工農と利益相反する××階級に反抗し、工農の開放を謀りつゝ、あるもの約言すれば工農のために闘ひ又闘はんとするものである。

更に農民運動に對しては一九二四年六月十九日、特に次の如き宣言を發表し、國民革命發展における農民の組織とその武装の必要を認め、同時に之が方法に關する基礎辦法を規定した。

「本政府は全國々民の利益を代表し、三民主義を貫徹し國民革命を實行するものである。故に革命期間、本政府は全國々民を國民革命運動に加入せしめる使命を有する。而してその特別任務は特に全國々民の大多數なる農民をこの運動に加入せしむるにある。

中國は開國以來農業經濟を以て立國の基礎とす。帝國主義の侵略以來、農業經濟の上層建築例へば小商店、家庭工業等みな破壊し盡され、外人の大工場、大商店が代つて外國貨物を全國各商埠市場に輸入して中國の現金を吸収してゐる。同時に關稅政策は中國々内出產品の輸出を阻碍し、中國の產業界を萎靡不振の状態に陥れ、かくて中國出產品の中心たる農産物は日々衰微の状態にある。故に農産品の價格は殆んど平均を保つ能はず、一切の物價は突飛増漲し、農民は限りある収入を以て生活程度の無限の増高に直面し遂に收入支出に及ばず、自作農小作農を相繼いで兵匪流氓に化せしめ、貧困日に甚しく、屢經日に多く中國々家の根本を動搖させてゐる。帝國主義はその經濟力を以て中國を滅亡に至らしめむとする目的を達するために北洋軍閥を籠絡し、中國の戰禍を延長してゐる。北洋軍閥は更に帝國主義との勾結により武力を以て中國を統一し、その萬世家業の野心を完成せんとしてゐる。十數年來兵災全國に遍く、一切の軍費は直接間接之を農民に取らざるはない。茲に於て農民は益々水深火熱の中に陥る。郷紳の郷政把持、富んで不仁なる者の重利剝奪、貧官汚吏の横征暴斂、盜賊土匪の焚殺擄掠時として聞かざるはない。禍國殃民一に茲に至る。

本政府は農民が目前受くる所の痛苦に根據して一般農民の自覺を促し、その團結を國民革命旗幟下に導き、全國々民大聯合の奮闘をらしむべきものなるを認め、此に農民に對し左の規定を宣言する。

一、上述の諸壓を解除せむと欲する農民は即時農民協會を組織すべし。此種農民組合の性質は如何なる拘束をも受けざる完全なる獨立團體たるを要す

二、當面戰爭の過渡期における農民協會の重要工作は土匪兵災を防ぐため一定計劃の下に農民自衛軍を組織することであり、その辦法左の如し

イ、軍隊の規律及義務辦法に照して組織すること

ロ、農民協會員に非ざれば自衛軍に加入せしめざること

ハ、自衛軍は政府の絶對的監督を受くること、但し政府は自衛軍を別種の攻撃或は當該村直接防禦行動外の用に充つることを得ず

ニ、農民協會とその各級各部は警告、控告及地稅征收の代理および地稅問題解決の權利あるも直接の行政權を有せず

三、農民協會を基本組織とし、十六歳以上の會員二十名以上を以て單位とす、但し左記に該當する者は會員たることを得ず

四、郷協會を基本組織とし、十六歳以上の會員二十名以上を以て單位とす、但し左記に該當する者は會員たることを得ず

(一) 百畝以上の所有者

(二) 重利剝奪者

(三) 神甫、牧師、僧侶、道尼、巫等

(四) 帝國主義の操縱を受くる者

(五) 阿片吸

飲者及賭博者

五、各級協會の組織は契約財産の承受等に法律上の保護權を有す

六、協會は横暴官吏の罷免權を有す。右は會員全體大會の四分の三以上の通過後、地方又は中央審査委員會(農協代表二、工會、教育會、商會、國民黨)表各一名を以て組織す)の判決を経て政府機關之を執行するものとす

七、協會は代表を各地方又は中央政府の各機關の農務會議に派し、各種農業問題を討論することを得

封建軍閥官僚貴族との徹底的な闘争のみがデモクラシーの發展進路となるものであるとの見解から孫文は

「デモクラシーの敵、軍閥を倒せ！ 彼等の背後から××××を追へ！ 労働者農民は積極的にこの闘争に参加せよ、勞農の解決はそれに依てのみ達せられるのだ！ 國民黨は全被壓迫階級の政黨である。軍閥が倒壊した翌日において三民主義——資本節制と地權平均は労働者農民のために理想郷を準備するであらう云々」と彼特有の勇氣を以て日夜叫んだのである。

右孫文の叫びは國民黨の宣言として發表されたが、この宣言に繼いで國民黨は更に第二次宣言を發し、國民革命のため農民が積極的に参加せんことを反覆要求したる後、地方當局に對し若し農民の組織を阻碍し、その利益の保護に任ぜざるものあれば直に罷免し且つ永久に採用せざるべしとの警告を發した。

この見地から孫文は農民の組織と闘争を激勵することに事實極めて勇敢であつた。それは一九二四年八月農民の加入黨員で開かれた聯歡會の席上において述べた孫文の演説の左記一節を見ても窺知し得るであらう。即ち

「諸君各郷農民は今日まで團結し農民軍を練つて自衛するといふことを知らなかつた。爲めに屢々欺かれたのである。今後もし欺かれざらんと欲するならば早速團結し各家の壯丁を以て農民軍を組織すべきである。その場合には政府は諸君を援助し、廉價にて小銃を供給するであらう。諸君にして銃器あり、農民軍の組織ありとせば、それは支那第一の主人公である云々」

戰闘的民主主義者が國民革命への聯合戦線の成立に興奮しをる時、一方労働者及農民側からも「軍閥を倒せ、帝國主義を支那より驅逐せよ！ 勞農大衆は積極的に△△△△に○○せよ、○○○○は○○○○の第一段階過程である！ 勞農大衆の○○は自身の階級的組織と闘争の發展によつてなされるべきものである。勞農大衆の○○はかくてこそ達せられるのだ！」

右の如き要求が日夜叫ばれたのであつた。以上國民黨の名において發せられた宣言は、名は國民黨なれども、その實全く共產主義的なる點から見ても、その實際工作は孫文の聯俄容共政策實施により、國民黨と中國共產黨との合流以後ポロイチンの劃策を基調とする共產黨の手に依てなされた赤化政策の表現であることを窺ひ得るのである。

斯くして共產黨の勞農大衆赤化の實際工作は着々進められたのであるが、然らば之等の工作はポロイチン以外の如何なる連中の手に依て行はれたかといふに、一切工作の中樞たる組織部は譚平山が擔任し、工入部は一身に十三の要職を兼ねてゐた廖仲愷の下に馮菊坡が指導の任に當り、農民部は彭湃によつて指導されてゐた、即ち勞農の組織と闘争の工作は國民黨の名において共產黨の手によつて行はれ、爾來蔣介石の共產黨クーデター（一九二七年四月）に至るまでの約四ヶ年の間において共產黨は勞農大衆の領域に可なり廣大な勢力を扶殖し、之が國共分裂後の彼等共產派にとつてその發展を助勢する便宜となつたのである。

要するに、當時（其後も同様であるが）共產黨は最も巧妙に國民黨の主張を利用し、兩者の立場の根本的相違の眼に映らざるやうにし、以て勞働大衆の闘争を指導し之を廣東より漸次北方に延張せしめたのである。

第二章 中國共產黨と紅軍

一節 結黨より國共兩黨提携まで

一項 初期の指導幹部

露國の共產革命（一九一七年十一月七日）が支那青年の××に著しく××××××を與へ、遂に五四學生運動を發生するに至つたことは既に述べた所である。即ち一九一九年（民國八年）五月四日、北京の學生三千餘人は巴里講和條約調印に反對して群衆の示威運動をなし、曹汝霖邸を焼き、章宗祥を毆打するなどの暴行を働きたる上、同月十九日北京各學校の學生は

一、外交の危機坐視するに忍びず

二、國賊（北京政府の閣員を指す）未だ除かれず

三、△△官憲が支那人學生を逮捕したるに對し北京政府は何等の辦法を講ぜざるを以て罷課して反抗するを理由として罷課を宣言した。而して六月三日北京の學生講演團千餘名が官憲によつて逮捕せらるゝや、上海の學生は罷課し、商人は罷市し、労働者は罷工して曹汝霖、陸宗輿、章宗祥三人の罷免、被捕學生の釋放を要求し、更に南京、杭州、武漢、九江、天津、山東、安徽、厦門、廣東等各地の學生及労働者は前後して起ち、一齊に賣國賊を討て、日貨を排斥せよ、と絶叫して一致の行動に出たのである。その結果北京の被捕學生は釋放され、北京政府は曹章陸を罷免したるため、六月十日漸く罷課、罷市及罷工は解かれた。之が五四運動の概要である。

五四運動の政治的意義も亦甚だ大なるものがある。辛亥革命の後、支那の社會的裏面における革命潮流は袁世凱の反動勢力のために凋落したが、之は二次革命失敗後は社會は一般に革命を亂をなすものと認め、國民黨を亂黨と見る如き傾向を生じた折柄、右派の宋教仁、黃興らが二次革命前に妥協緩進を支持したゝめ旁々相俟て袁世凱をして巧に帝國主義の援

助を得せしめ反動勢力を鞏固ならしめた結果であると革命派は見るのである。

然るに一九一九年十一月七日ロシアにおいて無産階級の革命は勝利を博し、「西歐の無産階級と東方の被壓迫民族とが聯合して〇〇〇〇〇〇〇に立て」の烽火が上げらるゝに及んで俄然支那の民衆運動は著しく赤色となり、五四運動となつて爆發し、群衆的組織の下に官憲を無視して政治に干渉し、行政權、警察權を行使するほどの無謀な行爲をなすまでに至つたのである。即ち支那における共産運動は五四運動以後より積極的活動を開始したものと見るべきである。尤も五四運動以前に共産主義者によつて組成された「労働組合事務所」は北京に設けられて居り秘かに組織の活動を開始してゐたのであるけれども、それは潜行的なもので動靜は一向に判明しない。

而して支那赤化の重大使命を帯びてコミンテルンより密かに支那に派遣された者はウーチンスキー(Wojzinski)であつて、彼の指導の下に中國共産黨は陳獨秀その他幹部の手に依て一九二〇年九月上海において初めて結黨されたのであるかくて翌一九二一年七月コミンテルンの使者マーリンの列席を得て第一回大會を上海に開催し、黨綱を決定したる上、中央執行委員會を組織して愈々細胞組織の下に積極的活動を開始することとした。當初の中央執行委員會の重なる顔振は次の如くである。

陳獨秀(委員長)、李大釗、李漢俊、李達(上海)、張國燾(組織部長、北京)、譚平山、毛澤東(長沙)、林祖涵、瞿秋白、干樹德、周恩來、劉仁靜(北京)、何叔衡(長沙)、董必武、陳公博(廣東)、包惠僧(廣東)

(註)前記最初の中央執行委員中で其後引續き共産黨のために活動し、今日黨の指導幹部として重きをなすものは左の數名に過ぎない

毛澤東 湖南人、佛國留學出身、曾て廣東大學教授たりし人、現在では中華サウエート共和國政府中央執行委員會及人民委員會の主席として中國共産黨の總師たるの地位に在る。

張國燾 毛澤東、項英と共に黨の中心をなす人物で、現に中央執行委員會及人民委員會の副首席、司法人民委員會主席、その他の要職に在る。

瞿秋白 現に中央執行委員で教育人民委員會主席であり、黨の元老格である。

何叔衡 同じく元老格であつて工農監査委員會主席として黨内に人望がある。

周恩來 新サ中央政府執行委員中に彼の名はないやうであり、僅かに中央革命軍事委員たるに過ぎないやうであるが、彼亦支那赤化史上に残るべき人物である。

譚平山 早くから廣東で社會運動を起し、北京の李大釗、上海の陳獨秀と並び稱された共産黨の大立物である。廣東省人で北京大學出身、一九一九—二〇年頃陳炯明の廣東執政時代ロシアより資金を得て發行された社會運動宣傳機關紙「群報」の記者として又同宣傳員養成所教員として社會思想の鼓吹に従事したが陳と相容れず廣東を去つた。一九二四年春孫文が廣東の政權を握るや、その前後を通じて孫とロシアとの提携に大に盡力したが、一九二四—五年間の廣東罷業問題に極力活動した、め一九二五年國民黨より除名された。その後共産黨勢力の増大につれ起用されて第二次國民黨全國大會に於て中央執行委員政治委員となり、同年廖仲愷の暗殺されたる後農民及工人部長となる。孫文死後廣東政府の委員制變更籌備委員に舉げられ大に功績を挙げ、國民政府中央黨部第一期組織部長となつた。一九二六年十一月莫斯科における第七回第三インターナショナル大會に支那代表として出席、同インターナショナル中央執行委員に選ばれ、中國共産黨廣東區執行委員會委員長および國際共産黨廣東代表となつた。一九二七年サ聯邦より歸廣、同年三月一日漢口に向ひ、同月十一日武漢政府の舉行せる第三次中央執行委員會全體會議で國民政府政治委員會主席團、同政府委員會委員武漢政府農民部長となり漢口において活動しゐるが、一九二七年七月共産黨失脚以來漢口を去り江西省に入つた。爾來彼の消息は杳として聞えないが暗殺されたとの説もある。

李大釗 北京大學教授兼圖書館長であつたが、一九一八年マルクス主義研究會を創め、一九二〇年コミンテルン極東部長ウーチンスキーと結合し、陳獨秀らと共に中國共産黨を組織した大立物である。一九二七年張作霖のために露國大使館で捕へられ、後北京で銃殺された。

李漢俊 湖北省京山縣人で日本留學出身、(第一高等學校を経て東京帝大工科を卒業)である。彼の徹底せる革命思想は人をして傾聴せしむるものがあつた。一九二六年九月武漢政府の湖北教育廳長、湖北省政府委員となつたが、一九二七年十二月十七日廣東共産黨事件(廣州暴動)に伴ひ武漢衛戍司令胡宗鐸に捕へられ銃殺された。

林祖涵 湖南人、共産黨主領で一九二四年一月第一次國民黨大會に中央執行委員會候補委員に、同第二次大會に執行委員に舉げられたが、國共分裂するや武漢を去つて江西に入り、一九二七年八月初葉挺、賀龍の共産軍を背景に鄒代英、譚平山、吳玉章、張國燾らと南昌に革命委員會を組織し、大に共産黨のため活動した。然し近來彼の消息は一向に傳へられない。

ひ、以て國民幸福への眞の中心勢力となり、國民革命の眞の領袖たるの地位を樹立せんことを希望するものである云々」
中國共產黨は右第二回の時局宣言を發すると共に率先して國民會議の開催を提議したのである。

その後孫文とヨツフェの會見により孫文の心境に著しき變化を來すに及んで、國共兩黨の聯合問題は急速に進展し、一九二三年秋には國民黨においても

一、國民黨は當面の敵（軍閥と帝國主義）に對する非妥協戰術によつてのみ生き得られる

二、國民革命過程における唯一の援助者はサウエート聯邦とコミンテルンである

三、明確なる政綱の下に黨を改組し、同時に國民の武力をこの主義政綱の下に完備しなくてはならない

右の見解を承認し、茲に國共兩黨の提携成り、一九二四年一月廿日より三十日迄を會期として開かれた國民黨第一回全國代表大會によつて完全に兩黨合作の政權が成立したのである。

三項 國民黨の改組宣言

元來國民黨なるものは滿洲系たる清朝に反對する點においてのみ一致した漢民族の封建的地主や軍閥勢力をも含む各種難多な社會階級者を以て出來たもので、當初から一階級の政黨でなかつた、換言すればその構成分子には華僑の如き資産階級もあれば、小資産階級の知識分子、海員の如き一部労働階級、破産的農民、失業的群衆などもあるといふ風であつた爲め、統制ある行動を執るのは容易でなかつたのである。殊に辛亥革命後に孫文が袁世凱と妥協するや、許多の軍閥、官僚、財閥などが續々國民黨に加入し、原有黨員は大部分腐化反動して袁世凱の門に降るといふ状態で、實質的に該黨は殆んど瓦解の危機に瀕するに至つた。

かゝる狀勢下において國民黨更生の途は、打倒軍閥、打倒帝國主義を旗印とする點において一致する共產黨と提携すること、即ち同黨の利用し得る唯一の武器は共產黨と結んで學生、労働者、農民等の階級を總動員することより他に方法はなかつたのである。折柄孫文はヨツフェの説を聴き、ポローチンの意見に共鳴して茲に斷然中國共產黨と合流し國民黨を改組する決意を固めたのである。かくて孫文は一九二三年十月二十五日改組特別會議を召集し、廖仲愷、譚平山、許崇智

ら九名を臨時中央執行委員に、又馮自由ら五名を候補委員に任じた。そして彼の有名なる改組宣言は同十一月に發表されたのであるが、該宣言は孫文並に國民黨が軍閥反對と帝國主義反對を公にした最初のものであり、孫文並に國民黨が會黨組織、廣東人及海外移民の組織から脱出して全國的組織および大衆的組織へ進むべきを口にした最初のものであつて歴史的に留意すべきものであるから、特に原文のまゝ左に紹介しやう。

吾黨組織、自革命同盟會以至中國國民黨、由秘密的團體而爲公開的政黨、其歷史上之經過、垂二十年、其奮闘之生涯、學學大者、見於辛亥三月廣州之役、同年十月武漢之役、發丑以往倒排諸役、丙辰以往護法諸役、黨之精英、以箇人或團體爲主義而損生命者、不可勝算。黨之者摧、櫻之者折、其志行之堅、犧牲之大、國中無二。然綜十數年已往之成績、而計効程功、不得不自認爲失敗。滿清鼎革、繼有袁氏、洪憲廢廢、乃生無數專制一方之小朝廷、軍閥橫行、政客流毒、黨人附逆、議員賣身、有如深山蔓草、燒而益生、黃河濁波、激而益濁。使國人遂疑革命不足以致活、吾民族不足以有爲、此則目前情形無可爲諱者也。竊以中國今日政治不修、經濟破産、瓦解士崩之勢已兆、貧困剝削之病已深、欲起沉痾、必賴有主義有組織有訓練之政治團體、本其歷史的使命、依民衆之熱望、爲之指導奮闘、而達其所抱政治上之目的。否則民衆蟻蟻、不知所向、惟有陷爲軍閥之牛馬、外國經濟的帝國主義之犧牲而已。國中政黨、言之可羞、暮楚朝秦、宗旨靡定、權利是蠟、臣妾可爲。凡此派流、不足齒數。而吾黨本其三民主義而奮闘者。歷有年所、中間離迭更稱號、然宗旨主義、未嘗或離。顧其所以久而不能成功者、則以組織未備、訓練未周之故。夫意志不明、運用不靈、雖有大軍、無以取勝、吾黨有見於此、本其自知之明、自決之勇、發爲改組之宣言、以示其必要。先由總理委任九人、組織臨時中央執行委員會以始其事、行將召集海內外全黨代表會議、以資討論。關於黨綱章程之草定、務求主義詳明、政策切實、而符民衆所渴望、而於組織訓練之點、則務使上下互通、有指臂之用、分子淘汰、去惡留良。吾黨奮闘之成功、將繫乎此。願與同志共勉之。國民黨は右宣言と同時に、ポローチンの指導下に一九二四年一月二十日より開催することに決した全國代表大會までの一切の準備を急いだが、専らその任に當つたのは譚平山、瞿秋白等の中國共產黨幹部連であつた。當時國民黨の分子中地主黨に屬すべき連中は孫文の躍進的な改組に對して全然反對の意見を表示したが、その中には後に西山派を構成して分離した張繼（最初李大釗を孫文に紹介したのは張である）、謝持、鄒魯の如き同盟會以來の多數の老黨員も加はつてゐた

然し孫文は此種反對運動には耳を藉さず、飽まで所期の道程に奮進し、豫定の如く一九二四年一月二十日に國一全代大會を開き（同三十日まで）黨の組織、執行委員の選舉、その他諸般の重要案件を處理したる上、三段の大會宣言（第一章四節一項参照）を發表し、以て國共兩黨の協働工作を實現したのである（第一章一節二項（ロ）参照）。

四項 三民主義と共產主義

國民黨の改組を決定した同黨第一回全國代表大會の宣言第二段は三民主義を略説して之を黨の基本綱領とする旨を述べてゐるが、爾來孫文の三民主義は國民黨政府の下に今日に至るまで絶対神聖にして犯すべからざるものとして一切の批判から護られてゐるのである。即ち一九二六年五月十五日蔣介石が「兩黨—國民黨と共產黨—の關係を改善するため」との理由を以て黨務整理案を中央執行委員會に提出したるに對し、同十七日可決せられたる四項目中の最後の項において

「三民主義は絶対的のものにして之に批判を加ふることを許さず」と決議せられたのである。而して孫文はこの三民主義と共產主義とは低觸せずとの見解から、サ聯邦と結び、共產黨と提携して國民黨の改組を斷行したものであるが故に、三民主義の如何なる點が共產主義と一致するものであるか、言ひ換へれば三民主義とは如何なるものであるかを一通り知つておく必要がある。

孫文が三民主義を唱へ出したのは一九二三年からである、蓋し一九一九年のヴェルサイユ平和會議に際してなされたウヰルソン米國大統領の十四ヶ條宣言に影響され、更にヨッフエ（一九二三年七月）との會見結果によつて產出されたのが彼の三民主義であつて、民族主義に出發した彼の革命理論が具體的になつたのは、この三民主義と五權憲法の發表以後からである。彼の三民主義は要するに國家主義、民主主義、社會主義を民族、民權、民生の名で代表せしめたもので、その民族主義において民族自決と支那の國家的獨立の確保を要求し、民權主義においては五權（立法、司法、行政、監察、考試）分立の理想を徹底せしめむとし、民生主義に於て社會改良主義によつて世界大同の達成を期せむとするものである。以下少しく彼の説く所を要約して紹介しやう。

（甲）民族主義 國家は霸道即ち武力で出來たものであるに反し、民族は王道即ち自然力で造成されたものであるから

何らの無理が加はつてをらず極めて自然である。故に吾人は民族主義の提唱によつて支那民族の永遠的存在性を確立してそこで甦めて支那の國家的存在も鞏固にすることが出來ると説き、民族主義は國族主義であり、支那人には家族主義と宗教主義があつてこの主義のためには鞏固な團結をなし屢々身を犠牲に供して惜まないけれども、彼等には國族主義を缺いてゐる、之は支那は秦漢以來一民族で一國を支持して來たからで、國族主義は云はゞ支那にのみ必要なものであり、家族主義及宗教主義における支那人の力量を先づこの國族主義に擴大しなければならぬ、換言すれば、支那人には民族精神が缺けてゐるから四億の民族も結局撤かれた砂に等しく何等の力を持たぬ、仍て吾人は大に民族精神を喚起して焦眉の危急を救はねばならぬ、と叫ぶのである。而してその焦眉の危急とは何かといふに、それは以下の如く説かれてゐる（即ち支那人の不平等條約廢棄の叫びは三民主義中の民族主義から來てゐることを知り得るであらう）。

第一に支那の人口は少も増加しないのに支那を包圍する外國の人口は非常な率で増加する。更に又支那は外國から政治的經濟的壓迫を受けてゐる。例へば支那は最近百年の間に主要な領土を失ひ、關稅自主權を失ひ（筆者註、支那が關稅自主權を回收したのは一九三一年一月からである）、金融支配權を外國銀行に奪はれ、航行自主權を失ひ、その他種々なる政治的經濟的特權を喪失し、之によつて諸外國の半殖民地的地位に没落して了つた。この半殖民地的地位は各國にとつては皆奪の自由のみがあつて保護の義務がないだけに純然たる殖民地より一層條件が悪い（民族主義第二講）。

民族主義の下に結合した幾多の會黨も大部分保皇黨に合流し、その他の部分も強壓の下に組織を破壊されるに及び、支那の民族精神は滅びて了つた。今日或る者は世界主義を云々するけれども、それは支那が民族主義を支持して強國になり世界の被壓迫者と聯合して公理の下に強權を打破した後に來るべきものである（同第三講）。

歐洲大戰の結果は、一方の帝國主義が他の一方の帝國主義に勝つただけのことを意味する。ウヰルソンの民族自決主義も勝つた側に蹂躪され、弱小民族は今日尙依然として壓迫されてゐる。即ちロシアを除いた二億五千萬人が十二億五千萬人を支配してゐる。然しロシアの革命後世界の潮流は變つて來た。今後起るべき世界大戰は人種戰爭でなくして公理と強權の戰爭である（同第一講）。かゝる時に當つて世界主義の鼓吹は吾人の民族的屈從を強ゆるものである。世界主義の基礎は民族主義である。吾人はそれに進む前に先づ民族の自由平等を恢復すべきである（同第四講）。

民族主義を恢復するためには第一に今日の多難を知らねばならぬ。今日軍事的には孰れの一國でも支那を亡し得る。

然るに今日なほ亡びずををるは列國の勢力が支那において均衡を保ちをるが故である。若し列國がそれを希望するならば、一兵を用ひずして、列國の外交官が一室で協議し調印するだけで支那は亡びる。そこで四億の人民は彼等の宗教關係を民族にまで擴大し、積極的には民族精神を喚起して民權民生の問題を解決し、消極的には外人のために勞働せず、國産品を用ひ、外國紙幣を排斥する等々によつて帝國主義を牽制する（同第五講）。

國の強盛は第一に武力、第二に文化の發揚によるが、その長久的維持は道徳に依らねばならぬ。支那二回の亡國が民族を滅さなかつたのは支那の道徳が高かつたが故である。故に吾人は國體の組織と共に舊道徳を恢復せねばならぬ。忠孝仁義、信義、和平は悉く支那の優れた道徳である。この外支那固有の智がある。特に優れた政治哲學「格物致知誠意正心修身齊家治國平天下」即ち一個人の内より發揚して外に到る……に至つては世界無比である。民族精神が喪失してから修身から始めて齊家治國に及ぶ此精神は讀書人の口頭禪になつて了つた。吾人は之らの優れた道徳知識を恢復すると共に、更に固有の能力——例へば印刷術、磁器、釣橋、火藥、絹織物、羅針盤の發明等々に示されてゐる——を恢復した上に外國の長所をも加へねばならぬ。だが、吾人は單に民族の恢復を求めのみでなく世界に對し一個の大責任を負ふ。吾人は「濟弱扶傾」の政策を決定し、弱小民族を扶持して強國に抗爭する。全國人民にこの意識志願がなければ支那民族の發展は望み得られぬ、即ち吾人は今日において先づ濟弱扶傾の志を立て、將來強盛に達した時、弱小民族のため世界帝國主義と闘はねばならぬのである。かくてこそ「治國平天下」は希み得られる、換言すれば、吾人は先づ民族主義と民族地位を恢復し、固有の道徳と平和とを基礎として世界を統一し、一個大同の治をなすべきである。之れが吾人四億の人民の責任であり、吾民族の眞精神である（同第六項）。

(乙) 民權主義 民權は人民の政治力である。人民が政治を管理することが民權である。神權、君權時代を経て今日は民權時代になつてゐる。滿洲朝廷の滅亡もこの潮流の力によるものである。民權思想は歐洲では明末に初めて起つてゐるが、支那では二千年も前から主張されてゐた。孔子の「大道之行也、天下爲公」、孟子の「民意貴、社稷次之、君爲輕」「天視自我民視、天聽自我民聽」等はそれである。今日この世界潮流に逆ふものは失敗し、順ふものは必ず成功する（民權主義第一講）。

義第一講

自由平等博愛は民權の基礎である。支那における専制君主と人民の間には古來納稅關係があつたのみで、それ以外は人民は自由であつた。故に自由は日常の空氣と同様支那人の注意を惹かない。たゞ吾人は之を個人のためでなく國家のために争ふのである。要するに自由は國家の自由を求める民族主義であり、平等は人民の政治的地位の平等を求める民權主義であり、博愛は四億人の幸福を求める民生主義である（同第二講）。

賢愚の平等と人爲的（階級的）平等は別物であり、民權は政治的地位の平等を意味する。支那は職業的政治的に自由であつたから階級不平等による闘争はなかつた。故に支那革命思想は自由平等の學說に由來するが實踐においては之を用ひないで三民主義を掲げるのである。平等の思想は支那にも労働組合の發達を齎した。労働者は廉價賃銀で長時間働いてゐるが、かくても尙年五億元の輸入超過を見てゐる。之は政治が悪いからである。關稅自主權を恢復し、支那の國産品を以て外國品を排除しなければ労働者は飯も食へなくなる。故に労働者も民權のために闘はねばならぬ。自分の創造では、人間には先知先覺（發明家）、後知後覺（宣傳家）、不知不覺（實行家）がある。此三者が共同して社會は進歩する。道徳の最高目標は賢愚の不平等を平等ならしめやうとするものであり「利己」に對する「利他」を進めて行くことが出来る。民權の主張によつて人事一切の不平等を解決し、三種の人民を調和するならば、人々は夫々の能力に應じて服務し、天生の不平等はこの服務への道徳心の發達で平等となる（同第三講）。

歐米諸國人は民權を求めて三百年來闘つてゐるが、今日結局齎されたものは代議政體と之に對する選舉權、被選舉權のみであり、然もその代議制は行詰つてゐる。吾人は歐米に學ぶもその後塵を拜さない。目的は民權主義により全民政治の民國を作るにある（同第四講）。

民權の怕るゝ所は人民が抑制し得ない萬能政府の出現にある。故にこれが防止を必要とするため各國政府の能力は退化してゐる。これは人民の政府に對する態度から改めなくてはならぬ。自分の發明によれば能と權とを區別するが唯一の法である。支那では數千年の專政政治に對する傳統的反抗意識が一の反政府觀念を作つてゐるが之も權と能の區別によつて解決し得る。愚帝劉禪と賢臣孔明の關係の如く、若し政府が有能ならば一切を委すべく、然らざれば四億の民が皇帝の權

又報告地價が廉價に過ぎれば、その報告地價で買上げること出来る。又高きに過ぎれば地租収入が増える。かくて報告地價は自然市價に落つく。地價決定後その地價が騰貴したる場合は、それは社會全體の進歩發達の結果であるから差額を全部政府の收入即ち官有とし、これを社會の改良、商工業の進歩に充當する。かくて民衆はこの收入のため現在の雜多な負擔から免れることが出来る。民生主義はこの意味において共產主義である、たゞその共產主義は將來を共にするものであつて現在を共にするものではない（以上總理全集一、上、二三八—二四〇頁）。尙地價は單に裸地に就てのみの問題であつて、土地に加へられた人工は算入しない。地價一萬元の土地に百萬元の建物があつても地租は一%即ち百元であり、買上る時には地上一切の財産、人工改良物に對する補償金を文拂ふ（民生主義第三講）。このことは土地の荒廢防止、人工改良の促進、資本家の土地壟斷の弊の防止といふ三つの利益を齎す。必ずしも土地國有を必要としない此方法こそ民生主義、社會主義の特色である（總理全集二一三八頁）。

民生問題の解決には資本の節制を講じなくてはならない、然し、外國が富強で生産過剰であるに對し、支那は貧乏で生産不足であるが故に、私人の資本節制と共に國家資本を發達させるべきである。このために先づ四分五裂の今日の國家を統一し、資本の發達、實業の振興を謀らねばならぬが、その方法は第一は交通運輸事業の大規模な計劃であり、第二に鑛山の開掘、第三は機械工業の振興である。

外貨の勢力のため今日の國家の利權は外に流れてゐるが、之を國家の力で工業を振興し以て回收せねばならぬ。蓋しこれは私人や外國の資本に委ねることは貧富の階級的な不均を大ならしむるものである。支那今日の産業發達の程度では唯費を要するのみで不均を問題とせぬから、マルクス主義は支那では行へない。それは要するに將來産業の發達した場合大資本家が出現しないやうに又貧富懸隔の差が擴大せぬやうに適用すれば好いのである。従て民生問題を解決すべき國家産業の發達に就ては大工場を先づ國有とせねばならぬ、支那には大資本家がないからこの實行は資本家と衝突することなくして容易に行ひ得る。又支那には今日資本とこの方面の學術もないから外資と外國の人材を輸入し、鐵道の如きは少くも今の十倍となし、その他鑛業や工業も外資外債によつて振興する、勿論之より生ずる利益は國民が受けるのであるから人々は資本の利益のみを受けて害を受けないことになる。要するに民生主義の目標は全國民に安樂を得させ、分配の不平

均からの苦を解除するにある。即ち三民主義の主意は民有、民治、民享であるが、これは國家は人民の共有、政治はその共管、利益はその共享を意味する。換言すれば、人民が國家に對して凡てを共にすることは民主主義の目的であり、孔子の希望する大同世界である（以上同第二講）。

故人は云ふ「國以民爲本、民以食爲天」と、民生主義の第一の問題は食糧問題である。フランスは今日自給自足であることからいへば、人口において十倍、面積において二十倍の支那は八億の人口を養ひ得るはずである。然るに事實は毎年一千萬人が餓死するが、その主たる原因は産業の不進歩と外國經濟の壓迫である。支那は年十二億の利益を外國に奪はれるが、その中の一部は食糧である。經濟壓迫のため、支那に金がないから食へなくても輸出せねばならぬ状態にあるのだ。支那人口の八乃至九割は農民で、大地主こそないが、農民の九〇%は土地を持たない。彼等は辛苦して擧げた所得の六〇%を地主にとられ、自己を養ひ得ない状態にある。吾人は法律政治の力を以て農民の權利を保護せねばならぬ。生産品が耕作者の手に歸すれば農民は満足して働き、生産は増加し、然らざれば土地は荒廢して行く。吾人は農業生産に關し農民開放の實行と共に（一）水陸運輸機關の發達、（二）農業の機械化及電化、（三）科學肥料の生産及利用、（四）種子の改良、（五）組織的除害、（六）保存運搬に對する科學的加工、（七）治水造林による防災設備等を講じ、同時に又分配問題を解決しなければならぬ。民生主義の生産目的は給養にあるが故に、過剰品は三年貯藏し、餘りあれば輸出する生産の目的を營利上に置く資本主義制度は漸進的改善方法を以て打破すべきものである（同第三講）。

食料問題の次に解決を要するものは日常必需の衣料問題である。今日の支那は必需品たる綿絲布を得るために生絲を自ら用ひないで輸出すべく餘儀なくされてゐるけれども、それすら數千年來同じ方法によつてゐるから需用は年々減少して行く。故に先づ養蠶製絲の根本的且つ科學的改良を行ひ、機械工業を發展させねばならぬ。麻においても同様である。支那は棉産國でありながら、毎年二億兩以上の綿絲布を輸入してゐるが、人口に割當ると一人一元づゝの割になる。大戦中一時盛んになつた支那の紡績業が、國産の棉花と低廉な工賃と同様な機械を使用して尙外國品に勝てないのは、國內の不統一と外國のもつ政治的經濟的特權のためである。故に吾人は先づ關稅自主を回收し、一切の不平等條約を廢除し、保護政策によつて自國工業を保護するを要する。更に毛類に就て一言すれば、之も亦輸入品を仰いで需用を満しをる状態であ

るから主権回収の後には國營によつて國民に必要な供給をする。要するに、三民主義國家はその義務として護身、美觀、便利の條件を備へた衣料を全國民に不自由なく供給せんとするものである(同第四講)

(丁)三民主義は既往の再生産 以上は孫文の三民主義の單なる梗概に過ぎないものであるが、而かも之を以てその眞意義を了得できるであらうと思ふ。同時にその民生主義が如何なる解釋の下に共產主義と相一致するものであるかの理論も親知し得るであらうと思ふ。孫文の三民主義が具體的な説明を以て初めて世に紹介されたのは彼が一九二四年一月から同八月までの間に廣東の黃浦軍官學校(項末の註参照)その他で行つた講演を以て最初とする。

而して少しくその方面の研究をして見れば何人でも發見し得る如く、孫文の三民主義は決して彼獨創の新學說ではない即ち中國々民黨が黨の基本綱領として絶對神聖視する三民主義は既往學說の再生産に過ぎないものであつて、新學說としての價値を全然有してゐない。この點に關して或る孫文傳(王福之なる假名を以て著はされたもの)中に次の如く整べてあるが、之は妥當なる批判と見做し得るものである。即ち以下記す所は該傳中の批判である。

多くの人々は孫文を革命闘争における傑出した理論家を以て見る。特に國民黨の名において政權を所持する人々によつて無批判にそう宣傳されてゐる。然し誤つてそう信じたなら吾人は反動的に孫文に失望しなくてはならない。蓋し彼には何らの新しき理論を有たぬのみならず彼の獨創かの如く強調せられる部分は特に誤謬と誇大とに充ちてゐるからである。孫文が孫文として歴史的な存在を認められるのは彼の理論にあるのではなく、それは支那革命が必然に經過すべき重大な過程、即ち民族革命から國民革命に至る數十年の過程において、孫文が戰闘的民主主義者として一貫せる指導者であつたことにある。尤も彼をしてこの地位にあらしめたものは一面では彼の度量と常に進歩的上騰的であつたその特性と、他方自由と平和に對する熱誠と百折不撓の勇氣とがその因をなしたことも争はれない事實である。但し彼の理論が如何に複雑だつたにもせよ、彼の民主主義と社會主義とは、闘争が半植民地のナショナル・ブルジョアジイのそれであつた限り、幼稚な支那において明かに指導的であつた。この點において彼の理論はナショナル・ブルジョアジイが既に革命的性質を失つた今日においても後者の政治的標語として都合のよい解釋と共に支持される。

國民黨政府の下に孫文の三民主義はその他の彼の學說綱要と共に神聖犯すべからざるものとして一切の批判から護られ

てゐるが此禁を犯して吾人が彼の理論を批判する段になると、第一に想ひ出されるのはペンタムを批判したマルクスの次の言葉である。

『ジエレミー・ベントムは純粹にイギリスの一現象である、如何なる時代、如何なる國においても、この位御粗末な平凡さが斯くまで自己満足的に幅を利かせたことはない。功利主義なるものは彼の發明でも何でもない。彼はたゞエルクエシウスその他十八世紀のフランス人たちが才氣喚發的に語つたところを氣拔け的に再生産しただけである云々』
即ち孫文は純粹に支那的一現象である。如何なる時代、如何なる國においても、この位の平凡さが斯くまで自己満足的に幅を利かせたことはない。五權憲法も地權平均も彼の發明でも何でもない、アメリカやスイス人が早くから行つてゐるレフエングムやイニシアテイヴ並にヘンリー・ジョウチの地代論を十九世紀末及二十世紀における支那のブルジョアの常識を以て極めて無難作に幼稚な支那にふさはしい新學說(?)を再生産したところの、即ち一つの民主主義的信條を固めあげた所の神託者である。だが、彼の神託行爲にはベントムにおけるが如き苦々しき街學の代りに寧ろ無邪氣な愛嬌味が感じられる。蓋しそれ程までに彼の神託行爲は支那式な傍若無人を以て演ぜられてゐるからである。従つて吾人は彼の主義の内容を見る場合、彼の大見榮や、低能な或は醜惡な門徒の言葉に捕はれムキになつてはならぬ。吾人は靜かにこの中に支那の傳統的な哲學と政治思想が如何に圓滿に支那式に扱はれてゐるかを見るべきである。

(註)孫文乃至國民黨がマーリンに説かれ、ヨッフエに訓へられ、更にボローチンの指導乃至第三國際の財的支援の下に國民黨を改組したことは、對露親善から得た偉大な成績であつたが、軍官學校の創立もその第二の成績として數ふべきものである。孫文は一九二四年二月黃埔軍官學校設立決定と同時に蔣介石を莫斯科に派遣した。蔣は同地において約五ヶ月間に亘り日夜赤衛軍の組織、訓練その他を研究して歸り、右軍官學校の校長となつたが、その間設立準備には廖仲愷が専らその任に當り、同年六月十六日開校した。同校では基本黨軍の幹部を養成する目的を以て革命の理論教育と軍事技術教育とを併せ施したもので、全國より學生を募集し試験によつて第一期生四百七十名を採用、九月には第二期生四百名を入學せしめた。第一期卒業生は下級幹部となつてその後教導團が組織され、陳炯明討伐の東江戦以來彼等は盛んに活動した。而して一九二六年蔣介石が第一次北伐に卒んで行つた三千の軍兵は皆この軍官學校出の子弟であつて、當時修業生は既に五千五百名以上に達してゐた。軍官學校は黨代表制度であつて、之はサ聯邦赤軍の組織をその儘採用したも

ので軍事的行動は黨代表の同意を必要とするのである。そして軍官學校における最初の黨代表は廖仲愷であつた。軍官學校における軍事教育は最高軍事顧問たりしガレンの指導の下に行はれたものであり、爾來同校の學生軍が蔣の北伐その他において有力な活動なしたことは既に述べた通りである。

二節 支那最初のサウエート政府

一項 武漢政府と國共兩黨の反目

(イ) 蔣介石の第一期北伐と武漢政府 一九二六年一月國民黨が第二次黨大會を開催した當時は共產黨系は依然黨政の重要な地位を占めて斷然右派の擁護を抑へてゐたが、その後間もなく所謂三月二十日事變(註参照)の發生するに及んで蔣介石(共產黨は蔣を資産階級の代表者として指彈する)は茲に共產黨系の活動を阻止する決意をなし、同年五月十五日黨務整理案を中央執行委員會に提出し、十七日左の四項が可決されたのである。

- 一、國共兩黨に跨がる者の教は中央執行委員會において三分の二以上に達するを得ざること
- 二、國共兩黨に跨がる者は中央機關の最高部長たるを得ざること
- 三、國民黨と共產黨にて聯席委員會を組織し、兩黨に關する一切の事件はこの聯席會議に提出するを要すること
- 四、三民主義は絶對的のものにして之に批判を加ふることを許さざること

然し當時蔣は内心共產黨と將來行動を俱にするの不可なるを悟つてはゐたが未だ事實として表面化するまでには至らず時恰かも直隸山東の聯合軍が南口に向つて進發し、吳佩孚が兵を湖南に進め而かもその最後の目的は廣東攻略にあると見た國民黨は防禦の急務に迫られてゐた關係上、共產黨問題よりも先づ北洋軍伐打倒を敢行する必要あり、豫て此點の主張に一致共通せる國共兩黨は、茲に國民黨の名において北伐を敢行することとなつた。而して三月二十日の共產黨事件を機會に共產黨を抑へた蔣介石は五月十五日以後の國民黨中央全體會議を経て黨の軍政方面の大權をその一手に掌握して了つた、即ち廣東政府は六月五日(一九二六年)特に蔣を國民革命軍總司令に任じ、國民政府の陸海空各軍を凡て彼の統轄下に歸屬せしめ、更に政治訓練部、參謀部、軍需部、海軍局、航空局、兵工廠等の機關をも悉く總司令部に直屬せし

め且つ北伐動員令を發したる後は、國民政府所屬の軍、民、財各部機關も均しく總司令の指揮を受くることとなり、國民政府の軍事委員會、國民黨の中央委員會、同中央軍人部等も俱に蔣介石を主席或は部長としたのである。

かくて蔣介石は一九二六年七月九日國民政府軍事顧問ガレン(革命軍の北伐に偉功を示し、國共分裂後歸國し一九二九年の東支鐵道事件の戰爭には赤軍を指揮して東三省軍を大破した)と共に愈々北伐の途に上つたが、五卅事件以來共產黨の巧妙なる宣傳により民衆の革命的思想は著しく高調され、帝國主義及奉直軍伐に對する反感が熾烈の際であつたため、北伐軍は到る所民衆の歡迎を受け、全く破竹の勢を以て進攻し、八月八日には早くも衡州に入つた。此間唐生智は廣東及廣西軍の來援によつて七月十一日再び長沙に入り、更に八月二十二日岳州に入り吳佩孚軍は武昌に總退却したが、蔣介石は一面汕頭に駐屯してゐた何應欽の軍を福建に、他面廣東の李濟琛軍を江西に進撃せしめた。九月七日唐軍は湖北省長劉佐龍の内應で漢陽漢口を占領、吳は孝感に走り、十日信陽に退き、十七日更に同地を棄て、鄭州に退却した。一方連日武昌を攻撃しつゝあつた蔣介石は辛亥革命記念日たる十月十日之を陥落し城將劉玉春を捕虜とし、茲に武漢は完全に北伐軍の手に歸したのである。

一方廣東政府は武漢の占領により一九二六年十一月廿六日武漢遷都を決議し、翌一九二七年一月一日より正式事務を武漢で開始した、之が所謂國共合作の武漢政府である。而して革命軍の北伐がかく迅速に成功した原因に就ては人により各種各様の見解はあるが、共產黨側としては左の如く歸納してゐる、即ち

- 一、北洋軍閥の勢力が分裂崩潰してゐた爲めに彼等が一致團結した勢力を以て北伐軍に對抗することが不可能であつたこと。

當時北洋軍閥間には孫傳芳と張作霖及張宗昌との衝突や、吳佩孚と張作霖と孫傳芳の衝突といふやうな内部的衝突があり、相互に防備し、相互に牽制し合ふといふ風であつたため、相互提携大舉して湖北を援助するを得なかつたのみならず吳佩孚の内部においても號令一途に出なかつたが故に北伐軍は孫傳芳の暫時中立と吳佩孚軍の弱點を利用して一舉に武漢その他を攻略することが出来たのである。

- 二、帝國主義列強が支那に在て互に競争せるため國際帝國主義の陣勢が軟弱であつたこと。

支那における労働運動を發展せしめたものは帝國主義の横暴であつて、殊に最初に之を激化せしめたものは五百萬工人の空前の大罷工と植民地民族の革命運動を激成した英國である。之が支那革命進展の影響を受けて更に劇烈となり、更に地理上支那と隣接するサ聯邦の無産階級の獨裁政權は支那の反帝及反軍閥運動を助成したのであるが、之れ國民革命軍の北伐を大勝せしめた重大原因をなすものである。

三、最後 一大原因をなし、而かもそれが最も實際的原因をなすものは全國革命民衆の闘争力量である。

國民革命軍の北伐戦争は事實上これ五卅運動の繼續と見るべきもので、群衆的反抗示威、抵貨罷工に出發した民衆運動は更に一步を進めて高踏的闘争形式に至り、茲に武装的革命となつたのである。これを事實上から見ても、當時北京攻撃戰の過程において工農學生の群衆的力量は確かに北伐軍勝利の主要動力となつたことは明白な事實で、なほ同様の實例は他にも多々存したのである。今少しく當時の状況を摘記して見やう。

北伐軍が廣州より出發する時に當り、一切の夫役は凡て民衆において之を引受け、省港罷工工人又幾千人に達する運輸隊を組織して軍を助けた。軍が湖南に入るや多數の工農學生（労働者、農民、學生）群衆は積極的歡迎をなし、且つ農民自衛軍を組織して直接作戰に参加した。株萍鐵路（株州、萍鄉間の鐵道）工人の如きは北伐軍が醜陵を攻略する前に既に敵軍を驅走せしめたのである。平江の戦でも亦同様で、農民の大部分は都て實際に作戰に参加したものである。故に當時廣東の民國日報はその九月二十八日（一九二六年）の紙上において「今次北伐軍が平江を奪ひ得たのは全く農民の力に因るものだ」と説いたが此種農民の活動を報じた新聞の報道は此外にも澤山あり到底一々列挙する邊はないが、その二三を擧ぐれば次の如きものである。

（例一）農民大擧して幫助す……彈を肩して鋒を突き、勇敢に山を登り、敵兵大に亂る云々

（例二）農民の猛攻甚しく敵の死者その數を知らず云々

（例三）北郷、西郷、涪口、梓江一帶の農民も亦紛々として敵を殺す云々

（例四）今次敵軍が民衆のために殺されたる者二百餘人を下らす云々

（例五）參戰の猛烈、勇敢の精神、犠牲の重大なりしことは概ね窺ひ得るであらう云々

更に廣州民國日報は岳州觀戰記中に左の如く報道してゐる

「八月二十日夜、岳平一帶の農民協會及土著農民は岳州方面の敵狀を仔細に偵察して、その結果を李軍長に密告し、速に攻岳を開始すべしと勸め、農民自ら領導たることを願出で、平江北郷より黃茅山を経て岳州を衝いた。敵軍はこの間道を知らざりしが故に、未だ防禦工事を施設してゐなかつたため比較的容易に軍を進めることが出来た。即ち李軍長は農民の道案内によつて沿途難行なりしと雖も幸に防禦設備がなかつたため、二十一日夜十時には岳州城を距る十里（日本の六十丁即ち一里半餘）の某地に至り攻撃を開始した。この意外に出た不意の猛攻撃に會つて狼狽した敵軍ひとたまりもなく羊樓司一帯に向つて潰退した。その際、葉開鑫（後に國民黨の忠實なる同志となつた）の部隊二千餘人は北軍と俱に退却することを拒んで革命軍に寝返りした。他方中路の李何兩軍（李濟琛と何應欽軍）も岳州に向つて猛烈に前進して上下より狭撃したため二十二日早朝岳州は南軍の手に陥ちて了つた」又同紙九月十三日の通信の一節には

「最近長沙方面の調査によれば、粵漢鐵路の工友は敵軍に對して豫め線路を破壊し電信を截斷する等の方法によつてその軍事行動の工作を種々妨害し、且つ長沙陥落以前に總罷工を提議したこともある。この罷工提議は經費問題で實現しなかつたけれども、然かも彼等が革命を擁護する熱誠に至りては以て民衆一般の意思を代表するに足るものである云々」と

以上の如く蔣の北伐が斯く迅速に且つ比較的容易に實行出来たといふことは、武力の勝利に歸すべきでなく全く民衆の力に歸すべきものであり、更に言ひ換へれば、共産黨がそれ以前に充分民衆の革命的自覺を喚起し、革命素質を造り上げ革命の準備を整へてゐたから、蔣の北伐が容易に成功したのである、といふのが共産黨側の見解であつたのである。

（註）一九二六年三月十八日の支那人の所謂「三一八北京屠殺事件」或は「三一八慘案」と殆んど時を同ふして廣東に發生した「三月二十號事變」はその名の示す如く三月二十日に起つた共産黨の陰謀とも見らるべきものである。當時蔣介石が該事件の事實經過として軍事委員會に提出した報告文の一部を原文のまゝ紹介すれば左の如くである。

「……本月十八日酉刻、忽有海軍局所轄中山兵艦、駛抵黃埔中央軍事政治學校、向教育長鄧演達聲稱、保來校長命令調遣該艦特來守候等語。其時本校長因公在省、得此項報告、深以爲異、因事前並無調遣該艦之命令、中間亦無傳達之誤、而該艦驟械升火、經一晝夜、停泊校前、及十九日晚又深夜開回省城、無故升火連日。中正防其擾亂政府之舉、爲黨國計、不得不施行迅速之處置、一面令派海軍學校副

校長歐陽格暫行代理總理事宜、並將該代理局長李之龍扣留嚴訊、一面派出軍隊於廣州附近緊急戒嚴、以防不測。……

(鄂)漢口武漢政府時代に總政治部主任として權勢を振つたものであるが、一九三一年第三黨組織、南京政府倒壊運動中、上海で捕はれ南京の軍法會議に附せられ、十二月十六日遂に死刑を宣告されて銃殺された。

事件勃發後、蔣は直に黃埔軍隊を以て短時間内に省港罷工委員會および東山に在るロシア人の住宅を包圍し、緊急戒嚴を宣布して省内外の交通を遮斷した。そして李之龍および各軍の共產黨代表五十餘人を逮捕した。然し該事件は共產黨側が多分の讓歩をして漸く解決した。當時國民黨側ではこの事件を共產黨が倒蔣の目的を以て起した陰謀であると見たが、共產黨側では右は決して倒蔣を目的とした陰謀ではなく、資產階級が事の是非を問はず盲目的に蔣介石を擁護したことに對して反動的に發生した現象であつて、李之龍の軍艦中山號問題の如きは歐陽格、歐陽忠の陥井に禍されたものであると解した。而して共產黨は三月二十日事件において最も注意すべきものとして左の三點を擧げてゐる、即ち

(A) 三月二十日以前に無産階級の勢力は既に著しき發展を遂げ、その闘争は經濟上において資產階級に反對して開始されてゐた。即ち五卅事件以後罷工は不斷に發展し、工會の組織また絶えず發展を告げ、國民黨二次大會の時には中華全國總工會は己に八十萬人の組織的工人を有してゐたのである。

(B) 同時に農民運動も己に組織運動から武裝闘争の時期に進んでゐたことである。當時廣東一省の農民協會だけでも六十萬の會員を有し、彼等の土地問題は己に私人的外交問題から一轉して民衆的闘争問題に變じたこと。

(C) 資產階級が己に國民黨の黨權及軍權と結んで無産階級に反對し、兩者の間に隙をからざる溝梁を生じたこと。例へば當時黃埔に發生した孫文主義學會と青年軍人聯合會との闘争の如きがそれである。

(D) 蔣の共產黨クレーター 國民革命の北伐が順調に進展しつゝあつた半面において、共產黨の赤化工作は着々擴大され、武漢政府の樹立と共に同地に集つた陳友仁、宋子文、孫科、徐謙らの國民黨員までが三月十日(一九二七年)第三回中央執行委員會全體會議を開き、黨の最高權は中央執行委員會にあり且つその常務委員會の下に政治及軍事委員會を設けることを決議し、委員長の改選を行ひ、中央政府主席を主席團と改め、更に北伐以來軍政兩權が個人(蔣介石を指す)に集中され軍事獨裁の弊あることを指摘して反蔣態度を表するに及び、加ふるに此間省港罷工(註一)、萬縣慘案反英運動(註二)、一三慘案(註三)、上海暴動(註四)、等の民衆運動が明かに共產主義的色彩を帯び、討蔣を加味するに至れる

を看取するや、蔣介石は三月二十六日上海に赴き李濟、白崇禧らと協議したる上、彼を中心とする反共產黨機關を南京に設けることとし、上海支那銀行團より三千萬元の融資を受け、爰に機先を制して四月十二日(一九二七年)上海における労働者へのクレーターを合圖に廣東、武漢、福建、江蘇、浙江の各地で一齊に白色テロリズムを以て共產黨及國民黨左派のクレーターを敢行すると共に、一方胡漢民、蔡元培、張靜江、李石會ら右派中央委員を中心として四月十八日南京に國民政府を組織した。

之に對し武漢政府は四月十七日蔣介石を免職し彼を黨籍から除名した。この場合武漢政府は依然革命的立場を支持し、共產黨と聯合してゐた。又約一年間海外に亡命し四月初め上海に歸着した汪兆銘(精衛)は四月四日共產黨の總秘書陳獨秀と聯合で兩黨の提携を宣言し直に漢口に向ひ武漢派の最高領袖の一人として活動してゐたが、事實において武漢の左派は己に革命的意味での左派ではなく只蔣介石反對の立場からの左派に過ぎなかつた。従つて彼等は管下各地の勞農運動の急激な發展に對し當然小ブルジョアジとして將又地主としての本來の面目に歸らねばならなかつた。而して長沙の守備に當つてゐた唐生智の部下許克祥の軍隊が、蔣介石の遊撃隊たる夏斗寅軍が四川の揚森の南下と相應して岳州に現はれ長沙漢口の鐵道を中斷したのを機會として、五月二十一日労働者農民に對して白色クレーターを行つた。かくて武漢政府は名のみ國共聯合で實は完全に分裂し、譚平山その他の純派共產黨指導幹部は武漢を脱出し、武漢政府は完全に反動軍閥とその態度を一にすることによつて必然的に南京と妥協合併し、更に蔣介石の復活となつて、茲に共產黨と國民黨とは互に相對峙し、爾來血の抗争を開始するに至つたのである。

(註一) 一九二六年三月二十日より五月十五日を最も險惡な時期として十六ヶ月間の長きに及んだ省港罷工風潮は支那革命運動の進行中に於ける政治罷工として有名なものである。之は香港廣東において英國の帝國主義に反對し、民族解放を目標として起つたもので上海の五卅事件の連續とも見るべきものである。武裝工人糾察隊、工人赤衛隊などが組織され激烈な反帝運動を行つて香港政廳を手古づらせた罷工である。七月には上海に飛火し、そこでも長期の罷工が行はれた。

(註二) 英國汽船が内河航行の不平等特權と英本國政府の後援によつて航行の公約を遵守せず、碼頭發着時に任意駛航して從來幾多の民船を轉覆せしめ生命財産に損害を及ぼしながら之に對して何等の誠意を示さざるは不都合なりといふ反英的空氣が漂つてゐた折柄、一

九二六年八月二十九日英船「萬流」が復又雲陽地方において故意（支那人はかく主張する）に木船十数隻を轉覆し人民數十名及官兵五六十名を溺死せしめ、小銃五六十挺、彈五千餘發、公金八萬五千餘元を失ふの損害を與へ乍ら、支那側（楊森）よりの抗議及要求に對して英國官憲が誠意ある回答を與へなかつたといふので、楊森の軍隊は八月三十日四川省萬縣において英船萬通號、萬淪號の二隻を扣留した。之に對して英國は直に軍艦 Cockchafer および Wilgen の二艦を同地に急航せしめ九月五日遂に發砲して幾人かの支那人を殺すに至り茲に激烈な反英帝國主義運動を卷起したのが即ち萬縣慘案である。

（註三）一九二七年一月三日漢口英租界境において支那人講演隊が同地駐屯英國兵の干渉を受け民衆が刺殺されたことに對して起つたのが所謂「一三慘案」の反英運動である。當時支那側の報導による「肇禍の真相」の一節には左の如く報じてある。

「民國十六年（一九二七年）一月一日二日三日、武漢各界は國民政府の武漢遷都と北伐戰勝を慶祝するため、黨部及中央政治學校宣傳員は祝賀を意義あらしむるために特に講演隊を組織して各重要なる方面で講演をやつた。所が三日午後三時、宣傳員數人が税關前の英租界と支那街の境にある碼頭空地において講演し、宣傳隊員が多數の聽衆を整理し秩序井然たるものであつたに拘らず、英租界當局は之を不穩なるものと認めて多數の水兵を上陸せしめ、壟據を頻り、機關銃を裝備し、儼然作戰の形勢を取つて赤手空拳の聽講民衆に對した。素より訓練ある民衆は一向驚きもしなかつたが英水兵は更に民衆を驅逐し始めた。群衆は水兵の意が排戦にあることを知つてゐたから皆支那區域に向つて退却した。然るに英兵の大隊は不法にも支那街區域内に侵入し拔刀して群衆を切り卷つた。當時海員工會員某は腹部を刺られて即死し、碼頭工會々員李大生は腹部を刺されて大腸露出生命危篤となり、市民方漢山は腰部を深く刺されて之亦生命危篤に陥つた。その他商工各界の聽衆にして殺傷されたる者總計三十餘名に達した。この慘狀を目撃した群衆は非常に憤激し、赤手空拳を以て英水兵と一戦を決するも敢て辭せざる形勢にあつたが、その時幸にも國民政府代表徐謙、蔣作賓、漢口特別市黨部代表李國璋、漢口市公安局長張篤倫ら現場に駆けつけ、民衆に向つて善後辦法を宣示したる上、此際一時の氣を忍んで重大の犠牲を免れよと力説したるため、群衆は深く之を諒とし漸次散去した。斯くして一劇の慘劇は甫めて終局を告げたのである」

該事件發生後武漢各界の民衆は非常に憤慨し、同夜諸團體は夫々緊急會議を召集して對策を討議したが、更に四日には民衆團體緊急代表大會を舉行し滿場一致を以て左の決議を可決した。

一、英國領事に向つて嚴重抗議を提出し、且つ英國領事をして七十二時間以内に下記條件に復答せしむるやう政府に要求すること。
（イ）英國政府は今次の同胞死傷の損失に對して須く賠償の責を負ふべきものとす。

- （ロ）英政府は直に肇禍兇手を中國政府に引渡し法に依て懲辦すること。
 - （ハ）英政府は直に漢口に碇泊する軍艦及英租界の鐵條網その他の作戰物を撤退すること。
 - （ニ）英政府は國民政府に向つて謝罪すること。
 - （ホ）英租界内の支那人は集會、結社、遊行、講演の絕對自由を有すること。
 - （ヘ）英租界の巡捕及義勇隊は一律に武裝を解除すること。
 - （ト）英租界は中國政府より軍警を派して之を管理すること。
- 二、同時に下記各項を自動辦理するやう政府に要求すること。
- （一）直に英租界を回收すること。
 - （二）直に海關を回收すること。
 - （三）直に英國汽船の中國内地航行権を取消すること。
 - （四）直に英人の在支領事裁判權を撤消すること。

三、若し英國領事が國民政府の提出條件を受入れざる時は民衆の手を以て英租界を封鎖し對英總罷工を實行すること。

四、對英經濟絶交を實行し、總商會より通告して英貨の賣買を嚴禁すること。

五、五日午後二時濟生三馬路において市民示威大會を召集し、遭難同胞を追悼し、對英辦法を討論すること。

六、全國、全世界に通電して慘案の真相を宣布すること。

七、武漢市民對英委員會を組織し、湖北省黨部、漢口特別市黨部、總工會、全省商聯會、漢口總商會、武昌總商會、省農民協會、省學聯會、省婦女協會、漢商協會、漢陽商會聯合會、律師公會、新聞界聯合會、農工商學聯合會等十五團體の代表を推して委員となすこと、同時にこの十五團體の代表は直に本聯席會より提出したる條件を口頭にて政府に陳述し、所期の目的達成に努力すること。

（註四）支那勞働階級が組織的武裝暴動によつて一種の政治闘争、即ち政權獲得得てふ最も劇烈な闘争形式へ初めて一步を印したのが三回に亘る有名な上海暴動である。

▲第一次暴動は一九二六年十月十六日浙江の夏超は孫傳芳の勢力稍失墜したるに乗じて獨立を宣布し正式に國民政府に合流する旨を宣言するや、上海の防備空虚にして暴動を起すには絶好の機會なりと見た武裝勞働者は十月二十日鈕永建の隊と急遽暴動の準備を進め、

二十四日早朝暴動実行の指令を發したのである。所が孫傳芳の勢力未だ全く消滅せず夏超は忽ち孫のために擊破（十月廿三日）されてその獨立は失敗に歸し、工人暴動も引續き失敗した。然し、當時上海各路商界聯合會が「上海の市政は上海市民及工商學界聯合總會の組織する市民公會に歸すべきものである」との政治宣言を發したのは自治運動の成果と見るべきものであつた。而して第一次暴動の失敗した原因と見られてゐる點は次の如くである。

- (イ) 共產黨は當時群衆を基礎とする根本的の準備がなかつたこと。
 - (ロ) 上海労働者の總同盟罷工に就ての組織的計劃を有せざりしこと。
 - (ハ) 紐永建の共產黨的力量微弱にして且つ暴動を統一する根本計劃のなかつたこと。
 - (ニ) 暴動を統一する指揮者のなかつたこと。
- この暴動後労働者の上には益々壓迫を加へられたのであるが、然かも彼等は着々第二の暴動準備を進め、翌年二月にその機會を捉へたのである。

▲第二次暴動 上海における群衆の自治運動は次第に發展し、十一月廿八日及十二月十二日（一九二六年）には群衆大會を召集して反對孫傳芳、反對奉魯軍（奉天山東軍）の空氣が非常に高漲し、翌一九二七年二月十七日北伐軍は杭州を占領し、同十八日には一部北伐軍は嘉興に進んだ。此間上海においては工部局（公共租界工部局）の行動は總て英國の意圖に出たものと思はれてゐた。當局が工會を閉鎖し、多數労働者を逮捕し、輿論（？）を壓迫し、新聞記者及市民を拘引したことが、甚しく彼等を憤激せしめ、上海群衆の指導者たる上海總工會は二月十九日遂に總同盟罷工を實行すべしと左記の命令を發した。

「總同盟罷工令……」

全上海工友們！民衆革命勢力日強、北伐軍戰爭勝利、軍閥孫傳芳抵抗失敗、惟有由民衆起而行動、以推翻軍閥勢力。本總會特宣言全上海總同盟罷工、以完全消滅軍閥殘餘、表現革命民衆權力。令到之時、即刻行動、全體工友總罷工。罷工之後、須有組織的有秩序的總罷工會指揮、無復工命令、不得復工！切々此令！罷工響應北伐軍！罷工打倒孫傳芳！民衆政權萬歲！工人自由萬歲！工人團結萬歲！二月十九日、上海總工會」

右指令と同時に上海労働階級の政治並に經濟上の最低要求條件十七項を含む宣言を發し、爾來罷工形勢日に擴大した。而して罷工第四日目は共產黨と國民黨及労働者市民群衆との共同組織にて上海市民臨時革命委員會なるもの成立したけれども、彼等の闘争たるや所

謂争の突撃であつたため、闘争の繼續は徒に犠牲を大ならしむるのみで成功の望みなきにより、總工會は「二月二十四日午後一時より一律に復工すべし」との復工命令を發した。但し復工は「退讓に因て復工するものに非ずして更に大なる闘争を準備せむがために復工するものである」との理由でなされたものであつた。

▲第三次暴動 上海無産階級は前二回の暴動によつて軍閥の空前的な△△△△に〇〇を蒙り乍らも共產黨の指導下に着々新暴動の組織的準備を繼續してゐたが、共產黨は杭州方面の北伐軍が松江に到り、南京方面の北伐軍が常州に到着するを俟て總同盟罷工と武裝暴動を決定することに決定してゐた。折柄三月二十日（一九二七年）夕、國民革命軍は上海郊外の龍華を占領した。但し革命軍は豫め上海租界内の帝國主義武裝（各國駐屯軍を指す）との衝突を避くるため上海を攻撃すべからずとの命令を受けてゐたのである。だが工人側においては己に孫傳芳に代つて上海にゐた張宗昌を驅逐して上海の統治を無産獨裁下に置くための暴動準備が出来てゐた爲めに、上海總工會は三月二十一日總罷工命令を發し、同日正午より上海の各工場、各種機關、大小商店、銀行、停車場、碼頭等の労働者は全部一齊に罷業した。かくて労働者は夫々指定の集合地に集合、南市、虹口、浦東、吳淞、滬東、滬西、閘北の七區に分れて各少數の武裝糾察隊を先導に警察、兵營、軍隊駐在所に對して行動を開始したが、この闘争は支那労働者の最初の革命的市街戦であつたのである。彼等労働群衆は「吾人今次の暴動はマルクス及レーニンが教へた理論の實行である」といふ上海總工會指導者の宣言を遂つて行動した。即ち鐵道は截斷され、電話局は占領され、電燈線は斷たれ、水道は斷たれ、全市は銃聲と革命の喊聲に滿された。かくて各方面とも時を同うして全警察の攻撃を完了したる後、最後に閘北二十餘ヶ處に残つた直魯軍との戦闘に集中され二晝夜半に亘り雙方對峙したが、二十二日午後六時自崇禪軍の先鋒部隊到着によつて直魯軍を一掃し、上海市民政府が組織され、爰に第三次暴動は民衆の爆竹裡に成功したのである。

二項 南昌八七會議

一九二七年七月武漢反動の後、支那の革命運動は南昌において一頓挫を來したけれども、一面においては農民大衆と都市貧民階級との無産聯合は一層密接となり、その指導的基礎も次第に鞏固となつた。武漢反動の直後同地の労働者は總同盟罷業を以て汪兆銘の反動政府が工會及民衆團體の改組をなさんとするに反抗しつゝあつた折柄、七月三十一日武漢政府の軍警が漢口において車夫を銃殺したのを動機として八月三日總罷工を宣布して反抗を表示すると共に、葉賀革命軍（葉

▲湖南省は當時支那における農民闘争中で最も激烈な省であつて馬夜事變（項末註参照）より秋收暴動に至つて、その運動は全く白熱化するに至つた。一九二七年九月三十日出版の「中央通訊」第六期湖南報告は當時の情形を次の如く報道してゐる。

「暴動開始後未だ間もない九月八日より十二日迄の暴動において吾等は確に勝利であつた。吾らの軍隊（農民軍）の小銃は一倍以上に増加し、萍鄉では七百挺から一千二百挺に、安源では二千一百挺に達した。その他各種各様の武器を持つた農民軍は先づ平江、瀏陽、萍鄉、醴陵、株州等湖南省東部の重要都市を占據したが、この内、株州は南部の鐵道主要地方で、長沙を攻撃する上に重要な軍事的意義のある所である。而して僅かに小銃六十を有するに過ぎない農民軍に對して株州城内一營の兵は都て逃走し、十三日には早くも長沙に恐慌を起した。」

當時湖南では馬夜事變の直後とて農民協會の活動が群衆の腦裏に深く印象され、且つ唐生智の軍隊は大半安徽、湖北に在り手薄の際であつたから資産階級は時々農民協會より襲撃される危険中にあつた。乍然。當時中國共產黨湖南省委員中には機會主義派があり、終始農民大衆の發動に反對し、長沙の勞働闘争を指導せず、更に九月十六日の長沙暴動を取消すが如き態度に出た。ゆゑ湖南秋收農民暴動は完全に失敗した。

▲湖北は農民運動は湖南省におけるその如く發展はしてゐなかつたが、それでも一九二七年五月六月頃には、湖北全省の農民協會は已に二百八十四萬二千餘名に達してゐた。同年七月武漢反動直後の勞働罷工によつて湖北省の農民暴動も亦開始されたのである。時恰も湖北の政治及經濟の狀況が動搖しつゝあつた際とて、八月に入るや省南の蒲圻、咸寧、嘉魚、通城、通山、崇陽等の諸地方に農民の武裝騒動が頻發し、一時諸方の都市で彼等の手に占領されたのもあつた。省北部方面においては共產黨員張兆豐の軍隊が最も活動したけれども、同地方の黨部は群衆動員に力を致さず農民の租税並に封建的統治反對を指導する具體手段を執らず、漫然傍觀の態度を持し、加ふるに張兆豐が農民の敵とする樊鍾秀と聯絡して方振武の軍事投機的計劃に反對した如き機會主義の態度を執つた爲め、その影響を受けて湖北の秋收暴動も亦失敗に歸した。

▲廣東省は廣東は支那で最も早く農民運動を開始した省である。殊に東江の海陸、海豐兩縣は比較的長き農民闘争の歴史

を有する地方であつて、同地方の農民は反動勢力の嚴重なる壓迫下に在つたにも拘らず、而かもその闘争を停止せず一九二七年四月十五日以後殆んど寧日なく積極的反抗を繼續し來つた。例へば富豪や地主を殺戮し、反動勢力の一切の交通行政を破壊し、捐金に抗し、租税に抗する等々の如きがその日常の闘争であつた。而して農民革命意識の高漲、反動統治勢力の動搖と富豪地主階級の危懼とは竟に暴動をして急遽なる爆發をなさしめたのである。

農民暴動の開始されたのは一九二七年十月三十日である。當時賀龍、葉挺、朱德らの統率する赤色軍は國民黨政府軍の配備及ばざる江西省邊境に侵入して行々民衆を糾合しつゝ勢力を加へ、更に廣東、福建に入りバルチザン式戦法を以て所々に轉戦し、九月下旬には廣東省の海港都市たる汕頭を一時占領するなど、果敢敏捷の活動をつゞけてゐた。一方彭湃ら共產黨員は東江一帯に潜行運動を行ひ各所に農民暴動を指導してゐたが、十月三十日遂に前記の海陸豐地方に一大農民一揆を發生せしめ、賀葉赤軍の一部の來援によつて十一月一日には早くも海豐を占領し、續いて陸豐、碣石、捷城も亦農民軍の手に入つた。此外、廣東省瓊崖にも農民闘争發生した。かくて支那における共產黨の最初のサウエー政府が出現したのであつて、此意味から、海陸豐の農民暴動は支那共產運動史上頗る意義あるものである。

四項 海陸豐サウエーの樹立

一九二七年十月三十日暴動を開始した海陸、海豐兩縣の農民軍は紅軍の應援を得て十一月一日先づ海豐を占領し、引續き陸豐その他を陥れて同地方一帯に勝利の喊聲を擧ぐるや、直に地主の土地沒收並に分配、一切の債務關係の解消、各赤衛軍の組織勞農革命軍の編成、勞農兵サウエー政權の樹立等を實行して同十一月十七日支那最初のサウエー政府が實現した。

中國共產黨刊行の『海陸豐サウエー』は右政權樹立に關して次の如く記録してゐる。
「海陸豐サウエーは支那革命において數十萬農民自ら立つて土地××のスローガンを叫び、勞働者農民が自由なる政權を組織した最初である。この農民暴動は完全に革命的であり從來の日和見主義の餘毒を完全に消滅せしめた。……十一月十七日海豐においてサウエー大會が開かれ、之に出席せる勞農代表三百は勞農勢力を基礎とするサウエー政府

を成立せしめ東江各縣を統轄することゝなつた。

海陸豊サウエートはその後數ヶ月にして廣東政府軍の討伐によつて解消したが、一九二九年に第二次サウエートを組織し、爾來江西省の中央サウエート區に接して最も強固なるサウエート區域として將又支那サウエート發祥の地として重きをなし今日に及んでゐる。

(註)當時海陸豊サウエート政府主席に推されたのは中國共產黨中央政治局委員たる彭湃である。彭湃は一九二九年八月三十日上海において蔣介石のため捕へられて銃殺された。

三節 廣州サウエート政府

一項 廣東暴動

一、暴動前の情勢 一九二七年十月初、葉賀軍が潮州汕頭で失敗したる頃張發奎は汪精衛および廣東省内の一部資産階級と氣脈を通じ、李濟琛、黃紹雄及南京政府系資産階級驅逐策を講じつゝあつたが、十一月十七日の政變によつて彼らはその目的を達し、張發奎、黃琪翔、朱暉日らの軍閥は廣東の政權を握つた。張は之を「護黨運動」と自稱してゐたが、共黨側ではこれを「一般民衆を欺瞞するものであり、彼らの反動的な目的は勞農及共産黨に對して極度の壓迫を加へんとするにあるので、李濟琛の統治に比して優るとも劣ることなき殘虐的なものだ」として排斥した。果して汪精衛ら所謂左派の指導の下にある張黃政權は、省港罷工々人の權利を取消し、罷工工人を共同宿舍より逐出し、罷工委員會及其の共同食堂を封鎖すること等々を第一歩の政策となし、この政策に基いて多數の革命工人を逮捕し、徒手の示威群衆に對して銃撃を下令し、軍警及反革命的改組委員に工會々所を占領すべしと命令し、殊に共産黨は之を懲殺すべしとの特別命令を發布して甚しく共産黨の激怒を買つたのである。更に共産黨に言はしむれば、張發奎、黃琪翔らは帝國主義に對しては所謂「和平友好」なる標語をもつて特に親密を表示し、甚しきに至つては資産階級に對して英日貨の抵制を嚴禁したといふのである。張黃政權が軍警に命じてサ聯邦領事館の一部建物を強制的に占取し問題を惹起したのもこの當時である。一方廣東市

民は全省混戦の中にあつて空前の掠奪に遭ひ且つ正税の外に許多の苛捐雜税を強制され、全く民脂民膏悉く盡き果つるの狀態に陥り、爲めに財界は極度の恐慌に襲はれ、鈔票は暴落し、物價は高騰して市民の經濟生活は日に崩潰し行くといふ有様で、張黃政權は一般市民からも歓迎さなかつたやうである。そして共産黨は之を以て「汪精衛張發奎らの勞働民衆欺瞞政策は完全に失敗した」と稱するのだ。

此間共産黨は如何なる方法を講じてゐたかと云ふに、廣東政府の共産黨彈壓益々峻烈の度を加へつゝあつた中にも潜行的活動を繼續し、その指導者は中國共産黨南方局及廣州委員會を根據として廣東における急進左翼勞働者を指導し、暴動の機會を待つてゐたのである。

二、暴動の決定と準備 一九二七年十一月二十六日、中國共産黨廣東省委員會は同十八日附中央委員會の指令によつて暴動問題を討議した。當日暴動の政策を進めることに一致決議したけれども、暴動決行の時期は暫らく未決定とし、先づ赤衛軍の組織、最高速度の兵士運動、サウエートの組織を開始することとした。かくて十二月初旬には形勢甚だ重大化したのである。即ち李濟琛と黃紹雄は積極的に反攻の準備を整へ、陳濟棠は東江に在て張黃(張發奎黃琪翔)に反對して獨立を宣言したるに對し、張黃は防戦のためその軍隊を西北江に派兵せなければならぬ。張黃軍が西北三江に出動すれば廣東に残る兵力は僅に保安隊千人、教導團一團、暫衛團一團のみで殆んど空虚となり、この國民黨軍伐間の内部抗争は共産黨の暴動舉事にとつて絶好の機會を與へたのであつた。

廣東は會て國民黨と共産黨との合同革命政權の統治下にあつた時代にボローヂン等の共産主義幹部が怪腕を振つて支那赤化の基礎工作を遂げた所だけあつて、由來最も赤色濃厚な地であるが、一九二七年秋季、南方各地に既説の如く勞農の革命氣運高漲し農民暴動頻發したのを動機に廣東の各勞働團體の行動は著しく積極化し、十月より十一月に亘り大小の勞働争議を發生せしめ數次示威運動を行ふに至つた。之に對し、張發奎らの國民黨政權(此點では李濟琛も黃紹雄も全然張と一致してゐた)は工人を逮捕銃殺し、省港罷工委員會や工人糾察隊を解散せしむる等、無謀の彈壓を加へたため、共産黨廣東省委員會は汪精衛の密令により之ら國民黨軍閥が執つゝある反革命行動の真相を指摘公開し爰に勞働運動は益々尖鋭化した。加ふるに廣東國民黨軍教導團の全兵士は政府の暴政に反對し、勞働團體と提携するに及び十二月上旬廣州の

危機は正に爆發の寸前に迫るに至つた。折柄政府は密かに教導團の武装解除、共產黨員の徹底的逮捕を断行し以て赤化の禍根を一掃せんとしたが、之を探知した共產黨省委員会は一日の機先を制して十二月十一日遂に暴動の火蓋を切つた。而して暴動の直接準備と組織を概別すれば次の如くである。

(一) 暴動確定の總政綱

(二) 暴動の軍事上の準備

(三) 廣州サウエートの組織

(四) 赤色工會を通じて労働大衆を動員すること

(五) 兵士中に急進的工作をなすこと

(六) 農民中の準備と聯絡

十一月二十六日、共產黨省委員会は暴動コースを労働大衆に示したが、その中には次の如きものがある。

『直に一切の政治犯を釋放する、労働民衆の集會、結社、言論、出版、罷工の絶對自由を獲得する。一切の工會所は工人に歸還する。一切の工賊走狗と改組委員を〇〇せよ。直に省港罷工工人の權利を恢復せよ。失業工人を救済し、一切の工資を引上げる。工人は生産を監督し、資産階級の××××として労働民衆の〇〇〇〇〇〇し、大資産階級の△△△△△△貧民を救済する。土地は農民に歸せしめる。土豪劣紳地主を××せよ。兵士の生活を改良し軍人の手當を二十元を増加する。革命兵士委員會を組織して軍閥戦争に反對する。兵士委員會は軍費の收支を監督する。國民黨を打倒し、張發奎、黃琪翔、李濟琛、黃紹雄その他一切の軍閥を打倒し、一切の白色恐怖分子を△△せよ。労働兵聯合萬歲労働兵代表會議政權萬歲、打倒帝國主義中國民衆及サウエート聯合萬歲、全世界無産階級および被壓迫民族よ聯合して起て』。

軍事的準備に對しては共產黨省委員会は十一月二十六日下記の如き辦法を決定した。

總指揮機關として革命軍事委員會を組織し、暴動時の軍事技術的指導機關として參謀部を設ける。暴動の軍事方面における情形を見るに、黨員の總動員を行ひ、労働者二千人を以て赤衛隊を組織する。この赤衛隊は嚴密なる紀律を有し且つ

組織的に編成され、又訓練ある決死隊二連(省港罷工糾察隊一連と海員及車工人一連)を組織する。運輸工人および自動車隊を準備し且つ一切の運輸用具を準備して暴動時の用に充てる。秘密裡に出來得る限り多數の〇〇、×××、△△を準備する。かく武装したる工人赤衛隊及工人群衆は出來得るだけ多數の黨外労働者を赤衛軍に加入せしめ各々軍事的指揮の任務を負はねばならぬ。廣大なる通報機關を設け報告員をして毎日偵察したる敵情を黨部に報告せしめる。黨部及工會の革命兵士と下級將校の會議を毎日召集して暴動の詳細なる計劃に就て討論を行ふ。

以上の準備は極めて嚴密裡に進められたのであつて、暴動舉行の日はサウエート即ち労働代表會議で決定することゝしたが、このサウエート執行委員は労働代表會より十名、革命兵士會議より三名、市郊農民協會より三名(此三名中たゞ一名のみがサウエート工作に直接参加し得るものである)を夫々選出し、合計十六名から成るのである。但しこの外に共產黨代表の参加し得るのは勿論である。即ち暴動舉行の最後決定はこのサウエート會議を通過して定められるのである。次に軍隊中に働きかける工作としては先づ廣州駐屯軍中に影響を發生せしめることであるが、これは廣州市内に在る軍隊中には多數の赤化分子が細胞として働いてゐた關係上、工作は比較的容易に進んだけれども、市外及地方軍隊の赤化聯絡は餘り效を奏しなかつたやうである。廣州市内の教導團の如きは極めて多數の團員が既に共產黨の影響下にあつたので彼等は暴動中には重大な役割を演じた。教導團十二營の軍隊中その大部分は知識分子たる軍官學校の學生であつて、少數の反動派軍官を除く外は總てサウエート革命を一致謳歌する連中であつたといふ。更に廣州警備團兵士の大部分もサウエートの革命に賛成し暴動の一週間前、彼ら兵士(二百名)は會議(その中には黨外の兵士もあつた)を開き、「労働革命のため死を誓て奮闘することを一一致決する」といふ風に、前記共產黨の提示した要求、就中、失業労働者の救済、土地は農民と兵士に歸せしめる、打倒軍閥、一切の政權は労働兵サウエートに歸せしめる等の標語は甚しく労働兵大衆の熱狂的歓迎を受け暴動擁護を熱烈ならしめたらしい。

共產黨は對民衆宣傳には大に力を致したもので、當時その機關紙として最も利用されたものは「工農小報」と「紅旗」でその他許多の傳單がこれを手傳つた。例へば革命軍事委員會は暴動の前日印刷工會に會合してサウエート政府の命令と傳單を印刷したが、その命令、傳單及日報等の印刷数は七百萬部に達したといふことである。

三、十二月十一日の暴動 かくて廣東の暴動は十二月十一日（一九二七年）早朝より開始された。該暴動の様様について楊殷（註参照）はその後一九二八年十二月四日出版「紅旗」第三期號において「闘争中の迴憶」なる題下で次の如く述（その節）べてゐる。

（註）楊殷は當時廣州サウエート政府の人民衛清及革命委員であつたが、一九二九年八月三十日一海において彭湃と同時に蔣介石の手に捕へられ間もなく銃殺された。

「その日、教導團は先づ第一に營内の反動長官をやつゝけた上で労働者（以下工人と云ふ）の組織せる赤衛隊と手分して敵の軍機機關襲撃に向つた。砲兵團は敵方の重要部隊であつたが之を進攻する吾らの人数は百人に満たざる少数である而かも勇を奮つて敵前に迫つたところ、該團の兵士は直に銃砲その他の武器を投出して降伏を表示し、警衛隊や工人部隊の到着した時には某連長は無抵抗を言明し、早くも砲兵團問題は解決した。この時各兵士は工人赤衛隊と會合し、一隊は沙河より東山を経て廣九站（廣州九龍鐵道驛）を過ぎ八旗會館を攻撃し、一隊は惠愛東路より公安局及保安隊に向つて進攻、その他は分れて各警區に向つて進攻した。工人が八旗會館を襲撃する時には兵士が未だ到着してをらず、僅か十八歳の青年工人が七十餘名を指揮したのであるが、彼等の武器といへば炸彈三個、拳銃一挺、ピストル一挺を有する過ぎなかつた。先づ炸彈を投げたが炸裂せず而かも敵軍群起して反抗したるため正門から攻入ることが出来ず、工人は牆壁に身を寄せつゝ進み、徒手一部の軍器を奪取したる上、敵方内部よりの響應もあつて遂に攻略の目的を達した。それから堤に沿ふて海軍練習營や新編の二師を襲撃したが孰れも全く無抵抗で服従した。更に轉じて肇慶會館の二十五師に向つたが、こゝでは頑強に抵抗し輕機關銃の如き利器を以て吾隊伍を射撃したため工友十餘名は傷いた、然し都て身を顧みず奮戦した。

公安局は二路に分れて攻撃した。當保安隊は死力 抗をなし、總隊李某は自ら陣頭に立て指揮してゐたが工人隊の猛攻撃で李隊長は斃れ、保安隊は降つた、仍て同隊の武器全部を押収した。その時各路の工人隊は已に城内各區の攻撃に移つてゐたが、その他の製彈廠、電話局、政治分會、財政廳、市各機關等を相繼で占領され、西關七九十等の區も亦同日午後一時占領してしまつた。も早餘す所はたゞ文德路の四軍々部、太平沙の軍器貯藏處、潮州會館の二十六師部の數ヶ所に過ぎない。だが闘争の最も烈しかったのも亦以上の數ヶ所で、殊に激烈を極めたのは四軍部の攻撃であつた。彼我對峙して

十二日に入り、大小數十回の衝突をなし砲聲段々夜を徹して絶えずと云ふ有様であつたから死傷者も多かつたが、工人隊は死力を盡して攻めたため敵は一步も衙門外に出ることを得なかつた。この間、鐵路工人隊は三路車站（停車場）を奪取し、廣九工人隊は更に農民と聯合して鐵道沿線の敵を追撃、十二日正午、近郊の農民は更に多數來會して共同作戰した。同午後一時約一團の敵軍觀音山を下つて突如第一公園馬路に現はれ二方面から吾らの總指揮部を猛攻撃したが、當時第一公園の省長公署は既に赤衛總部となつてをり、そこにあつた約百餘人の工人銃隊は直に之に應戦、同時に五十餘人の車夫隊の來援あり、公安局方面の工人兵士隊も殺到して來援したので、敵は退却し始め吾らは觀音山を復び奪つた。十二日午後九時、教導團全部は武裝を備え沙河占領に力を集中すべく花縣に向つて進撃したが、黃埔にある一部の武裝戰士も亦十三日到着したため相携へて沙河に向つて進發した、此時廣州には僅かに三千の武裝工人隊のみであつたけれども、一步も退かず何れも死を誓つて能く敵を斃した。

十三日朝八時、敵は已に四面を包圍した、即ち東は中流砥柱より河を過て東關の廣九車站に至る地點を攻撃し、石龍方面の敵軍約一團は廣九線石牌驛に沿ふて東門に向つて進攻、北路の約二團は、一は觀音山より第一公園に向つて進み、他の一路は黃沙驛を奪つて西關に進軍したのである。別隊は更に河南より隊を分ちて海を渡り、其一路は白鷺潭より帝國主義軍艦の掩護の下に海を渡つて黃沙に入り北路の敵軍と會合し、一路は反動海軍の掩護によつて石公祠に登岸、他の一路は東關より登岸して東路軍と合隊した。當時暴動軍においては、夫々方面を分つて之に應戦し、東路は沈某なる者二百餘名の労働軍を率ゐて對抗、死傷者百以上に及んだが屈せず前進を続け遂に敵は退却の止むなきに至つた。西路は太平南路において僅々一百餘名の少数を以て六百の敵を撃退し大新公司の堤まで追撃した折柄、石公祠の敵は機關銃を以て後方より猛射したるため労働軍の死傷五六十人に達し、尙太平南路を死守してゐた所、附近一帶の家屋内にあつた反動分子は窓口より狙撃したるにより更に數十人の工人は斃れ生存する者僅かに二十餘名が西瓜園を死守したのである。その他維新路觀音山、廣九車站、東堤等の諸地においても闘争は異常に劇烈を極め、敵をして一時一步も進展せしめなかつたが、十三日の午後三時過ぎに至るや敵軍續々増援し來るに對し工人隊は彈藥盡き、サウエートの所在地たる公安局も激烈な闘争の後放棄の已むなきに至り、午後五時全く進退兩難の窮地に陥り茲に工人隊は殆んど斃殺に近き大敗を招き廣州暴動は悲惨

なる失敗に終つた。云々」

四、雙方の武力と暴動失敗の原因 十一日に勃發した赤色暴動において労働者赤衛隊（七隊）を指揮したのは共產黨員の張太雷（註参照）であるが、當時廣州市内における國民政府軍と暴動團の武力は如何なる對照を示してゐたかと云ふに紅軍總司令葉挺の報告によれば左の如きものである。

▲サウエート側

一、労働者赤衛隊 約 三、〇〇〇名 最初小銃五十、後に武器奪取により増加す

二、教導團一聯隊 約 一、二〇〇名（武裝）

三、軍機局守備兵 一中隊及黃埔特務兵二中隊、外若干、但し之等は暴動に参加せず

▲國民政府側

一、新編第二師 一ヶ聯隊 約 八〇〇名

二、同 第三師 一ヶ聯隊 約 六〇〇名

三、砲兵聯隊 約五〇〇名 四、歩兵聯隊 約 六〇〇名

五、兵工廠守備兵 一ヶ大隊 六、第四軍警衛聯隊 二大隊

七、警察隊武器 約一千挺

八、機械工會（反共產派組合）小銃 一〇〇挺

九、別に廣州隣接地たる河南に二聯隊、黃埔軍官學校に學生約千名あり。

即ちサウエート側は人員約四千二百人で、武器としては最初千二百餘の小銃、手榴彈十、炸裂彈二百、ピストル若干に過ぎず、暴動開始後に銃器の奪取により相當武裝を擴充した、又政府軍の機關銃三十、砲三十門餘を奪つたが、これら有力な武器は數丁の機關銃の外は殆んど威力を發するまでには使用されなかつたもの如くである。労働者の多くは棍棒鐵棒を武器とせるもの如く、この點について晨報は「市中は頭に赤布を巻いた武裝せる労働者農民又は鋤鍬を武器として持つ農民等を見るのみ」と報じてゐる。而して暴動勃發が傳へらるゝと共に近接農村の赤化分子は彼らの唯一の武器たる

鋤鍬を手にして續々廣州に入り赤色暴動團に参加したのである。又サウエート側は該暴動の失敗原因を軍事的その他から見て次の如く記録してゐる。

一、下級幹部不足のため二千餘の捕虜を再編成することが不可能であるつたこと

二、教導團兵士および赤衛隊は市街戦に關する訓練なく防塞を築くことすら困難であつたこと

三、労働者は殆んど武器の用法を知らず、先づ射撃から教へなければならなかつたこと

四、大砲二十四門、機關銃二十餘の中使用されたものは稀であつたこと

五、基礎的準備の不充分、即ち廣汎なる社會的基礎を動員し得なかつたこと

六、廣州以外の各地との聯絡が保ち得なかつたこと

七、サウエート樹立後のブルジョア勢力に對する壓迫手段並に經濟機關管理に徹底を缺いたこと

八、外國帝國主義（主として英國）が政府軍に有力なる武力的援助を與へたこと

かくして廣州暴動は三日にして失敗したが、鎮定後の廣州は慘狀を極め、市の中心地は兵火のため焦土と化し市街戦に墮れた幾千の暴動者の死骸は全市の街上に累々として横はつてゐた。而して國民政府は全市の労働者、學生を暴動参加者と見做して處刑し、數日の間に幾千の市民を殺戮したのである。

（註）張太雷は廣州サウエート政府樹立せらるゝや執行委員に擧げられ、陸海軍委員となり政府主席代理として赤色勢力の中心であつたが、十二日午後十二時（十二月）西瓜圃に開かれたる労働兵大會よりの歸途、惠愛街において市街戦の渦中に入りたる際流彈のため不慮の死を遂げた。

二項 サウエート政府の樹立

赤色暴動勃發後數時間にして暴動團は廣州全市の政府機關を占領し全市赤色勢力の手に陥るや、豫て準備されてゐたサウエート政府樹立を決定するための廣東労働兵代表會議の成立を十二月十一日午後八時宣言し、茲にサウエート政府は組織された。右政府委員の役割及面振は次の如くである。

主席 蘇兆徵（代理張太雷）（註参照）

内務委員	黃平
勞働委員	周文雍
土地委員	彭湃
司法委員	陳郁
經濟委員	何來
陸海軍委員	張太雷
反動剿滅委員	楊殷
總司令	葉挺
總參謀	徐光英
秘書長	饒太英

(註) 政府主席蘇兆徵は中國共産黨の中央政治委員であつて平民行政委員會主席を兼ね、一九二五年の廣東香港罷工には領袖として活動したものであるが、一九二九年二月二十日劇務過勞のため上海で病死した。

廣州サウエート政權樹立問題は既に南昌八七會議で決定されてゐたもので、大體の樹立工作は右會議の策定通りに取進められたものである。而してサ政府樹立後共産黨の任務は先づ(一)サウエート政權の組織、(二)サウエート政權の擁護(三)サウエート政策の實行、(四)反革命分子の剿滅、(五)海陸豊との聯絡を開き農民暴動と勝利區域とを相接せしめて革命基礎を建立すること等に重點を置いたのであつたが、サウエートの存在期間が僅々三日に満たざる短期間であつた爲め、實行されたものは皆無であつた。

更にこの外、平民行政委員會の宣言命令の發布、サ政權の成立宣布、革命的軍隊を組織し以て反革命勢力を消滅するの辦法といふ三任務に至つては、平民行政委員會は暴動最初の勝利と共に直に政府の職權行使を開始し、廣州サウエートの決定した一切の命令及宣言を公布したのである。即ちサ政府の第一着に行つたのは支那勞農兵大衆並に世界無産階級に告ぐるの宣言發表であつた。

サ政府革命軍事委員會は、一切の革命軍を指揮し、サウエートの廣州保全に力め、軍器、軍費及食糧を支配する。而してサ政府の主要任務の一は海陸豊の經驗を根據として正式の革命軍隊を建立し、工人赤衛隊を基本に國民黨軍隊中の嶺返り兵士、釋放された政治犯及志願して軍に投じた勞農民等を以て勞農革命軍を組織することであつた。かくして新に成立した紅軍の一半以上は勞農民であつたが、この勞農革命軍の連長(五連を以て一營とす)排長(三排を以て一連とす)および營長(二營を以て一縱隊とす)の大部は銃を使用し得る普通工人であつた。反動的雇傭軍隊の制度は完全に取消され代ふるに志願兵制度を以てした。軍隊の一切の需要に對しては全然集團的供給制度(衣食住)を採用したけれども、サ政府存在期間中、下は兵卒より上は最高長官に至るまで、總て何等の手當を受けず、革命軍事委員會が資本家より沒收した種々なる物品や食糧を供給されたのみである。尙ほ軍事方面その他に關して共産黨は左の如く説明してゐる。

『新組織の紅軍は能く眞正の革命的、無産階級的紀律を嚴守し且つ黨員及會員の組織的習性を好く守つた、そして廣州の勞働階級は革命軍官同志の指導並に兵士同志の補助の下に軍事の學習をなし、銃槍から機關銃、裝甲車、追撃砲などの如き現代的軍事機械の使用法を學んだのである。右は急場の用に立つことを目的として速成的に教へ且つ文書及口頭を以てする政治的宣傳工作をも併せて一通りの知識を與へたもので、甚しきに至つては軍事捕虜即ち武裝を解除された國民黨軍隊中にも相當宣傳工作に好成績を挙げた者もあり、自ら願て赤軍に加入した幾百の兵士や將校などは何れも革命のため一路奮進し最後まで革命に背叛する行動を執つた者は一人もなかつた。』

サウエート政府の肅清を目的とする反革命委員會は反革命派分子の機關を殲滅するために、勞働者は眞正のボルシェヴィキ的精神を發揮して著名の裏切者、反動派警察の走狗、官僚、反革命派軍官の逮捕殲滅に努力し、資産階級軍閥の機關を消滅せしめ、警察を毀滅して徹底的に國民黨の軍隊を廣州から掃蕩すべく奮闘したのである。更に資本家の經濟巢穴たる中央銀行をも包圍占領したけれども惜むらくはその金庫を開くことが出來ず、爲めに許多の金錢を革命資金に使用し得なかつたのは遺憾であつた云々』

廣東サウエートは僅か三日(暴動發生より六十二時間)にして崩壊したのは前述の通りであるが、當時河南の李福林軍は英米軍艦の掩護の下に赤軍と激戦(十二日)し、一方廣西討伐のため肇慶方面に出動してゐた黃琪翔軍も外國軍艦の援

助の下に急遽廣州に輸送され、かくて政府軍は十三日廣州を回復するや、未曾有の白色テロルを開始し城内の放火虐殺の
數日を費したのである。

事件後廣州政治分會は自責の宣言を發し、更に國民政府は十四日サウエート・ロシアに向つて國交斷絶を宣言すると共に、全國的に白色テロルを命じ且つ廣東派軍人の處罰令並に汪兆銘らの查辦令を出した。仍て汪兆銘は十二月十七日窃かに上海を去りフランスに亡命したが黃琪翔も香港から同行した。その後廣西派は廣東討伐を開始し黃紹雄は廿五日三水に迫り、張發奎は惠州に退却續いて廣西軍は廿九日廣州に入り、一九二八年一月七日陳銘樞ら又惠州より張軍を追ひ更に長驅之を江西省内に追ひ込み、かくして廣東政府主席の地位は再び李濟琛に歸した。

三項 廣州サウエート政府の政策

共產黨は赤色暴動が廣州を風靡し政治犯人を釋放しつゝあつた頃には、一面において武力を以て作戰を指揮すると共に他面においては、平民行政委員會において労働階級及農民の政治經濟上の要求案なるものを具體的に進行して△△階級の復活を抑壓すべく活動してゐたので當時新に出版された共產黨機關紙「紅旗日報」を通じて幾多の命令を公布したが、その内容は何れも暴動を實行するための煽動的なものである。例へば工人階級に對する命令においては

- (イ) 八時間労働制を實行すること
 - (ロ) 手工業小企業の工人に對しては労働時間を規定すること
 - (ハ) 省港罷工工人の權利を恢復し且つ擴大すること
 - (ニ) 失業工人は國家より生活費を支給せらるゝこと
 - (ホ) 一切の工人は總て賃銀を増加せらるゝこと
- 農民に對して公布された命令の重點を摘記すれば次の如きものである。
- (一) 一切の土地は××となし完全に農民の耕作に歸せしむ
 - (二) 一切の地主豪紳を△△する

(三) 一切の租田契約及債務契約を○△する

(四) 一切の田界を××せしめ、各村各區には即日サウエート政權を樹立する

同時に全廣東および全支に通電し、廣東サ政府は全力を以て海陸豊の革命勝利を保障するものであつて、海陸豊暴動の領袖彭湃を廣州サ政府農業委員長に推すことを告げ、一般農民は海陸豊を模範として武装暴起し、暴動によつてサ政權及労働革命軍を樹立し組織せなければならぬと説いた。更に一般労働民衆および兵士に對して公布した命令の骨子は左の如くである。

▲一般労働民衆及無産大衆に對する布告

- 一、資産階級の○○○○○として貧民の住宅に給す
 - 二、資産階級の○○○○○を救済する
 - 三、貧民に對しては一切の税捐、家賃を免除し總ての債務を取消す
 - 四、全市の家屋は××に歸せしめ、一切の質屋を×××貧民の質物は無償にて返還する
- #### ▲兵士に對する布告
- (イ) 國有土地は兵士と失業人民に分給して自由耕作をなさしむ
 - (ロ) 各軍部隊中に兵士委員會及労働革命軍を組織すること

▲其他に關するもの

- 一、サウエート政府は中華全國總工會系統の下にある工會を唯一の工會組織として承認する
- 二、總ての反動工會は完全に解散せしめ、工會の會員は革命的赤色工會員たる者に限り加入せしむべし
- 三、資本家の走狗、工賊組織(國民黨工會の如き)白色工會の指導者及委員の剝滅を期すべし。但し白色工會の眞正の労働者會員は被搾取者なるを以て須く彼等と親密に提携し、以て○○○○○○サウエート政府を擁護すべし。

四項 暴動の政治的結果と歴史的意義

廣州のサ政權は三日にして消滅したけれども、該暴動の報が傳へられるや、支那各地の赤色勢力は之に刺戟されて一齊に活動を開始した、即ち國民政府の惡政に反抗する支那大衆の革命的氣運はこれによつて一段濃厚となり、廣東、福建、湖南、湖北、江西その他長江一帯の農民や上海、天津、漢口その他各重要都市の労働者らは漸次尖鋭なる一種の政治的革命意識ともいふべき觀念を抱くに至つた。従て廣州の暴動およびサ政權の出現はその存在期間が僅かに三日に過ぎずして失敗に終つたとは云へ、之は支那共產運動の政治的並に歴史的意義の點から見ても可なり重要な役割を演じたことになる。而して共産黨側が右暴動の結果を如何に評價したかを知ることが最も興味あることと思はれるが故に、華崗（恐らく假名であらう）なる一支那人共産主義者がその著「中國大革命史」中の一節において述べてゐるものゝ大要を以下譯出して參考に供する。

「廣州サウエートの存在期間は三日を出でずして反動勢力のために粉碎された。群衆は熱烈に英雄的闘争に参加したにも拘らず、彼等の革命事業を開展し得なかつたのは指導方面に幾多の錯誤があつたからである。乍然、之は決して廣州暴動の偉大なる意義を磨滅するものではない。帝國主義者は「廣州暴動はこれ全然盲動主義であり、絶對的軍事冒險」だと評するが、國際共産第六次大會では左の如く説いたのである、即ち

「大會は廣州暴動を盲動的企圖なりと見做すことは絶對に錯誤であると認める。廣州暴動は是れ支那革命の過度期における無産階級の英勇的退兵の一戦である。たゞその指導方面には甚大の錯誤はあつたけれども、然かもそれは新しきサウエート革命の過程において避け難いものと認めねばならぬ」

廣州暴動を通じて吾らの看取せる所のものは、軍閥の混戦を變じて勞農兵群衆の反軍閥戦争となし、革命と反革命との闘争となりたること、中國無産階級が農兵群衆を指導して帝國主義、富豪、地主等の資産階級との階級闘争に動員したること、反革命各派の聯合勢力が革命勢力に優りたるにも拘らず革命勢力が勝利を得たること等の諸點である。而して廣州暴動は失敗したりとは云へ尙左記の如き政治的結果及歴史的意義は決してそのために消滅するものではない。

（第一）被壓迫および列強×××と國內反動勢力の搾取を受ける民衆が、自己の力を以て壓迫者及搾取者の統治を覆し自己の政權を建設したことは世界歴史上初めてのことである。曾てレーニンは「殖民地國家内においてサウエート革命の

任務を進行することは第一次の實行が肝要である」と豫言してゐるが、廣州サウエート政權は三日を保持したに過ぎないけれども、それは決して紙上の空文に終つたものでなくして事實上において東方民衆の偉大なる力量と何種の政權が眞に彼等を解放し得るものであるかを如實に表現したものである。即ち廣州の勞農兵は自己の力を以て政權を争得し、全支の労働者や飢寒に迫られる農民や被壓迫兵士に向つて革命の必要を説き、彼等をしてサウエート革命の旗幟下に奮闘せしめたのである。

（第二）支那の新興的無産階級は廣州暴動に際して自己が眞に革命の領導者であることを表現した。労働階級はすべて困難なる闘争の中にあつて勇往邁進し、儼然として一般闘争群衆の先鋒隊となつた。上海暴動の際には支那無産階級はなほ國民黨と共同行動してゐたが、廣州暴動に於ては無産階級は己に一個の獨立した階級の力量を發揮して資産階級に反對し帝國主義と封建の遺物に反對し、労働民主專政のため、サウエート政權のために闘争した。廣州無産階級は己に人口百萬以上の都市にあつて政權を奪取し三日の間これを保持したことは、支那の革命が無産階級の領導下にあつて發展したことを全世界の面前に證明したものである。

（第三）廣州暴動は無産階級と農民とを結んで親密なる革命聯盟をなさしめ、以前都市労働群衆の補助を翹望した農民暴動は、今や労働暴動が却て先導的地位に立つやうになり、工人暴動の怒濤の中に農民と兵士の巨波が合流するに至つた。即ち政權を奪取した廣州暴動は無産階級が農民と兵士の革命勢力を能く指導したことを物語るのであつて、廣州サウエートの信用は之によつて全國の津々浦々まで行亘り、無産階級指導のサ政權の下にあつて甫めて〇〇を得られるものであるを知つた。そして廣州反動軍隊の一部兵士の如きは今後再び軍閥戦争の道具となつて民衆を△△するに忍びずと宣言して反動軍隊の紀律を破壊し始め、戈を逆にして資産階級軍閥に向つて進攻し、燦爛たる光明のサウエート旗幟下に走つて無産階級と提携したのである。

（第四）八七會議以前における中國共産黨の機會主義的指導は共産黨独自の政治的面目と主張を廣大なる勞農群衆の前に具現し得なかつたが、廣州暴動では事實上に共産黨の勞農兵指導の偉大なる力量を現はし、勞農兵解放のための政綱を提出し、勞農兵貧民は自己の政權を建立した。因て、全支の勞農兵群衆は能く廣州暴動を認識し共産黨こそ唯一の支那△△

進んで將來の方針を確立するための善後措置としてコミンテルン第六次全國大會をコミンテルン本部所在地たるモスクワにおいて開催せしめることとし、一九二八年七月同大會はモスクワに召集された。

右大會は支那問題に對して詳細な理論的批判を加へたる上、中國共產黨の當面の方針並に全般的方策を決したのである。今茲にブハーリンが同大會において述べた理論の一部を摘出すれば次の如くである。

「中國共產黨は周知の如く大なる失敗を演じたが、之はコミンテルンが支那革命に對して執つた指導戰術の誤謬に原因するものであるかと云ふに決して然うではない。實際には中國共產黨がブルジョアジーと提携したことは誤りであつたかも知れない、だが、眞剣に批判するならば茲にも決して誤謬はあるのではない。即ち眞の誤謬は戰術の方針の根本的規準にあるのではなくして、實際に執られたる政治的行動並に實踐的方面に在るのである。先づ中國革命の初期たる國民黨との協調の時期において「我々の不充分なる獨立性」と「國民黨に就ての不充分なる批判」とは第一の誤謬の因をなした。第二には中國共產黨の客觀的事情の變化、即ち一階段より他の階段への推移の無理解が誤りであつた云々」

コミンテルンは右の二つの論法を以て失敗の全責任を中國共產黨中央委員會の陳獨秀一派に負はして了したのである。而して當面の方針として右大會で決定されたものは、今後武装暴動によりサウエート政權を獲得すべき終局の目的のため大衆獲得を圖り、無謀なる命令主義、妄動主義を排することであつた（この決定は更に同年十月上海で開かれた中國共產黨擴大會議において承認された）。

（註）陳獨秀は八七會議以來共產黨に信望を失ひ黨から遠ざけられてゐたが、一九二八年初頭遂に彼及彼の一派は黨の機關から退出し、新にコミンテルンより指名された李立三は黨の領袖として彼に代つた。

新にコミンテルンより指名されて中國共產黨の領袖となつた李立三は第六次中國共產黨大會において新たな黨の活動方針を決定した、之が即ち世に知らるる李立三コース（後段に詳説する）である。

中國共產黨第六次大會はコミンテルン大會の直後上海に於て開催されたもの、如く、右大會の決議は政治組織問題、サウエート政府組織問題、宣傳問題、軍事工作、土地問題、工人問題、共產青年運動、婦女運動等の諸項に關するもので、殊に重心を労働運勞に置いた。又サウエート政權樹立に關する決議はその後のサウエート區域の直接基礎をなすものである。

而して大會はコミンテルン第六次大會の決議を遵奉して陳獨秀一派の舊幹部を徹底的に批難し、その決議中にも

「今日まで現はれた凡ゆる障礙は未だ支那革命の失敗を不可避的なものと決定するものではない、失敗の原因は當時の黨指導者が採つた日和見主義的政策に求むべきであると思惟す云々」

と論じてゐる。かくして大會は右の理由により今後黨は一層至難なるコースを餘儀なくされたと言き、その決議には「中國共產黨の領導した支那労働運動の最初の活動は労働大衆の敗北とその革命的組織の衰弱、労働前衛隊の大部分の死滅を以て終つた。而して現在の情勢の特徴は、支那民衆の廣汎なる大衆の間に革命的氣勢の高騰なきことである云々」

右の如く述べてゐるのである。

更に當面の必要に應ずべき適宜の政策に就ては同大會は次の如く目標を立てた、
「革命的労働組合及農村組合確立のため組織活動を最高度に適應して大衆獲得の闘争を無謀なる命令主義、妄動主義を排して實行すること」

即ち終局の目的のため大衆を獲得する闘争が第六次大會が唱導した黨の主要なる課題の一であつた。而してそれが實行上には妄動主義は排すべきであるとしたが、それは決して武装行動を放棄するといふ意味ではない事は、此點に就て大會が「妄動主義は排さなければならぬが、然し黨は武装蜂起の準備を放棄してはならない。要するに現在の情勢に鑑み黨は今日では武装蜂起の宣傳を以て甘んじ、之が實行には革命的情勢の高潮を待つこととせねばならぬ」

と結論してゐるのを見ても明かである。

要するに、廣州暴動後蔣介石は隆々と勢力を加へ間もなく全支を平定して滿洲軍閥と手を握るに及び國民黨は茲に封建的軍閥と化し、共產黨に對して嚴重なる白色恐怖を以て彈壓を加へ、各方面に有力なる討伐軍を派して赤色勢力の討伐を續けたのである。之に對し葉挺、賀龍、朱德らの共產軍はバルチザンの戦法を以て長江以南の僻地間を流動しつゝ勢力を養つてゐたのであるけれども、當時國民政府の禁令により赤化運動に關する新聞報道が路を絶つてゐた爲め、一九二八年は支那サウエート運動は表面全く影を潜めたかの觀を呈した。然し、共產黨の運動は第六次大會の決定方針により新方略をもつて潜行的に却て猛烈に行はれ、過去の經驗と訓練を基礎に次第に巧妙な活動を續けてゐたのである。そして

一九三〇年春には赤色勢力増大して既に江西、湖南方面に積極的進出の氣勢を示すに至つた。

尤も此間、共産黨としても、國民黨政府の討共軍に對して如何に抗争するか對外問題ばかりでなく、黨の内部關係においても可成りの迂餘曲折を経てゐる、殊に黨内問題で目立つたものは内訌の暴露したことであらう。即ち一九二九年五月、北滿ハルビンにおいて東支鐵道問題を圍つて奉天政府とサ聯邦政府との間に紛争を惹起した際、國民黨政府はその機を利用して全支に「赤色帝國主義打倒」を喧傳して反サ聯邦、反共産黨の氣勢を煽つたに對し、中國共産黨ではこの問題を中心として新中央派と陳獨秀派との對立から遂にその内訌を暴露するに至つたのである。陳獨秀派が正式に黨を脱退し、完全に絶縁したのはこの事件を動機とするもので、新中央派は一九二九年十一月十五日の會議の結果によつて陳獨秀を黨籍から除名した。之に對し陳は同年十二月十日附をもつて「全黨同志に告ぐる書」を發表して彼の態度を表明し且つその一節において左の如く罵倒した。即ち

「今回の中國革命失敗の責任はコミンテルンと中國共産黨中央が共に負はねばならぬものであるが、その中でもコミンテルンは大部分の責任を負ふべきである。然るにコミンテルンは無恥千萬にも飽くまで自己の錯誤を擁護し、之を舊中央に轉嫁してゐる。現在の新中央はスターリンの走狗である云々」。

二項 長沙事變とサウエートの樹立

廣州暴動以來専ら巧妙なる潜行運動によつて赤軍と周到な聯絡を保持して勢力増大した中國共産黨は、一九三〇年に入るや當時紅軍の勢力は己に兵力十餘萬に達し、サウエート區域は十一省に點在して二百餘縣、五、六千萬の人口を抱擁する状態となつたに鑑み、愈々積極的行動を執ることとし、中央委員會は同年二月中華全國總工會と圖つて全國サウエート區域代表大會の召集を先づ決定し、五月五日マルクス記念日を期して上海に大會準備會議を開催した。該會議には黨、各地總工會、サウエート區域等の代表五十七名出席して一般情勢、運動方針、指令などを討議し十二日閉會、次で同月三十日より上海（一説には江西省萬安とも云ふ）に全國サウエート區域代表大會が召集され四十九名の代表が參會した。同大會においては前記準備會議の決定に基き各種政策を決議し、同年十一月七日を期し中國サウエート中央政府を樹立するた

めの大會を開催する旨を決定し、更に紅軍の方略として擴大強化された兵力をもつて交通中心地および主要都市を攻略すべきことを指令した。

かくて密かに待機中なりし赤色勢力は一九三〇年七月上旬、蔣介石の南京政府軍が北方馮閻ら反蔣派聯合軍との對戰のため長江以南の兵備手薄となりたるに乗じ

赤軍第一集團軍 總司令 朱 德

同 第二集團軍 總司令 賀 龍

同 第三集團軍 總司令 彭 德懷

右の赤軍三團は李立三一派の指導下に湖南省の首都長沙攻略を實行することに決し、豫て湖南に侵入して長沙を窺ひつゝあつた彭德懷の軍隊約八千は七月二十六日先づ攻撃の火蓋を切り、二十七日夜長沙は紅軍の手に占領された。長沙を占領するや共産黨は紅軍と農工革命委員會の名に於てサウエート政府の樹立を宣言し、政府主席に李立三を推戴した。

長沙サウエートは先づ省政府及國民黨の機關を破壊し、政府要人や富豪の財産沒收（富豪約三百人は軍費徵發を拒否して殺害された）、經濟機關の管理等を斷行し、更に日、英、米等の外國公私機關を襲撃して破壊放火するなどの暴行をしたのである。長沙サウエートは八月七日まで存続して再び潰滅した。當時（七月三十日附）全國サウエート代表大會中央準備委員會は長沙占領に當り紅軍に祝電を送つてその偉大なる功績を賞讃し更に一層奮闘すべきを激勵した、即ち該祝電の内容は次の如くである。

「紅軍の英雄的戰士同志よ！諸君は歴史的に全國サウエート區域代表大會の決議を實行し、猛烈に中心都市、交通要道に向て發展擴大し、二ヶ月以來飛躍的に猛進し、次第に大冶、黄石港、岳州城、陸陵を占領し、長江及奥漢路の要道を斷絶し、本月二十七日湖南の勞働兵若（若は苦力のこと）大衆を聯合して長沙に攻下し、完全に敵人の主力隊伍を撃滅し、帝國主義を驅逐して一切の企業財産を△△し、湖南サウエート政府を建立し、紅軍の偉大なる任務を實現した。この偉大なる英雄的闘争の勝利は更に全國勞働兵苦難を興奮せしめ△△△△を準備して軍閥戦争を消滅し全國サウエート政權を建立するための勇氣を倍加した。同時に帝國主義、國民黨、地主、資産階級の統治を崩壊し、改組派と取消派（註：陳獨秀派を取消派と云ふ）の假面具を破つて統治階級に重大な打撃を與へたことは實に全國を驚動せしめたるのみならず全世界をも震動せしめた。本會は茲に全國革命群衆の全體動員を號召して一致敵に向て猛攻し、我が英雄

的戦士の既得の勝利を保障し、武漢を以て中心とする一省或は數省の首先的勝利乃至全國的勝利を力争せんとするものである。茲に特に全國勞農兵苦大衆を代表して諸君を慰勞し、諸君の勝利を慶祝し、繼續奮闘して堅決的に進攻し、革命に敬願致せんことを望む。

李立三を主席として出現した長沙サウエートは、その樹立を同時に、土地法令、勞働法並に郷區縣サウエート組織法を發布し、更に世界の視線が共産軍の長沙占領に注がれ、支那無産階級の注意が再び共産黨の活動に注がれるに至つた潮合を見て、猛烈なる宣傳を行ひ以て支那無産大衆の革命氣運を高潮せしめたのである。

三項 長沙サウエートの崩壊

紅軍の攻撃開始當時長沙は湖南省政府主席何健の兵力二ヶ師をもつて警備されてゐたが、紅軍の攻撃と赤色便衣隊の擾亂によつて政府軍は忽ち潰走し、八月二日頃に至つて急派された多數應援軍の到着により甬めて勢を挽回し茲に長沙奪回攻撃に轉じた。この時、英、米、日等の軍艦は領事館、商館、教會などを襲撃破壊されたため政府軍を援けて紅軍を砲撃しかつて八月七日政府軍は總勢七萬の大軍を以て漸く長沙を奪回したのである。

共産黨の長沙放棄は過去數次の苦き經驗と紅軍の充實及戰術の進歩により、廣東サウエートの失敗の際の如き打撃を受けずに行はれ、且つ長沙サウエートが一時的なりしとは云へ、その出現は廣東暴動以來久しく忘れられてゐた支那赤色勢力の脅威を世界に知らしめたこと並に之が動因となつて支那各地の紅軍の意氣を振興し、湖南、湖北、江西その他長江一帯各地に紅軍を進撃せしめ、國民政府に赤化の脅威を感じしめたことは長沙暴動が決して無意でなかつたことを立證するものだと共産黨では解釋するが、その結果において共産黨は五千の犠牲者を出し（内二千名は銃殺された）たことは正に廣州暴動の失敗を繰返したものであるのは蔽ふべからざる事實であつて、長沙サウエートの失敗の結果、該事變を指導した李立三がコミンテルンより譴責され、黨の中心勢力外に驅逐されたことから見ても、共産黨それ自身としても長沙攻撃が無謀の暴舉であつたと批判したことを知り得るのである。

長沙事變に對しコミンテルンは紅軍の長沙占領は明かに失敗なりと断定しその責任者たる李立三は廣東暴動における陳獨秀と同様、コミンテルンより手厳しく譴責された、即ち之が李立三コースの批判問題として有名なものである。

之より異、即ち長沙事變勃發の直前たる一九三〇年七月二十三日附を以てコミンテルンは支那の革命勢力がサ區域の擴大と紅軍の發展と共に増大したるを見て、無謀なる妄動により折角伸展しつゝある活動を頓挫せしむることなきやう自重すべき旨中國共産黨に向つて警告を與へた、即ち該指令には

「現在の如き深刻なる危機と階級的矛盾の激烈なる時に際しては、個別的に行動することは必ず失敗に終るものなるが故に、須く大衆的に行動すべきである。黨の目前の任務は近き將來において迎へねばならぬ決戦の準備に對して充分力量を集中しなければならぬ云々」

と、それとなく暴舉を戒めたのであつた。

然るにその直後に李立三指導の長沙占領と失敗が演じられたのである。仍て中國共産黨は前記コミンテルンの指令の手前、長沙事件の批判をしなければならぬ事となり、一九三〇年九月第三次中央執行委員會全體會議を開催し、李立三コースの批判を行つた、而してその結果該コースに就て一應の錯誤を認めたが、概して調和的の態度を執つたものであつた。然るところ、その後長沙事件を知つたコミンテルンは對支コースを變更するの必要なるを感じ、十一月再び中國共産黨中央委員會に向つて指令と批判を發した。この指令と批判においてコミンテルンは李立三を徹底的にこき下したる上、反ボルシェヴィキトロツキー主義者として嚴重に彼の退却を強要したのである。今右指令と批判の概要を摘記すれば次の如くである。

「第一に李立三は國內革命運動發展の不均等を知らない。第二に工人運動は高漲してゐるといふが、之は大都會だけであつて到底農民運動に比すべくもない。第三には彼は支那における帝國主義勢力の偉大なる作用を閉却してゐる。要するに李立三は總てを自己の解釋によつて誇大に見積つてゐるのである。殊に彼の革命武力に就ての過當なる計算は驚嘆の外なきものだ、即ち彼は眞の革命形勢に對する知識を全く缺いてゐたのであつた。彼は反ボルシェヴィキ主義、トロツキー主義であつて、現實の任務を實行せず、幻想のみに耽つてゐるものである云々」

更にコミンテルンはその後モスクワに招致（一九三〇年十二月頃だつたと思ふ）し、彼を中心として執行委員幹部會を開き、その席上でも徹底的に李立三コースを糾弾し、李自身の謝罪的釋明を強要した。この會議は更に新コースに入らん

とする中国共産黨とその指導者たるコミンテルンの直接合議を行つた重要な會議である。乃ち同會議に出席した中国共産黨中央委員は直に會議の決議を齎して歸國し、新中央の首班として一九三一年一月、第三次中央執行委員會全體會議を開催し、コミンテルンの方針へと轉向した。即ち同會議において議決されたものは要するにコミンテルンの指令と批判を敷衍したに過ぎないので、之に依つてその後の共産黨幹部の意向並に活動の基準が定められた譯である。

かく李立三は退却せしめられ、彼のコースは排斥されたに拘らず、各地の黨部殊に北方の順直省黨部、滿洲地方黨部には今日と雖も依然李立三派なるものが存在して各派に對立してゐる、而して李立三派は中央幹部派と稱されてゐる。

その後李立三の中央幹部派は向忠發が實力者として李に代つたが、一九三一年七月向忠發が逮捕され銃殺されたため孤影落日の觀を呈するに至つた。

四項 李立三コースに對するコミンテルンの批判

一、長沙事件の錯誤を重大視す 長沙事件の失敗は李立三コースの錯誤に原因するものなりとしてコミンテルンは、一九三〇年十一月之に對して嚴重なる批判を加へ且つ李譴責の文書を中国共産黨に送附し、更に同年十二月張國燾、蔡和森らと共に立三をモスクワに招致して立三コース批判を主題とするコミンテルン執行委員會幹部會を開催したと既説の通りである。該幹部會における李立三コースに關する討議記録はその後一九三一年五月十日發行の中国共産黨機關誌「ボルシェヴィキ」第四卷第三期號に全文を譯載されたが、之は該機關誌が卷頭において「この討論は去年（一九三〇年）十二月開かれた。吾々はこの貴重なる文獻を接受したが、その翻譯と印刷に完全を期したるために多くの日子を費し、漸くにして今日黨の機關誌に發表することが出来たのである」と云つてゐる如く、共産黨として眞に貴重な文獻とされてゐるものであつて、局外研究者に取ても好個の資料となるものであるから、茲にその一端を掲げて參考に供することとした。

先づ討論の内容を紹介する前に右幹部會の批判が如何なる顔振によつて行はれたかを一覽するために、出席者名を列記（發言順）すれば左の如くである。

李 立 三 中国共産黨中央執行委員前宣傳部長

クチーモフ コミンテルン極東部員
マチーブル コミンテルン極東部員
張 國 燾 中国共産黨中央執行委員
サハロフ コミンテルン極東部員
蔡 和 森 中国共産黨中央執行委員
マヌリスキー コミンテルン執行委員會幹部會員
ペラクン コミンテルン執行委員會幹部會員、ドイツ共産黨員
クウシニン コミンテルン執行委員會幹部會員、フィンランド共産黨員
黄 平 中国共産黨員（當時モスクワ滞在中）
ピヤトニツキー コミンテルン執行委員會幹部會員

以下記す所の討議録を通讀するに、李立三の報告は徹頭徹尾自己の錯誤に對する陳謝であるに對し、他の列席者の批判は全く峻烈極まる追窮であつて、彼等は黨の最善と認める政策に反した錯誤に對しては厘毫の用捨も許さないこと、同じ支那人として同席した者と雖も李の錯誤を徹底的に批難論攻しその間些の妥協的態度なきことを看取し得るのである。即ちこの秋霜烈日的な所に共産黨の指導面目があるのであらうが、茲に吾人はコミンテルンが如何に支那問題を重大視し、如何に眞摯に支那赤化に努力を傾注しつゝあるかを、又如何に彼等が能く支那の動勢に通じてゐるかを知り得ると同時にかかる嚴格なる指導監督の下に訓練されて行く支那共産黨の將來の活動に對しては斷じて輕々看過し去るべきものでないことを痛感するのである。

二、李立三のコース報告（全文） 余は既に極東部の書面報告を讀み且つ極東部の教日間の討論にも參加した。余は極東部の一切の指示を凡て正確であると認めてゐる。

余の錯誤に關しては極東部の書面が已に具體的に充分説明してゐるから敢て繰返さない。唯余は余の錯誤を思想上の根源と歴史に就て分析して見たいと思ふ。極東部の討論に上つた批判は單に余自身に對する大きな教訓であつた而已ならず

争と國內戦争の過程があることを知らず、中國革命の發展は何處でも一樣であると考へてゐたのみで革命根據地の意義も臨時革命政府建立の意思も知らず、全國革命形勢が一樣であるから大工業及行政中心城市の××によつて〇〇〇〇が組織されるであらうと考へてゐた。こゝで吾々は赤軍を鞏固にする意義を知らず眞の階級の赤軍を創造することを知らずして只赤軍の不斷の進攻のみを考へてゐた。何となれば全國が既に革命の形勢がある上は赤軍の不斷の進攻は當然であると思つたからである。そこで赤軍を鞏固にすることを忘れ赤軍成分の改良を忘れ、赤軍の無産階級領導の任務を強化することを忘却してゐた。之は又コミンテルンのコースに反對のものであつた。

次の錯誤は余が中國革命と世界革命との關係を知らなかつたことである。余は資本主義發展の不均衡を知らず、又ブルジョア各國の裏面の革命運動發展の不均衡を知らなかつた、余は國際革命運動が迅速に高潮し一直線に向上發展しつゝあるものであり、中國革命に避くべからざるものは當然世界革命運動の發動力であると考へてゐた。中國革命運動の爆發は當然革命運動の發展を誘導するものであり、斯る想像は南京武漢等の暴動の準備と聯絡して蒙古問題、サ聯邦政治問題とも脈絡してゐるのである。余はサ聯邦反對の戦争の危険を知らず、サ聯邦は當然帝國主義に對しての進攻政策を採用すべきであるとしてゐた。一面では余は中國の植民的地位を過大に想像してゐた。余は中國革命の高潮は帝國主義に壓迫されて起つたものなるが故に若し世界革命が失敗したならば中國革命勝利の機會はないものと思つてゐた。即ち中國の革命は中國の工農の力量のみでは不可能であり、世界プロレタリアートの補助即ち全世界の革命運動がなくては到底勝利を得られないものとしてゐた。この中國革命と世界革命との關係問題は既にコミンテルンでは解決してゐる問題である。余の觀測は一九〇五年におけるトロツキーの觀測と同様である。レーニンはこの觀測に對しては既に屢次批判してゐるし且つ中國の形勢は一九〇五年のロシアの形勢に比して同様でない。帝國主義の壓迫は必ず大衆の革命運動を惹起し必ず中國に廣大なる革命力量を發動するであらう。スターリン同志は「帝國主義の印度に對する壓迫は必ず印度農民大衆の帝國主義反對を更に捲起すであらう」と言つた然し余は帝國主義の中國に對する壓迫は革命運動を征服することが出来ないのみならず中國工農大衆の大きな反抗を惹起すであらうことを了解してゐなかつた。中國革命勝利の保障に關する國外の條件に就ては中國革命が優れた一點を有すること、即ち現在既に中國には無産階級サウエート國家の存してゐたことを余は忘れ

てゐたのである。要之、余の錯誤はトロツキーの錯誤であり又同時に中國で燒直されたトロツキー主義であつた。

更にもう一つの錯誤は中國ブルジョア・デモクラシー革命の社會主義革命への轉變に關する問題である。この問題に關しては余は二つの見方に反對した。その一つは全國内に革命勝利が及んだ後に中國革命が甫めて社會主義の階段に變るものであるといふ見方で、他の一つはブルジョア・デモクラシー革命の部分的勝利が社會主義革命に變轉する即ち一地方の勝利がその地方だけで社會主義革命に變るといふ見方である。之に對し余自身の見方は「ブルジョア・デモクラシー革命の勝利は直接社會主義革命に變轉するものである」といふに在つた、斯る見方は半トロツキー主義の見方である。この問題はコミンテルンのテーゼの上に「中國の如き國家内では經濟狀況の原因によつてブルジョア・デモクラシー革命が社會主義革命に變轉するには當然經過すべき一つの過渡的段階がある」と説明されてゐるに拘らず余は之を了解しなかつた。轉變問題に關する理論上の錯誤の影響はサウエート區域土地問題の解決方法に及んだ。サ區域内に自發的に發生したホルズ（集團農場）とソフホルズ（サ農場）の運動は吾々は當然贊助すべきものと認めた。第一次サ區域會議の決議案の上では吾々はホルズと共同工作を當然發表すべきであると述べてゐる。余のこの錯誤は確に轉變問題の理論と相關聯してをり又土地問題解決に對して大なる反應があつた。江西の西南、湖北の東北における之らの錯誤は中央で既に糾正した更に吾々は土地問題に於ても一つの錯誤をやつた、それは富農問題に對する錯誤で之は中央の凡ての錯誤であつた。當時中央は中國革命には當然富農と聯合すべきものとしてゐたが此錯誤は現在では糾正されてゐる。但し未だ幾分の影響が残つて尙ほサウエート第一次會議の土地暫行條例の上に反應してゐた。

以上述べた所によつて餘の思想上の錯誤がトロツキー主義の性質の錯誤であつたことは非常に明かである。余は世界革命と中國革命との關係に對する意見及革命轉變の問題土地革命問題に對する意見は凡て純粹なトロツキー主義を帯びてゐる。この外に余は一種の組織不要の理論を有つてゐる。その結果不正確な冒險主義コースを形成した。余は既に斯るトロツキー主義冒險主義コースを有つてゐた爲めコミンテルンの正確なコースを了解せず却てコミンテルン・コースに反對した今年（一九三〇年）六月から八月に至る間中央政治局は余の領導によつてコミンテルン・コース反對の領導をしてゐた。之はコミンテルンの紀律上許すべからざることである。余は自己の不正確なるコースを用ひてコミンテルンの

正確なるコースと對立しその指示を執行しなかつたのである。

三中全會（第三次中央全體會議）は余個人の錯誤に對しては調和的態度であつた。余はこの問題に就ては完全に這次の極東部の書面報告に同意する。余は現在では三中全會が二つのコース（立三コースとコミンテルン・コース）を弄びこの二つのコースが一致してゐると認めてゐたことをよく了解してゐる。三中全會は余の錯誤を糾正しなかつたがために之らの錯誤は實際工作において幾多の策略上に現はれたのである。要するに三中全會は立三の錯誤を全然調和せぬ計りでなくコミンテルンが與へた指示をも執行せず實行コースの轉變もせなかつた、換言すれば不正確なる盲動コースよりコミンテルン・コースへの轉變を行はなかつたのである。三中全會は右傾錯誤に對しても亦調和的であつた。右傾錯誤の極めて危険なる表現例へば富農の影響の如きには三中全會は全く打撃を與へず、一切の攻撃力を只何孟雄一個人の身上に集中してゐた。確に右傾錯誤を有つてゐた彼は余の錯誤を批評した爲に彼の右傾が責任を問はれたが、當時公開的に余の錯誤の反對に立つたのは中國共產黨中彼一人であつた。

三中全會は黨の當面の任務を判然と規定してゐない、殊に實際問題に關して然りである。之は實際工作上の教訓がなかつたからである。例へば長沙事件や罷工問題に關しては三中全會が調和的方針を執つたがために實際工作を正確に指導し得なかつた、従つて三中全會の一方面では一切の傾向に對して調和を表示し、他方面ではコミンテルンのコースを曲解してゐた。

更に組織問題に就て述べるならば六次大會の後中央の組織コースは余の錯誤と密接なる關係を有つてゐた。吾々は機械的に黨の規律を了解してゐたに過ぎない。吾々は自己の批判を禁止し更に政治問題に對する自由な批判を禁止した、例へば諸君周知の如く「北方問題」では之がために蔡和森同志の政治局委員を誤つて除名したりした。然し江蘇問題解決後は比較的正確なコースを執行した。だが一九三〇年六月には吾々は組織問題には不正確なコースを歩んでゐる、當時陳紹禹、秦邦憲及モスクワより歸つた學生達は六月十一日の決議案を批評した。之に對して中央は彼等に組織上の結論を與へた、之らの錯誤は今日まで繼續してゐる。又黨は黨の軍事化を實行した、黨部の軍事化は只暴動の際にのみ用ひられるものである。軍事化のスローガンの現在に於る應用は極めて不正供なる組織原則の表現である。之ら組織の錯誤は余の政

治上の錯誤と密接に關聯してゐる。青年團と工會の取消は一切の工作を狹隘な中央に集中するもので之亦不正確なる組織コースである。斯る組織上の結論に對しては余は嘗て幾度も反對したけれども、その組織全部が余の政治的錯誤と聯絡してゐたが故に余は當然組織に對して責任を負はねばならぬものであつた。

最後に余は黨内の小團體に就て述べる。極東部の書面報告では「黨内には不健全なる兩派の小團體の現象がある」とあるが余は今日に至つて始めてこの言葉が判つた。瞿秋白はモスクワで自己の小團體を組織して無原則なる國民黨式の反黨的闘争を進めてゐたのである。斯る闘争は共產黨内では許すべからざることである。余は明確に「立三主義は理論上においては秋白主義と同一である」と聲明する、余は秋白の影響の下にあるのは疑ひなき所ではあるが、然し余は余と秋白の小團體とが組織上に聯絡ないことを知つた、従つて諸君はこの點で余を疑ふには當らない。余はコミンテルン幹部會と實際に諸君に報告するであらう。秋白の理論上及思想上における余に對する影響は五次大會より始まつてゐるが、余は屢次小團體に反對し、無原則な國民黨式の反黨的小團體の精神に反對して來た。余は過去において張國燾、蔡和森或は瞿秋白らの小團體組織の企圖に反對して來た。即ちこの點では絶対に彼等に反對して來たので、之は過去のみでなく現在も將來もその通りである。何が故に余は此問題に對して斯くまで鄭重であるかと云ふに、それは黨の現在ば余の錯誤の關係から今や重大な危機にあるからである。余にして若し救済しなかつたならば黨は完全に崩壊し亡黨するであらう。今は一切の派別精神の闘争に反對することがコミンテルン・コース實行の重要條件であると認めてゐる。乍然、小團體の形式並に黨内紛争の發生は或る意味において却てよき基礎ともなる。第一に余がコミンテルンのコースに對立して二年來中央で執行した黨の工作は余個人の影響下にあつたが、若し余の影響下の同志が自己の難點を堅持したならば無原則な小團體を發生したであらう。第二に吾々の黨は現在全く奇怪な國民黨式の無原則な紛争期に達してゐることだ、斯る紛争は六次大會に大々的打撃を與へその餘映は尙殘つてゐる。第三には右傾を發生したことである。黨は右傾機會主義一派の外に一つの自己の小團體を有してゐる。この危険は非常に大なるものである。更に第四には中國の同志はモスクワの同志を信用せず又モスクワの同志は國內の實際工作の同志を信任しないことである。余は之らは余の大錯誤に因つて惹起されたものと思ふ

が、余としては只一切の小團體に對して堅決な反對をなすことに依て甫めてコミンテルンの指示が眞に執行されるものと考へてゐるが故に凡ての派別的小團體の紛糾に反對するのである。

最近二年間中國において行はれた余の實際工作上の錯誤は瞿秋白同志の影響下にあつたことを今日に至つて知つたが、更に秋白同志の錯誤はロミナーゼの影響下にあるのである。秋白同志は確かに二つの手段を用ひてゐることは三中全會における彼の行動が表現してゐる。それは要するに彼の行動の一切は黨利を第二位に置き個人の團體の利益を第一位に置いたことである。余はモスクワに來て始めて始めて此處に秋白一派の小團體あることを知つた、中國に居る間は全く之を知らなかつたが、之を知つた以上は飽まで秋白同志の兩面行動に反對するのみならず、余が實際工作になして來た錯誤にも飽まで反對する。余は國內で三中全會の不正確なコースを批評した同志を除名した事件を記憶してゐる。彼等も明かに小團體工作の性質であつた。當時陳紹禹を黨に留めて三ヶ月間監視したことは余の犯した錯誤であつた。而して全は彼等を除名したが之は小團體の見方に立脚したのではなく、不正確な政治コースに立脚してゐたから余はこの錯誤を承認する、然しそれが余は小團體の利益に立脚したのではなく、不正確な政治コースに立脚したがためであることを重ねて言つて置く、結局斯る除名が更に余の不正確なる組織コースに説明を加へるものであることを説明された譯である。余は小團體の利益のために正確なる政治立場上に立つ同志の除名反對を改めて宣言するものである。

結論に際して余は幹部會に向つて提議せんと欲するものは、三中全會が余の錯誤に調和して幾多の錯誤を犯し不正確な方針を持したるに對し、原則上から徹底的に之を糾正することである。斯る糾正は上より下へなすべきものではなくして直に下層黨部に到り支部工場に及ぶべきものである。何故なれば立三コースの影響は上級黨部にあるのではないからである。従て余はコミンテルンが中國共產黨に向て四中全會の召集を指令し、三中全會の錯誤を糾正し、余の錯誤を批判せしめむことを希望する。而して四中全會の出席者は三中全會の出席者のみでなく、最初より余の錯誤に反對し來つた同志、工場支部の同志及幾多のサ區域支部の同志をも加へて上級黨部の錯誤及下級黨部の錯誤を糾正することであらうから、會の成素は比較的異なるであらう。四中全會は必ず凡ての無原則なる小團體に反對しコミンテルンの指導に反對する一切の傾向に反對するであらう。只かくすることに依てのみ黨は大轉回の實行が出來、危機の状態を脱し得るのである。吾々は中

國革命が斯る重要な時機において、又國內の重大なる危機に際して須く最短期間に吾々が領導上に演じた錯誤を糾正すべきである、この重大任務をもつ吾黨にして若し黨の指導機關の錯誤をよく糾正し得ないならば、中國革命は極めて危険なものとなるであらう。於茲乎余はコミンテルンに向て、「余は以前のコミンテルン反對の武器を放棄して、今後コミンテルンの指導の下に武装を變へて余自己の錯誤に反對し、調和主義に反對し、兩派の手段に反對し、小團體に反對し、右傾と盲動主義に反對するであらう」と宣言する。又余は余自身の錯誤を中實に改正し、コミンテルン指導の下に飽まで之らの錯誤に反對することを明言して置くが、然し今日以後既に完全に自己の錯誤を了解してゐるから之らの錯誤を重復しないであらうことに就ては自信がない。これに關しては余は敢て言はないが、只余は勇氣を鼓舞して全力を用ひて糾正に當り一切の方法を用ひてコミンテルンの指導下で中國革命の勝利のために闘争すべく凡ての不正確なる傾向に反對しやうと思ふものである。

三、クチーモフの批判(要點) 今や瞿秋白、李立三らとコミンテルンとの關係は一つのボルシエヴィキ黨部の中に於いて容認することは出來ない、李立三は本日表面上口述だけで自己の政治上組織上の錯誤を承認した。然し中國共產黨がコミンテルン反對の闘争を實行してゐること及中國共產黨内の小團體がコミンテルン反對の闘争を實行してゐることを認めてゐない。彼は國際監察委員會において最近數ヶ月に行つた闘争に就て説明すると言明したけれども吾々は未だそれを信ずることが出來ない。立三は本日熱烈に説明したが中國に歸れば或は過去の錯誤を重復するかも知れないし或は今日述べた誓を放棄するかも知れない。中國共產黨とコミンテルンとの關係の歴史には此種の實例は甚が多く、その最近の例は秋白同志である。彼は此處では立三主義反對に同意し、コミンテルンの一切の指示に同意し、根本的の當然の任務の一切の措置に同意したが、歸國すると個人的の空氣の中で自己の一切の原則を失ひ、無原則に三中全會を領導したのである。余は立三同志の錯誤及彼の所謂派別闘争の眞相なるものを明瞭に全中國共產黨員に知らしめ、彼をして再びその錯誤を重復せしめない様にすべきであると思ふ、立三同志は最も激しい闘争様式、即ち一部指導者のコミンテルン反對の闘争様式に就てコミンテルン幹部會に説明を與へてゐない。彼はこの闘争にトロツキー盲動主義をもつてコミンテルン・コースに反對したと云つてゐるけれども必ずしもそうではないと思ふ。余は立三が政治局でなした談話から歸納して彼が或る點で

は單にコースの問題のみでなく、更に一定の原則上の基礎と組織上の辨法を以て積極的にコミンテルン反對の闘争を進行してゐることを知つた（茲にクチャーモフは政治局のコミンテルン代表に送つた文獻を引用して問題の重大性を説いた）。

次に看過出来ないことは立三が「中國には多くの特點があつてコミンテルンは之を了解し得ないから實際上にコミンテルンは中國共産黨を領導することは不可能である」との根據から「中國除外」の理論を吐き、甚しきは「吾々は武漢以後も早やコミンテルンの講話とは違つてゐる云々」と放言して敵視的な、非ボルシェイキ、非プロレタリアートの態度を示したことである。極めて大多數の中國共産黨員はコミンテルンに對して斯る態度は持つてゐない、又有り得ることもない、斯る態度が黨機幹部殊に政治局内に存在してゐることは遺憾に堪へない。

立三は形式上錯誤を承認してゐるだけで實際には斯る闘争を依然繼續するであらうことは文獻によつて證明し得る。即ち秋白が中國へ歸つてから書かれたもので政治局より長江局へ送達された手紙にはコミンテルンの悪口が公開的に全黨員に宣言されてゐる（後に該文獻は朗讀された）。

武漢では吾々は二百名のプロフィンテルンの工會員を有してゐたが黨員はもつと少なかつた。斯る情勢下において總數二十師の帝國主義武力を有する國民黨を相手に暴動を起すが如きは中國共産黨を防衛して精銳なコミンテルン代表を犠牲にしやうとするもので怪しからぬことである。

立三が一部の同志を三ヶ月乃至六ヶ月間黨内に留め遂に彼等を除名したことは、之ら被除名者が黨の錯誤を防止せんがためコミンテルンのコースとの一致を叫んだものである事實から見許すべからざることである。

次に南京で捕へられた三十人の同志のことである。この三十人の同志は吾々の黨員として一部隊を作つた際に、南京市委員は之等同志を救はむがためには彼らを城内から出して赤軍に編成するより外ないと主張したに對し。官僚主義の江蘇省行委代表は全國暴動の計劃の完成のために之ら同志を國民政府に引渡して銃殺せざるにありと主張した。而して立三一派の黨幹部は後者の説を採つたため之らの同志は我々同志の手で銃殺されたのである。同志への迫害はこんな風であつた即ち黨の裏面にはかゝる暴戾な事實があつたのである。

廣州公社では當時大衆選挙のサウエートを創造しなかつたことに就てコミンテルン執行委員會第九次全會の決議案にお

いて充分その錯誤を説明してあるに拘らず、今次の長沙事件でも再びこの錯誤を繰返してゐる。且つ長沙占領後五日してから漸く第一次大衆大會が召集された。然しそれは長沙の住民四十萬だといふのに僅に三千人だつた實にグズ／＼したやり方である。第六日第七日に至つてやつと一萬に達したといふ有様だ。然し工人大衆の革命熱情は非常に大きく赤軍が長沙を退出した時には黨には大衆がなかつたにも拘らず赤軍に従て退出した工人は三千人もあつた。

三中全會は長沙の經驗に分析を與へてゐない。彼等は「長沙事件は新しき段階の開始である」と云ひ、「中國赤軍は遊撃戰爭より國民黨への正式戰爭に進んだ」と稱してゐるけれども、之は實際上國民黨への遺産であつて、不信任なプロレタリアート大衆の能力に少しも打撃を與へてゐない。要するに三中全會は廣州及長沙の經驗を見極めてゐなかつた。彼等は赤軍に關して國民黨反對の正式戰爭を開始したと言つてゐるけれども之は官僚式の言草である。兎に角、長沙の經驗や武漢爭奪問題は軍事上の問題でなくして政治問題であることを證明してゐる。長沙武漢の帝國主義統治の形勢に對して吾々は如何にして大衆を動員し得るかを知らなければならぬ。要するに長沙問題に就ては多くの正確なコミンテルンの指示があるに拘らず、三中全會は研究をしてゐないのである。

而して長沙の赤軍の情勢は如何であつたかといふに、それは多くは遊撃主義の遺産であつた。彼らは國民黨の軍隊が來れば一戦を交へずして退却して了ふといふ薄弱さである。而かも黨幹部は此種軍隊を改善し、紀律ある勞農赤軍となし、共産黨の領導下において一定の地域内、即ちサウエートの根據地において行動を起すべく眞面目に編成しやうと努力したのである。バルチザン式戦法が中國において非常に意義ありとする所以を當然説明すべきである。而して遊撃中にはプロレタリアートの紀律と結束がなければ到底勝利を得られないことを知らねばならぬ。正式の赤軍を創造すること即ち

現在の赤軍を改善改組することは中國共産黨の目前任務の最重要なるものゝ一つである。吾々は嘗てある同志（原文には中夏同志とあるも姓不明）と大衆の工作問題に就て論争した。吾らは九次國際執委會より部分闘争の罷工運動を開展さすべきを説き經濟スローガント政治スローガンを聯系したけれども、三中全會は之らのコミンテルン及プロフィンテルンの指示を顧みなかつた。コミンテルンの指示は「赤色工會創造の工作以外に必ず黄色工會の胎内で工作をやらなければならぬ」と云

つてゐた。處が三中全會は黄色工會を消滅すべきを説き、かの支那文に表はれた意志は黄色領袖を打破しやうとするにあつた。此處でも亦廣州公社の經驗を利用する點がある。廣州公社の失敗の一部原因は機械工會の工作が出来なかつたこと即ち機械工會を破壊し得なかつたからである。吾々が郷村内においてのサウエート建設の成績が大であつたに對し都市に於ける成績の小であつたことを熟々認めなければならぬ。余は極東部の書面報告の中に工人運動の薄弱なることを具體的材料を以て指摘して置いた。又各産業工會々員數を擧げるならば、それは甚だ少數である。黨では十五萬の黨員を有してゐても工業工人は非常に少なく百分率は減して行く計りである。即ち一年以前は百分の二であつたものが現在では百分の二に達してゐない。之は何が故であるか？余は多くの罷工運動を知つてゐるが、數の點で云ふならば中國の罷工人數は世界で第一位を占めてゐるにも拘らず、工人階級の組織は反つて少なく、黨内の工業工人は實に少ないのである、それは白色テロルが郷村よりも都市の方が激しいといふ客觀的原因もあるが、大體から云へば立三コースの領導が暴動を玩弄し、政治罷工を玩弄し、工人の部分要求を顧みず、之らの部分要求を捕へないことが確に工人黨人の少ない原因である、そして三中全會は立三コースを最もよく表はし、遂にその錯誤を包み切れなくなつたのである。彼等はコミンテルン・コースを一步も歩まず、半トロツキー主義の立三コースの病根を身體の内部にまで喰ひ込み、いろいろ異つた意見を以て立三コースの實質を掩つてゐるのであつて、この病根は未だ黨内から排除されてゐないのである。之は黨及革命運動にとつて重大なる危険である。

(註) 此外九名の出席者も各々多方面から立三コースを批判し、痛烈にその錯誤を攻撃してをり、それら批判の内容は何れも傾軋に値するものであるけれども浩瀚なる之ら批判の全部を紹介することは紙數の關係上不可能であるから、遺憾ながら以下省略すること、した

五節 中華サウエート共和國臨時政府 一項 全市サウエート統一の準備

一九三〇年五月三十日の中國サウエート區域代表大會は近き將來に中華サウエート第一次全國大會(以下中蘇一全大會

と略稱す)を召集して支那に於けるサウエート中央政府を樹立することを決議し、開會期日の見當を同年十一月七日の露國革命記念日と定めた。仍て中國共產黨は右決議に基き、黨中央指導の下に一全大會準備委員會を組織して準備工作に着手し、同年七月十六日先づ中蘇一全大會召集の宣言を發した。次で七月二十三日、中國共產黨中央委員會、中華全國總工會、上海工會聯合會、中國共產青年團、反帝國主義同盟、その他の代表會合して臨時常務委員會を組織し、黨中央部代表を主席委員に、全國總工會代表を秘書長に、青年團代表を組織部長に、工會聯合會代表を宣傳部長に夫々選任して準備を整へ、八月二十日中央準備委員會を設置することにしたが政府の警戒と彈壓のために延期され、九月十六日各方面の代表三十名は秘かに上海に會合して大會中央準備委員會全體會議を開き、中蘇一全大會に附議さるべき「中華サウエート共和國根本法(憲法)大綱草案」を可決し大會開會期日を廣州暴動記念日たる十二月十一日に延期することを決議した。その後中國共產黨は長沙事件失敗に就て紅軍の都市略略は無謀極る盲動主義なりとして十一月五日の中央政治局會議におき譴責を受け、その結果最高指導者の地位にあつた李立三は政治局を退(一九三〇年十一月廿五日の中央政治局會議において)けられたといふやうな大きな動搖もあつたが、兎も角コミンテルンの指令に承服することによつて此動搖を切抜け、而して同年十二月十一日開かるべき中蘇一全大會は準備〇作豫定の如く進捗せず、加ふるに國民政府の取締り嚴重を極め到底開催不可能となつたため、中央準備委員會は十二月十八日上海に各團代表十五名を召集して、協議の結果

一、コミンテルンの指令に基き準備〇作を進むること

二、中蘇一全大會の開會期を再び一九三一年二月七日の京漢鐵路罷業記念日に延期すること
一九三一年に入り準備は略ぼ成り、大會に出席すべき代表の顔振も内定したるにより、大會準備會議は上海共同租界三馬路中山旅舎内の準備事務所で開催(一月初め)された。然るに豫て之を探知した工部局警察隊は同所を襲ひ、機密文書一切を押収したる上、會議出席中の委員及事務員全部を逮捕し、南京政府當局に引渡した、斯くして向忠發以下多數の中心人物は悉く銃殺され、大會の召集は直前に挫折せしめられ、三たび延期のやむなきに至つた。

向忠發その他の重要幹部を喪つた共產黨はこの國民黨の白色テロルを痛く憤慨し、南京政府に向つて「勤勞大衆の心中に燃ゆる吾らの課題及目的は×××の卑劣醜惡なる行動に打克つ、吾らの同志に對して行つた國民政

ウエート區域内に居住する之ら國家の人民はサウエートの法規に違反せざる条件下において商工業經營の自由を享受し得る。然し、中華サウエート共和國政府はサウエート法令に違反したる一切の行爲に對しては、その形式の如何を問はず即時犯罪者の一切の自由を喪失せしめ且つその一切の○○○○とするであらう。

本政府は、世界帝國主義國家と殖民地、半殖民地の地主、資産階級國家との間に行はれる一切の秘密外交の目的はその資本主義國家のプロレタリアートと侵略したる殖民地及半殖民地の民衆を欺瞞するものである事實に鑑み、一切の秘密外交に堅決的に反對し外交の完全公開を主張する、本政府は今全中國と全世界の勤勞大衆の監督と擁護の下に國際間の一切の交渉を進行しつゝある。本政府は過去における地主資産階級政府と一切の帝國主義國家間に訂結せられたる一切の密約を白日の下に曝露するであらう。

今や中華サウエート共和國臨時政府は、全世界勤勞大衆に向つて、中國唯一の勞農兵革命政府を幫助擁護し、彼等の兄弟姉妹達と共に統一戦線に立ち、搾取しつゝある世界資本主義制度を粉碎し、サウエート聯邦が到達した××××の途へ進發せんことを訴へる。

中華サウエート共和國臨時政府は最後に聲明する。本政府は新なる○○○○と中國内の軍閥戦争に對し堅決的に反對し和平を強調するものである。吾らは帝國主義と國民黨の統治を覆滅せざる限り、眞正の和平を取得出來ざるものと認むるが故に、本政府は全世界の勤勞大衆を號召し、革命的國內戦争を以て一切の反革命戦争を消滅し、以て世界永遠の和平を獲得せんとするものである。

一九三一年十一月七日

中華サウエート共和國臨時政府

二、中蘇臨時政府の機構 前掲の中華サウエート共和國臨時政府の對外宣言は十一月七日附になつてゐるけれども、實際の政府樹立は第一次中央執行委員全體會議の開かれた十一月二十七日と見るのが妥當である。即ち中蘇一全大會において選出された中央執行委員は、十一月二十七日一中全會を開催し、人民委員會組織の件を可決し、十二月一日附を以て大要左の意味の如き通電を發した。

『中央執行委員會は、十一月二十七日第一次會議を開き、毛澤東を中央執行委員主席に、項英、張國燾を副主席に選舉す

ると共に中央執行委員會の下に人民委員會を組織し、中華サウエート共和國中央行政機關となし、毛澤東を主席に、項英張國燾を副主席に、王稼齋を外交人民委員長に張鼎丞を土地人民委員長に、瞿秋白を教育人民委員長に、周以粟を内務人民委員長に、張國燾を司法人民委員長に、何叔衡を工農監査委員長に夫々選舉し、同時に人民委員會の下に國家政治保衛局を設け郵發を局長とした』

即ち中蘇臨時政府の系統は次の如くなるのである。



而して中央執行委員會以下の正副主席及委員長は次の如くである。

中央執行委員會
主席 毛澤東
副主席 項英
同 張國燾

人民委員會
主席 毛澤東
副主席 項英
同 張國燾

外交人民委員會—委員長 王稼齋
軍事人民委員會—委員長 朱德
勞働人民委員會—委員長 項英
財政人民委員會—委員長 鄧子恢
土地人民委員會—委員長 張鼎丞
教育人民委員會—委員長 瞿秋白
内務人民委員會—委員長 周以粟
司法人民委員會—委員長 張國燾
工農監査委員會—委員長 何叔衡
國家政治保衛局—局長 鄧發

右の中、軍事人民委員会の委員は次の如くである。

(主席) 朱德(副主席) 彭德懷、王稼青、(委員) 周恩來、毛澤東、項英、黃公略、孔荷龍、方志敏、賀龍、段德昌、林彪、羅炳輝、李明瑞、鄭繼助、(候補委員) 孫連仲、李超、季振同。

尙共產黨においては現在の紅軍は各種軍隊の混合編成即ち一種の雜軍にして、其間純然たる赤衛軍としての統制ある軍規軍律及訓練の下に養成されたるものに非ざるが故に、絕對信頼を置き難く、將來黨の基礎を擴大強化するためには是非共真正の黨直屬の紅軍を訓練養成するの必要ありとの見地から、右軍事人民委員直轄の政治保衛隊を組織し、共產黨の總師毛澤東自ら政治保衛師として之を指導してゐるが、將來この保衛隊を紅軍の中心部隊となす見込だといふ。

(註) 一説によれば共產黨はその軍事的發展に最も重きを置く見地より中央革命軍事委員会なるものを組織したとも傳へられてゐる。

四項 共產黨中央とサウエート政府との關係

共產黨とサウエート政府との關係は嚴格に區別されてゐる。一口に云へば、黨はサ政府の思想上の指導者であつて、共產黨第六次大會のサウエート政府組織問題に關する決議では、黨は黨團を経てサウエートを指導する旨を規定して次の如き註釋を加へてゐる。

(一) 黨は各サウエート區に均しく黨團を組織すること、而して之らの黨員黨團の發表する言論を経て黨は、サウエートの活動をその他の問題に對する黨の意見を表明する

(二) 黨は隨時隨所にサウエートの思想上の指導者たるべきも、黨を以てサウエートに代へ、又サウエートを以て黨に代ふるが如き危険を排する

(三) サウエート政權の正確なる組織は、黨の堅固なる指導を以て條件とする
即ちサ政府を共產黨の手で独占することより生ずることあるべき弊害と危険を避けるために直接サウエートに命令せず政府内にある共產黨員より成るフラクション (Fraktion 即ち部會) を通じて政府を指導せんとするのである。然し實際において、共產黨の地方黨員が漸次増加して部會の勢力は斷然他を壓しをる關係上、換言すれば地方的共產勢力がサウエ

ートを獨占してゐる關係上、サウエート政府に對する黨中央の命令は直接に行はれる場合が多いのである。而して黨中央では之を黨員の腐敗化として思想教育の強調によつて黨員の大局上の政治意識を覺醒し、以てこれを糾正しやうと努めてゐるが、その改革は仲々困難であるらしい。

更に共產黨中央では、幹部級の黨員をサウエート區域の重要地點に派遣して、當該サウエート區域の最高政治顧問としての任務を帯びしめ、その地の共產黨を指導せしめてゐる。而して中央特派委員の駐在しをらざる地方においては、省、縣、區委員が夫々その地サウエート區域の指導任務に當つてゐる。

黨中央特派委員の駐在地はその時の事情により一定したものではない、例へば現に駐在地であつても、一朝國民政府軍の攻略によつてその區域を占領せらるれば無くなり、之と反對にサ區域が擴張されるれば駐在地も多くなる譯であるが、最近の駐在地としては次の諸地方である。

閩西特派委員駐在地	福建省龍巖(福建西部)
東江特派委員駐在地	廣東省梅縣(又は豐順)
贛西特派委員駐在地	江西省(西部)吉安
贛南特派委員駐在地	江西省(南部)尋鄖(又は粵都)
湘鄂贛邊界特派委員駐在地	湖南省平江(湖南湖北江西の邊界區を擔當)
豫鄂皖邊界特派委員駐在地	湖北省黃安(河南湖北安徽の邊界區を擔當)

六節 サウエート區域と地方組織

一項 サ區域の理論と發展過程

支那におけるサウエート區域の理論の基礎は、一九二八年の中國共產黨第六次大會における「サウエート組織問題決議案」に引用されてゐるレーニンのサウエートに關する定義に在るのである。即ち右決議案においては、「サウエートの現

在及過去の作用に就てはレーニンの定議を以て完全に了解し得る」ことを述べて次の如く引用してゐる。

「サウエートは國家機關の新形式であつて次の如き特質を有する

一、民衆と密接に結合せる労働者並に農民の武装勢力を有すること
二、各種の職業と密接なる關係を有するが故に決して官僚主義に陥らず、大衆の意志に依て選舉せられ且つこれに依て變化するもので、従來の國家機關よりは遙かに民主主義的である。従て民衆の大多數と常に接近し容易にその錯誤を清算し得る特徴を有すること

三、サウエート機關の構成員は、被壓迫大衆の前衛として最も進歩し、最も覺醒せる部分なるが故に、今尙政治的生活及歴史的過程の範圍外に置かれてゐた大衆を、この機關によりて訓練指導する

四、代議制及直接民主制の長所を併有し、大衆は代表を選出すると共に立法權及行政權を有し、且つサウエートは資本主義的議會制度に比して、更に發展せる民主主義に立脚するものである」

中國サウエート區域の發展過程を見るに、一九二七年四月の蔣介石の共産黨クーデターに因る武漢政府の分裂後、南昌暴動（同年七月三十一日より八月初め）の結果、共産軍が各地に遊撃戦法を以て侵入し、その到る處に農民を煽動して赤色區域を作つたのが、抑もサウエート區域の最初の胚子をなすものである。而してこれらが正式のサウエート區域として政權の樹立されたのは一九二七年十一月、廣東の海陸豊サウエート政府の出現を以て嚆矢とする。

爾來地方サウエート政府の興亡に従てサウエート區域の消長にも變化あり、現に變化しつつあるが、大體においてサウエートは漸次擴大され、一九三三年には大小サウエートを包含する縣は四百縣内外に達したと云はれてゐる。

二項 サウエート區域の分類

サウエート區域には一定の分類あるわけではないが、赤色勢力の現状から大別するならば、(一)中央區(江西、福建、廣東省境區)、(二)江西西南部區、(三)湖南湖北西部省境區、(四)湖北河南安徽省境區、(五)湖南東南部區、(六)湖北河南省境區、(七)湖南湖北江西省境區、(八)山西綏遠省境區、の以て八大サウエート區域と稱し得やう。此外に廣

西、江蘇、山東、陝西にも夫々サウエート區域があるが、全支サウエート區域中で眞紅の色をなすものは瑞金を中心とする江西省東南部と之に接する福建省西南部及海豊陸豊兩縣を中心とする廣東省東南部即ち東江一帶である、その他赤色及桃色程度の共産勢力に至つては今や全く支那大陸を縦斷し、蒙古を経てサウエート露國に通じ、前途寒心に堪へざる狀勢にある。

サウエートの地方における中心勢力地の分類如何といふに、之亦一定したものではないが、現状から判斷して云へば、

左記サウエート政府所在地が夫々當該地方の中心勢力をなものである。

江西省サウエート政府(江西省東南部一帶)

福建省サウエート政府(福建省西部一帶)

湖南省サウエート政府(湖南省東南部一帶)

湖北省サウエート政府(紅軍と共に常に移動勝であるが大體に北部から東南地方一帶)

廣東省サウエート政府(廣東省東部一帶)

廣西省サウエート政府(廣西省西南部一帶)

更に一九三二年五月現在の調査を基礎として前記八大區域の重なるものに就てそのサウエート區域の範圍を示せば左の如くである。

(一)中央區—贛閩粵省境區

中華サウエート共和國臨時政府(中央政府)の所在地瑞金を中心とする地域であつて、福建の建寧から汀州、武平に至り、江西南端を包含して、信豐、南康、武山、興國、樂安、撫州、黎川を連ねるもの。

(二)湘鄂西部省境區

湖北の天門、沔陽、監利、公安、枝江一帶と、湖南の華容、常德、石門、桑植、慈利の一帶を包含する區域で、その中心は湖北の洪湖である。

(三)鄂豫皖省境區

湖北の應城、孝感、黃坡、黃安、麻城、羅田、黃濟、黃梅、安徽の英山、六安、霍山、壽縣、河南の固始、商城、潢

川、光山、羅山一帶を含む地域で、その中心は湖北の黃安である。

(四) 湘鄂贛省境區

湖南の茶陵、攸縣、醴陵、平江、瀏陽、桂東、汝城、湖北の通城、通山、大冶、江西の崇義、萬安、永新、銅鼓、萍鄉、蓮花、宜春、萬載、攸水等を含む地域で、中心は湖南の平江である。

(五) 贛省東北區

江西の橫峰、弋陽、上饒、貴溪、德興、餘江、萬年、樂平、玉山、福建の崇安、鉛山等を含む地域。

更に又これらサウエート區を省別として細分すれば左表の如くである。

江西省

(南部) 瑞金、石城、興國、尋都、寧都、樂安、信豐、南康、武山、撫州、黎川、永豐、崇仁、宜黃、臨川、南豐、廣昌、會昌、贛州、上猶、崇義、安遠、龍南、定南、虔南、大庾、(北部) 瑞昌、永修、安義、德安、星子、九江
(西北部) 武寧、攸水、銅鼓、(西部) 萬載、萍鄉、蓮花、宜春、永新、萬安、安福、新喻、寧岡、泰和、吉安、吉水、峽口、宜豐、上高、(東部) 弋陽、橫峰、潰溪、玉山、上饒、廣豐、鉛山、(東北部) 德興、餘江、萬年、樂平、鄱陽、景德鎮、湖口、

湖北省

(東部) 大冶、陽新、黃岡、蕪水、蕪春、鄂城、黃梅、(東北部) 應城、孝感、黃坡、黃安、麻城、羅田、廣濟
(北部) 鄖陽、襄陽、(西部) 天門、沔陽、監利、公安、枝江、施南、鶴峯、五峯、巴東、宜都、松滋、荊州、江陵、岡安、石首、潛江、宜昌、沙市、長陽、宜恩、漢川、洪湖、(南部) 咸寧、薄圻、通城、通山、嘉魚、崇陽。

福建省

(西部) 長汀、上杭、汀州、武平、崇安、鉛山、龍岩、永寶、寧化、清流、(南部) 平和、漳平、大田、(北部) 建寧、歸化、將樂、邵武

廣東省

(東江地方) 豐順、梅縣、饒平、大埔、興寧、五華、蕉嶺、平遠、海豐、陸豐、紫金、河源、惠陽、普寧、惠來、湖安、揭陽、澄海、(瓊崖地方) 瓊山、文昌、定安、瓊東、樂會、萬寧、陵水。

廣西省

(西南部) 百色、奉議、恩隆、恩陽、果德、隆安、養利、東蘭、南丹、河池、那馬、龍州。

湖南省

(東部) 茶陵、攸縣、醴陵、平江、瀏陽、桂東、(西部) 華容、常德、石門、桑植、慈利、永順、澧縣、安鄉、大庸、龍山、(南部) 耒陽、郴縣、宜章、汝城、資興、新田、寧遠。

河南省

商城、光山、羅山、固始、潢川、唐河、鄧縣、玉田、遵化、磁州、濮陽、密雲、參山、易縣。

河北省

萬源、城口、開江、墊江、鄒水、長壽。

四川省

英山、霍山、六安、壽縣、霍邱。

安徽省

宜興、江陰、無錫、南通、如皋、泰興、清江浦、泰縣、草窪鎮、双墩鎮、海門。

江蘇省

蘭溪、義烏、永康、武義、宜平、遂昌、江山、常山、臺州、混州。

以上は單に重なるサウエート區を掲げたに過ぎないものであるが、之ら區域と雖も既説の如く、南京政府軍の討伐により時に或は消滅し、或は建設されるものありといふ風に、その境界線は絶えず移動しをるものである。但し右表は大體の標準とするには差支へないものである。

右に列記した十一省の外に山東、陝西、山西の諸省にも現在赤化の魔手は伸び、赤色勢力は十四省四百餘縣の廣大な範圍に及んでゐる。即ち今や支那各省中に全然赤色の形跡なきものは一省もなしと言つても差支へない位である。而して前記八大サウエート區中で施設の最も整つてゐるのは中央區と鄂豫皖省境區であると云はれてゐる。

三項 地方サウエート政府の機構

地方サ政府の組織は大體に中央政府のそれを縮小したものと見れば大差なく、更にいへば、サウエートロシヤの制度に倣つたものであつて各地方により必ずしも同一ではないが先づ大同小異のものである。今鄂豫皖省境區の例を引て地方組織の骨子を見るに、地方サウエート政府の下には次の如き機關があつて、その區域の政權を執行してゐる。

(一) 外交委員會

(二) 軍事委員會
區の軍事指揮を統一するもので、その下に軍司令部、總政治部、參謀部、秘書處、軍事訓練部、經理處、軍醫院等である。

(三) 交通委員會

この委員會の下には、赤色郵便局、電報局、交通站、驛站、水上交通處、運輸站の施設がある。

(四) 財政經濟委員會
會計課、建築課、稅務課、設計課、工農銀行、經濟公社などが此委員會に屬してゐる。

(五) 政治保險局

(六) 革命法廷

主席一名、副主席二名、委員二名を以て革命法廷を組織し、法廷の下に審判委員會がある。審判委員會は二十五名乃至二十九名の委員から成り、之と並んで國家公訴處、申訴登記處、執法管理處などがあり、更に執法管理處の下に看守所監獄勞働實習所がある。

(七) 內務委員會

內務委員會の下には更に婚姻登記處、戶口登記處、社會保險局、赤色民警局、衛生局等がある。

(八) 土地委員會

水利局、沒收分配科、肥料科などがこの委員會に屬してゐる。

(九) 糧食委員會

この委員の下に屬するものは糧食貯藏所、糧食調查統計課、糧食運輸棧(倉庫)などである。

(一〇) 文化教育委員會

この下には失業保險局、勞働紹介所、勞働保護局、勞働檢查所等がある。

四項 福建龍岩のサ區施設

江西中央區以外の多數サウエート區中にも色々な程度があり、サ區としての進歩は一様でない、そしてサ區内における施設に關しては外部より到底窺ひ得ないが、時に共產黨の裏切者の密告や間諜の調査により往々その片鱗を現はすことがある。即ち之ら材料を基礎としたものとして報道された福建省龍岩のサ區(之はサ區中模範的なものとされてゐる)施設を見るに大要次の如くである。

福建省龍岩を完全に占領したる後、先づ第一に共黨軍は次の諸項を實施した。即ち

(一) 土豪劣紳の××××××を沒收し且つ彼らを處罰したこと

(二) 一切の苛捐及雜稅の廢止
但し農民は分配された土地より得る收穫の二割乃至三割をサ政府に納める

(三) 農民に對する土地の分配
(四) 貧農及小商人に對する一切の負擔免除

(五) 一般商人に對する資本稅の賦課。該課稅率は左の如し(五百元以下の資本には課せず)。

資本金五〇〇元付	一%
同 一、〇〇〇元以上	五%
同 二、〇〇〇元以上	八%
同 三、〇〇〇元以上	一〇%

(六) 阿片吸飲の嚴禁及阿片稅の廢止
(七) 成績不良なる農民の土地沒收

(八) 政府は、老幼を収養すること。

(九) 舊貨幣を廢して、切符制度とし之を強制實行すること。米鹽の均配に特に重きを置くこと。

次に紅軍五團を組織し、第一團を龍岩に、第二團を上杭に、第三團を永定に、第四團を連城に、第五團を汀州に夫々配駐することとし、外に武装農民赤衛隊、工人糾察隊、少年先鋒隊、交通隊、偵探隊を組織して土匪に備へた。尙この外實行したことは次の如きものである。

一、地方農民協會の廢止と縣、區、鄉革命委員會の設置

二、革命委員會より勞農代表を選擧し、更に勞農代表中よりサ政府委員を選擧すること

三、學生、教員より成る文化委員會の設置並にその代表を政府に參與せしむること

四、文化施設

(イ) 教育機關 郷には平民勞働學校、婦女學校、區には小學婦女兒童學校、縣には高級小學、高級女學、龍岩には全福建聯合師範、高級中學等を夫々設置

(ロ) 新聞雜誌の發行、圖書館、劇場、俱樂部の設置。

五、朱德は紅軍學校を設立して自ら校長となり、鄧子恢を政治委員となし好成績を挙げつゝありとの説もある。

六、病院も設備相當に完備したものであるといふことである。

なほ紅軍は迷信打破のためといふ理由で農民をして自發的に神佛像を破毀せしめ、廟宇を沒收して學校又は俱樂部に充て、各戸にみな「舊世界打他個落花流水、社會創造得燦爛光華」「削除封建勢力創造共產新社會」などの聯を貼付せしめ又諸處の牆壁には「窮人不打窮人」「白軍兵士替官長當砲火、紅軍士兵爲自己打仗」「打土豪、分田地」「私拿窮人一點東西者殺」「打倒國民黨、擁護共產黨」「武装暴動消滅軍閥混戰」等の種々なる傳單を貼り、以て共產主義謳歌を民衆に徹底せしむべく大に努力を拂つてゐるといふ。

七節 支那サウエート建設條例

(註) 以下本節において記する所のものは、コミンテルンの支那サウエート建設條例であつて、之が支那サウエート建設の原則をなすものである。而して該條例は先づ革命の過程における臨時革命政權の組織形態から始まる。

一項 革命政權の組織形態

一、都市及農村の勤勞大衆が武装して支配階級を攻撃する際、或は赤衛軍が或地點を占領する際には必ず之らの都市及農村内に臨時革命政權を組織せねばならぬ。この臨時革命政權は事前において當該地の黨部及信賴すべき黨外の大衆指導者、殊に勞働組合の指導者の三人又は五人によつて組織され、革命委員會と稱さねばならぬ。

二、サウエート政權の勝利後は、革命委員會は軍事的諸條件の如何によつて下からの選舉により新たに改組するを要するに於て、革命委員會は必ず民衆に對する宣言を發布し、サ政權の任務を説明せねばならぬ、又直に初步的法令を公布して反革命の物質的基礎を消滅せしめることを宣布し、サ政權の基礎を鞏固たらしめねばならぬ。

四、サウエートの選舉の際には革命委員會は次の事項を公布するを要す。

(イ) 地主、富豪、紳士、軍閥日常農業勞働者を使用する富農及一人以上の雇人を使用する商人は、總てその△△△を××すること

(ロ) 民衆産業及手工勞働者、農業勞働者、苦力、貧農、中農および凡ゆる赤衛軍兵士は選舉權を有すること

(ハ) 婦人は男子と同様の選舉權を有すること

(ニ) 男女の青年農民及手工業者の子女は、假令自己經營の經濟を有せずして彼等の父母の下に働きをる場合と雖も、十八歳以上の者ならばその父母と同様の選舉權を與へらるゝこと

五、サウエートに於ける之ら社會的集團の代表人數に就ては必ず正確なる評價をなし、無産階級及び農業勞働者の強固な基礎をサウエートに持たせねばならぬ。例へば、勞働者、農業勞働者及苦力は二十五人にて一人の代表者を選出し、

赤衛軍兵士は五十人に一人、貧農と中農は百人に付一人の代表を選挙するが如きである。

六、前頂の比例は單なる一例に過ぎない、從て實際には必ず當該地の人民の社會的構成要素に應じて適當に加減しなければならぬ。乍然、如何なることありともサウエートにおけるプロレタリアートと農業労働者のヘゲモニー (Hegemony) 即ち覇權) は確保せねばならぬ。

七、労働者、農業労働者及苦力の人數が選挙の法定數に達せざる場合においても亦必ず彼等の代表をサウエートに参加せしめねばならぬ。

八、サウエート政權の最下級は村サウエート (某村勞農兵代表會議と稱す) であり、十戸に達せざる小村は必ず二ヶ又は三ヶの同等な小村と聯合して共同のサウエートを以て選挙しなければならぬ。

九、各村サウエートおよび數ヶ小村聯合の村サウエートは、必ず代表と代表候補とを合計五人選挙し、之によつて或る鎮を中心とする郷サウエートを組織するを要する。

一〇、選挙せられたるサウエートは最短期間に會議 (この會議には必ず當該地方の全勤勞大衆を参加せしむるを要す) を召集して革命委員會の活動を討議し、彼等の提出せる臨時法律を決議し、且つ該サウエートの名において新たな革命的法令を制定し新たに土地を農民に分配せねばならぬ。

一一、大なる家屋その他の建築物は總て△△してサウエートの處分に委ね、サウエート、黨支部、農業労働者、苦力及労働組合の事務所、俱樂部、讀書室、學校等に充當する。

一二、没收したる財産はサウエートの自由處分によつて之を民衆に分配し、又は共同事業 (家屋の建築、圖書の購買の如き) を經營する。

一三、サウエートの成立前において、革命委員會は必ず一切の舊官吏を逮捕して革命法廷に引渡し、同時に帝國主義軍閥によつて投獄されたる政治犯人を釋放しサウエート區域出入の通行證を發行し、革命法廷を開かねばならぬ。

一四、サウエートは執行及行政機關を組織せなければならぬ、例へば、農村の警衛隊 (赤衛隊) を作つて反革命を一掃し怠業と投機をなす事業家に對して特別委員會を設けるが如きことである。但し之等らの機關には以前の反革命的官僚を

採用したり又は富豪紳士的な名稱を用ひたりしては不可ない。

一五、サウエートには執行委員會を組織し、更にその下に各種の委員會、經濟、財政、教育、總務等の部會を設置するを要す。九人以下にて組織せられたる村サウエートは一人の書記を選出して常にサウエートの業務に當らしむべし。鎮サウエート (多くの村を包括し、或る鎮を郷サウエートの中心とする) の執行委員會は三人乃至五人を以て組織せしむるを要する。

一六、小都市及縣サウエートの執行委員會は代表人數の多少とサウエートの活動の輕重に應じて、二十五人乃至三十五人を以て組織し、且つ三人乃至五人の常任委員會および二人の候補常任委員を選出するを要す。

一七、サウエートを官僚機關化せしめざるため、又その活動を大衆より游離せしめざるため、サウエートの活動は勤勞大衆の眼前においてその監督の下に進めねばならぬ。從て能ふ限り労働者を吸収してサウエートの活動に参加せしめよ。

一八、サウエートの會議 (村、郷、鎮等のサウエート執行委員會) には必ず労働者、農業労働者、苦力及發言權を有する農民を参加せしめ、且つ必ず各郷、各鎮、各都市、各工場及企業内において大衆大會を召集してサウエートの活動と決議を報告し、大衆の賛同を得ねばならぬ。而して参加者の凡ての提議と事務上の改正は必ずサウエートの正式會議に上呈され、その決議を経るを要する。

二項 サウエート政權の集中化

一、赤衛軍が數ヶの連接したる村鎮及都市を占領する際には、必ず區域は縣毎に郷區および都市サウエート大會を召集し各村、鎮、市サウエートより代表を選出して大會に参加せしめねばならぬ。代表派遣の標準は、必ず人民の多少、地點の重要性によつて決定し中心都市よりのプロレタリア代表數を比較的多くせねばならぬ。

二、プロレタリアートの力が比較的強き中心都市のサウエートは前頂大會のイニシアティブを取るを要し、赤衛軍も必ずこの大會に代表を送らねばならぬ。

三、大會は一區或は一縣の凡ゆる事務を討論し、七名乃至十五名の執行委員を選挙して區 (或は縣) 執行委員會を作り、一區 (或は一縣) の政權を集中せなければならぬ。但しこゝに言ふ所の「區」なる意味は、幾多の郷を聯合する縣の大半

又は縣城が未だ獲得されざる時の全縣を意味するものである。
四、縣或は區サウエート大會後、もし進展して數縣或は數區又は一省を占領したる場合は、必ず省サウエート大會を召集するを要し、その際の代表選舉の標準は、縣及區サウエート大會の任務の場合と同様である。即ち省サウエート大會の任務は全省の事務を處理し、省執行委員會の委員を選舉することである。
五、右大會のイニシアテイヴは無産階級の區或は縣或は市サウエートが執るべきものにして、サウエートの領域が更に擴大せられたる場合には、省サウエートの成立大會を召集し、中間サウエート共和國の樹立を實際的問題となすを要す。
六、この大會はサウエート共和國の憲法その他の基本法律を制定し、省、縣、村、鎮サウエートの活動を糾正し、確定し各省縣の一致した法律を決定し、更に代表選舉條例及赤衛軍の組織等々を決定し、最後に中央執行委員會（これは二個のサウエート大會の間の最高の政權機關である）を選舉しなければならぬ。中央執行委員會は臨時革命政府として組織されるものである。

三項 蘇維埃と社會團體との關係

- A サウエートと各種社會團體との關係は、民族開放運動と土地革命の利益によつて決定されなければならぬ。村鎮及都市サウエートが己に國家政權の機關である以上、必ず勞働者、農業勞働者、苦力及農村貧民等の組織を通じて彼等との恒常的聯繫並に恒常的協同を發生せしむるを要する。
- B 物質的には、これらの機關に對して、事務所その他諸般の點において援助を與へねばならぬ。
- C 勞働者、農業勞働者、苦力等が、彼らの雇主との間に衝突を起したる時は、サウエートは完全に勞働者側に立つて、物質的に又組織的に彼らを援助し、必要に應じては更に行政的手段によつて搾取者に對應すべきである。
- D 黨は須く黨細胞を通じてプロレタリアート並に農民大衆の組織をして、一致してサウエートが反革命の徒に對して行ふ鬭争を援助せしめ、同時に強固なるサウエート支配の樹立を援助せしめなければならぬ。

四項 サ區域の防備

- イ、動勞大衆が鬭争によつて獲得したサウエート政權は、内外の反革命的勢力によつて危害を受けざるやう恒常的にして且つ周到なる保障を必要とする。
- ロ、政治上及經濟上において、民族開放運動および土地革命を消滅せしめんとする一切の敵に對しては必ず頑強にして恒常的なる武装を以てサウエート政權を守らねばならぬ。
- ハ、右の保障を獲得するためには、當面直に凡ゆる成年大衆をして軍事的訓練を受けしめねばならぬ。即ち銃器の使用法、火藥及彈藥の裝填法などを習得せしめ、射撃法、傷病戰士の救護法などを教へ、宣傳法を訓練せしめて役立たしめねばならぬ。
- ニ、サウエート内における各選舉權所有者も亦必ず銃器の使用法、救護法火藥及彈丸の裝填法等を會得しおかなければならぬ。
- ホ、サウエートは必ず常備の武装勢力を有してゐなければならぬ。例へば、赤衛軍村鎮都市の警衛隊（内部の秩序を保つための）、反革命勢力を掃蕩しサウエートを保護するための勞働組合、黨の支部機關、火藥庫、糧食貯藏所、家畜養牧場の特務所および特務隊の如きものがそれである。

五項 蘇維埃内に於ける黨の任務

- 一、サ政權の樹立およびその活動の進展には、全中國共產黨および黨の各支部、各黨員はすべて最も重要な責任を負ふものである。従て黨各支部各黨員は必ず積極的にサウエート選舉の準備活動に参加して、勞働者、農業勞働者、苦力及貧民らが有能なる代表を選舉するやう彼らを援助し、中農に對しては民族解放運動および土地革命に最も勇敢にして、最も忠實なる代表を選舉するやう宣傳しなければならぬ。
- 二、サウエート内における黨員は、須く黨細胞を組織し、その他の黨支部の指導を受けなければならぬ。
- 三、黨細胞はサウエートの提案及その決議にイニシアテイヴを執り、又報告會及其他各種會議召集のイニシアテイヴを

とらなければならぬ。

四、黨細胞は、全サウエートの活動、情勢に注意し、又富農、既に助擧權を剝奪されたる者、その他の勤勞大衆の仇敵等がサウエートに潜入せざるやう注意しなければならぬ。と同時に、廣汎なるプロレタリアート農業労働者、貧農および赤衛軍兵士の積極的分子をサウエートの周圍に團結せしめなければならぬ。

八節 中國共產黨の黨綱と黨章

(註) 黨綱及黨章は共產黨の憲法とも云ふべきもので最も重要なものである。以下本節に掲ぐるものは總て入黨に際して交附されるもので、最初に「中國共產黨入黨須知」の項を附して「共產黨とは何か」の説明を與へてゐるがその解釋は研究者に好個の資料となるであらう。

一項 中國共產黨人黨須知

共產黨とは何か 共產黨とは何であるかと云へば之に答へる言葉は頗る簡單且つ明瞭である。即ち人類中絶對多數を占める勞農大衆の利益を代表して奮闘するものであり、更に簡單に言へば無産階級の先鋒隊である。但し世間には往々共產黨に對する認識を誤り、分産黨或は均産黨といふが如く誤解或は曲解するものがある。此種誤解者又は曲解者は「中國は貧弱な國なるが故に若し全國の財産を國民に均分するとすれば却て全人民が共倒れとなり、將來人民は全部餓饉に陥るであらう」といふが如き可笑しなことを云ふ。かゝる説法は共產主義を全然理解しないために行はれるものであるから先づ共產主義とは如何なるものであるかと云ふことから明かにしやう。

共產主義とは如何なるものであるか、それは一種の共同生産と共同分配の制度を確立せんと欲するものである、私有制度の社會においては地主資本家は、勞せずして利潤を得る、即ち彼等は室内に座して徒食し、幾千萬の勞農大衆は工場及田園裏に使役されてゐるにも拘らず、一生牛馬同様の生活をなさねばならぬ。資本家は勞農の血を搾り、それを以て自動車に座し、美食をなし、洋館に住み、美女を求め以て一身の享樂を恣にするものである。

然るに同じ人類でありながら喰ふに食なく、着るに衣なく、地獄の生活に泣いて暮すものがどれ程あるであらうか、斯る不平等の制度は全く資本主義の罪惡だ、故に△△△の目的は○○○○を徹底的に轉覆し、社會の階級的な不平等を打破し和平友愛の新社會を建設し、以て「各盡所能、各取各所需」の大同世界に到らんとするに在る、而して共產黨は共產主義を實現するために奮闘する所の一種の組織である。

資本主義の生産は農業生産に取つて代り、社會經濟の變革を経て、封建的○○より一種新なる○○方式に改變されたのである。是によつて工賃奴隸制度が打建てられ社會は二つの營壘に劃分されるに至つた。その一つは即ち資産階級、他の一つは即ち無産階級である。且つ二つの階級的利益は不同のため階級闘争は之に従つて起つた。然し資産階級は小數人の利益を以て人類中最大多數の労働者階級と勤勞大衆を壓迫支配するに至つた。資本と生産は益々集中され、小資産者は漸次破産し、労働豫備軍は日に日に増加するに至つた、茲に於て無産階級は初めて、自覺し、階級的勢力を團結し、現社會の×××制度を轉覆し、眞正なる自由和平友愛の社會を創造する必要を悟つたのである。久しき闘争の經驗によつて無産階級は階級的團結の必要を知るに至つた。のみならず堅固なる階級的政黨の指導なくして無産階級の革命を完成する能はずとの理解を有するに至つた。かくして生れた共產黨は無産階級の闘争の勝利を争ふ唯一の武器となるに至つたのである。或者は斯の如く言ふ「無産階級と資本家の階級闘争には何故に是非とも共產黨を必要とするか、労働者は工會と合作社を有するではないか」と、工會と合作社は廣汎なる労働大衆を團結する聯合戦線であつて、労働大衆に對して堅強なる政治的指導をなすものではない、共產黨の労働階級指導は、日常闘争により政權を奪取して無産階級の專制を建立するまでに至るものなるが故に、共產黨は無産階級の政黨であり、無産階級指揮の總參謀部なのである。

● 共產黨の組織が無産階級の闘争條件に適應する所以は「第一に共產黨には鐵の規律がある。共產黨の黨員は誰れ彼れが別なく總て黨紀に服従し、黨章を遵守せねばならない」からだ。若し紀律に違背し或は黨を妨碍し、黨を破壊するものが發生すれば嚴重なる制裁が行はれる。小なる錯誤、或は別個の錯誤に對しても直に警告と批判を加へて同志達を覺醒理解せしめ大なる錯誤に至らしめない。又政治上、組織上に於て動搖或は反黨的行爲があれば黨は必ず嚴重なる處置を加へ、或は黨籍を解除することもある。「第二には共產黨の組織原則は民主集中制である」この「民主」とは各黨員總てが黨内